

(案)

令和6年度

大阪府水防計画

大阪府

(案)

資料 4

目 次

第 1 章	総 則	
第 1 節	目 的	1
第 2 節	用 語 の 定 義	1
第 3 節	水 防 の 責 任 等	4
第 4 節	津波における留意事項	8
第 5 節	安 全 配 慮	9
第 2 章	水防組織と機構	
第 1 節	大阪府内の水防組織	10
第 2 節	大阪府水防本部	10
第 3 節	水防管理団体の機構	14
第 4 節	大規模氾濫減災協議会	14
第 3 章	水防区域と水防上の留意事項	
第 1 節	河川、海岸及び港湾水防区域	16
第 2 節	ため池防災関係水防区域	16
第 3 節	ダム、重要水こう門、重要防潮水門、重要防潮扉及び主要排水施設、 主要貯留施設	16
第 4 章	水 防 態 勢	
第 1 節	大阪府水防本部の水防態勢	18
第 2 節	水防管理団体の水防態勢	20
第 5 章	予報、警報及び連絡系統	
第 1 節	気象予報、警報	22
第 2 節	津波警報等	34
第 3 節	淀川、大和川及び猪名川洪水予報	39
第 4 節	大阪府知事指定河川の洪水予報	41
第 5 節	水位周知河川の水位到達情報	47
第 6 節	水位周知海岸の水位到達情報	51
第 7 節	水防警報及び水防情報	53
第 8 節	寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の運転調整	76
第 9 節	治水ダムの防災情報	78
第 10 節	土砂災害警戒情報	81
第 11 節	警戒レベル	84
第 12 節	ホットラインの構築と活用	85
第 6 章	雨量、水位及び潮位の観測通報及び公表	
第 1 節	雨量、水位、潮位及びため池水位の観測	86
第 2 節	雨量の観測通報及び公表	86
第 3 節	河川水位の観測通報及び公表	86
第 4 節	潮位の観測通報	87
第 5 節	ため池水位の観測通報	88
第 6 節	情報交換の実施	88
第 7 章	水防施設、資器材の整備及び輸送の確保	
第 1 節	水防施設及び資器材の整備	89
第 2 節	資機材の整備基準	89
第 3 節	水防施設及び資器材等の現況	90
第 4 節	輸送計画と道路情報	90
第 8 章	監視及び警戒	
第 1 節	常 時 監 視	91
第 2 節	非 常 警 戒	91
第 3 節	警戒区域の設定	92
第 4 節	緊急通行	92

第 9 章	避難のための立退き	
第 1 節	避難のための立退計画	93
第 2 節	避難及び立退き	93
第 3 節	水 防 信 号	94
第 10 章	決壊・漏水等の通報及びその後の処置	
第 1 節	決壊・漏水等の通報	95
第 2 節	決壊等後の処置	95
第 11 章	応援、協定及び出動要請	
第 1 節	水防管理団体相互の応援と協定	96
第 2 節	警察への出動要請	96
第 3 節	自衛隊への派遣要請	96
第 4 節	隣接府県との協定	96
第 5 節	企業（地元建設業等）との連携	97
第 6 節	そ の 他	97
第 12 章	記録及び報告	
第 1 節	水 防 記 録	98
第 2 節	水 防 活 動 報 告	98
第 13 章	水防標識及び身分証票	
第 1 節	水 防 標 識	99
第 2 節	身 分 証 票	99
第 14 章	費用負担及び公用負担	
第 1 節	費 用 負 担	100
第 2 節	公 用 負 担	100
第 15 章	水防管理団体の水防計画	102
第 16 章	水 防 訓 練	
第 1 節	実 施 要 領	102
第 2 節	実 施 時 期	102
第 17 章	浸水想定区域などにおける円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
第 1 節	洪水浸水想定区域の指定状況	103
第 2 節	高潮浸水想定区域の指定状況	109
第 3 節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	109
第 4 節	洪水・内水・高潮ハザードマップ	110
第 5 節	予想される水災の危険の周知等	110
第 6 節	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	110
第 7 節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	111
第 8 節	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	111
第 9 節	洪水リスク表示図の公表	111
第 10 節	浸水被害軽減地区	112
第 11 節	避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成	112
第 12 節	ため池ハザードマップ	112
関連法令等		113
重要水防区域図		

令和 6 年度

大阪府水防計画

水 防 計 画 1 頁

関 連 法 令 等 113 頁

重 要 水 防 区 域 図

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、大阪府域における河川、下水道、海岸、港湾及びため池等に対する水防上必要な事項についてその大綱を示すものである。

第 2 節 用 語 の 定 義

1. 大阪府水防本部

洪水、内水、津波又は高潮による水災のおそれがあるとき、大阪府域における水防を総括するため、大阪府に設置する水防本部をいう。

2. 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合をいう。

3. 指定水防管理団体（法第 4 条）

水防管理団体中、水防上公共の安全に重大なる関係のあるものとして知事が指定したものをいい、府下には次の 4 組合がある。

(1) 淀川左岸水防事務組合

(2) 淀川右岸水防事務組合

(3) 大和川右岸水防事務組合

(4) 恩智川水防事務組合

4. 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者をいう。

5. 消防機関（法第 2 条第 4 項）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

6. 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

7. 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

8. 量水標管理者（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

9. 水防協力団体（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条）

水防管理者が、水防団及び消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動

に協力する主体として指定した法人その他これに準ずるものをいう。

10. 水防警報(法第2条第8項、第16条)

国土交通大臣または知事がそれぞれ指定した河川又は海岸について洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

11. 水防警報河川又は水防警報海岸(法第16条)

(1)国土交通大臣が洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し公示した河川をいう。

(2)知事が前項以外の河川又は海岸で洪水、津波又は高潮により府民経済上相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定し公示した河川又は海岸をいう。

12. 洪水予報河川

(1)国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

(2)知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により府民経済上相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

13. 洪水予報(法第10条、第11条)

(1)国土交通大臣があらかじめ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、気象庁長官と共同してその状況を周知せしめるため行う発表をいう。

(2)知事が、前項以外のあらかじめ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、気象庁長官と共同してその状況を周知せしめるため行う発表をいう。

14. 水位周知河川(法第13条)

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民又は府民経済上重大又は相当な被害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

15. 水位周知海岸(法第13条の3)

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸をいう。

16. 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川においては、避難判断水位(下記19)への到達に関する「氾濫警戒情報」、氾濫危険水位(下記20)への到達に関する「氾濫危険情報」および水位周知区間で発生した氾濫に関する「氾濫発生情報」のことをいう。水位周知海岸においては、高潮特別警戒水位(下記22)への到達及び水位周知海岸で発生した氾濫に関する「高潮氾濫発生情報」および高潮特別警戒水位を下回ったことに関する「高潮氾濫発生情報解除」のことをいう。

17. 水防団待機水位(法第12条第1項に規定される通報水位)

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防

体制に入る水位をいう。

18. 氾濫注意水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。

19. 避難判断水位

住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位であって、市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位をいう。

20. 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位に相当する（法13条）。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。

21. 洪水特別警戒水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）

水位周知河川において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

22. 高潮特別警戒水位（法第13条の3）

水位周知海岸において、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。市町村長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位である。

23. 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域をいう。

24. 洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。

25. 高潮浸水想定区域（法第14条の3）

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、水位周知海岸について、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸が氾濫した場合に浸水が想定されるとして都道府県知事が指定した区域をいう。

26. 大阪府災害対策本部等（災害対策基本法第23条、第40条）

災害対策基本法及び大阪府地域防災計画に基づき大阪府の地域に係る防災に関し、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るために設置する機関をいう。

(1) 大阪府防災・危機管理指令部

大阪府防災・危機管理指令部は、災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。指令部長は、災害等が発生した場合、府域が台風最接近の概ね 72 時間前の時点で台風の予報円が大阪府域にかかりその中心が大阪府庁から 150km 以内にあり、かつ最接近時の中心付近の最大風速が 35m/s 以上と予測されている場合、台風最接近の概ね 24 時間前の時点で府域が台風の暴風域に入ることが予想される場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、必要に応じて（府域において震度 4 を観測した場合や津波注意報が発表された場合には直ちに）指令部会議を開催し、災害等応急対策の検討を行う。

(2) 大阪府災害警戒本部

大阪府災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、府域において震度 5 弱又は震度 5 強を観測したとき、津波予報区「大阪府」に津波警報が発表されたとき、津波による災害の発生が予測され対策を要すると認められるとき、台風最接近の概ね 48 時間前の時点で予報円が大阪府域にかかりその中心が大阪府庁から 100km 以内にあり、かつ最大風速（陸上）30m/s 以上の台風が府域に上陸・最接近することが見込まれるとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

(3) 大阪府災害対策本部

大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、府域において震度 6 弱以上の震度を観測したとき、府域に特別警報（気象業務法第 13 条の 2）が発表されたとき、原子力事業者からの通報（原災法第 10 条第 1 項）を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第 15 条）を発出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

27. 河川協力団体(河川法第 58 条の 8 第 1 項)

河川管理者が、自発的に河川管理に資する活動を河川管理者と連携して行う NPO 等として指定したものをいう。

第 3 節 水防の責任等

水防の責任等は水防法により、各々次のように規定されている。

1. 大阪府の責任(法第 3 条の 6)

大阪府は、府下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

2. 市町村の責任(法第3条)

市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

3. 気象庁長官(大阪管区気象台長)の責任(法第10条第1項)

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を大阪府知事(水防本部長)に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(第3節4・5に記載するものを除く)

4. 国土交通大臣(近畿地方整備局長)の責任(法第10条第2項、第14条、第16条第1項・第2項)

(1)洪水予報 国土交通大臣は、淀川、大和川、猪名川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を示して当該河川の状況を大阪府知事(水防本部長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。また、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村長に通知しなければならない。

(2)水防警報 国土交通大臣は、淀川、大和川、石川、猪名川について洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、水防警報を発表し、大阪府知事(水防本部長)に通知しなければならない。

(3)洪水浸水想定区域 国土交通大臣は、淀川、大和川、猪名川について、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとし、指定した場合には、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村長に通知しなければならない。

5. 知事(大阪府水防本部)の責任(法第10条第3項、第11条、第13条第2項、第13条の3、第13条の4、第14条、第16条第1項・第3項)

(1)洪水予報 知事は流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。また、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村長に通知しなければならない。

(2)洪水に係る水位情報の通知及び周知 知事は(1)で指定した河川以外であらかじめ指定した河川について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、直ちに水防計画

で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- (3) 高潮に係る水位情報の通知及び周知 知事はあらかじめ指定した海岸について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。通知をした知事は、緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村長に通知しなければならない。
- (4) 水防警報 知事はあらかじめ指定した河川又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときは、水防警報を発表しなければならない。
- (5) 洪水浸水想定区域 知事は(1)及び(2)で指定した河川及び河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定するものとし、指定した場合には、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村長に通知しなければならない。
- (6) 高潮浸水想定区域 知事は(2)で指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域を、高潮浸水想定区域として指定するものとし、指定した場合には、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村長に通知しなければならない。
- (7) 知事は、淀川、大和川、猪名川に関する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知しなければならない。
- (8) 知事は、淀川、大和川、石川、猪名川に関する水防警報の通知を受けたとき、または(3)の水防警報を発表したときは水防計画で定める水防管理者及びその他水防関係機関に通知しなければならない。

6. 市町村防災会議(市町村長)の責任(法第15条)

- (1) 市町村防災会議(または市町村長)は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 洪水予報、水位到達情報、その他の人的被害が生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報の伝達方法
 - ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
 - ③ 災害対策基本法第四十八条第一項防災訓練として市町村長が行う洪水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - ④ 洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内に地下街その他地下に設けられた不

特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む）、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの、又は大規模工場等でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(2) 市町村防災会議(または市町村長)は、(1)の④に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保、浸水の防止が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(3) 洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、(1)の①から④に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他必要な措置を講じることとする。

7. 水防管理者の責任(第 17 条、第 36 条第 2 項、第 39 条第 4 項)

(1) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(2) 水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

(3) 水防管理者は、水防協力団体の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

8. 警察の任務（法第 22 条）

警察署長は、水防のため水防管理者等から援助の要求等があった場合は協力するものとする。

9. 放送局、その他の通信機関の責任(法第 27 条)

放送局その他通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

10. 量水標管理者の責任(法第 12 条)

(1) 量水標管理者は、量水標等の水位が水防団待機水位を超えるとときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(2) 量水標管理者は、量水標等の水位が氾濫注意水位を超えるとときは、その水位の状況を公表しなければならない。

11. ため池管理者の責任

ため池管理者は、水害が予想されるときは当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉等の開閉を行わなければならない。

1 2. 一般府民の義務(法第 24 条、第 29 条)

一般府民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者等から要請があったときは水防に従事するとともに、水防管理者から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。

1 3. 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者の義務(法第 15 条の 2)

当該地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

1 4. 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の義務(法第 15 条の 3)

当該施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練及びその他の措置に関する計画を作成しなければならない。これを作成したときは市町村長に報告しなければならない。

当該施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施し、その結果を市町村長に報告をしなければならない。

計画の作成、訓練結果の報告を受けた市町村長は必要な助言又は勧告をすることができる。

1 5. 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者の義務(法第 15 条の 4)

当該工場等の所有者又は管理者は、当該工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する計画を作成するよう努めなければならない。これを作成したときは市町村長に報告しなければならない。

1 6. 水防協力団体の義務(法第 38 条)

水防協力団体は、水防団又は消防機関が行う水防活動に協力する場合は、水防団及び消防機関との密接な連携の下に行わなければならない。

第 4 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から日本沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間の内に津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波の場合、水防警報の発表、施設操作指令等、通常の情報伝達を行う余裕がない可能性が高い。従って、近地津波の場合は、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をもって、水防警報の発表及び施設操作指令が発令されたものとして、

水防団員をはじめとする施設操作者の「安全時間（安全・確実に退避が完了するよう余裕を見込んだ時間、以下同じ）」を考慮した避難必要時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。また、地震の影響による建物倒壊などで足下の状況が悪いなどにより、避難場所までの所要時間が通常想定以上にかかる場合があることにも留意し、水防団員をはじめとする施設操作者の避難時間を確保する必要がある。

第5節 安全配慮

水防管理者は、洪水、内水、津波又は高潮のいずれかにおいても、ライフジャケットの着用や不通時でも利用可能な通信機器の携行、原則として複数人での活動、施設操作後の避難の徹底及び避難場所の確保・指定により、水防作業従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防作業従事者の安全を確保しなければならない。

指揮官は、水防作業従事者の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防作業従事者へ周知し共有しなければならない。

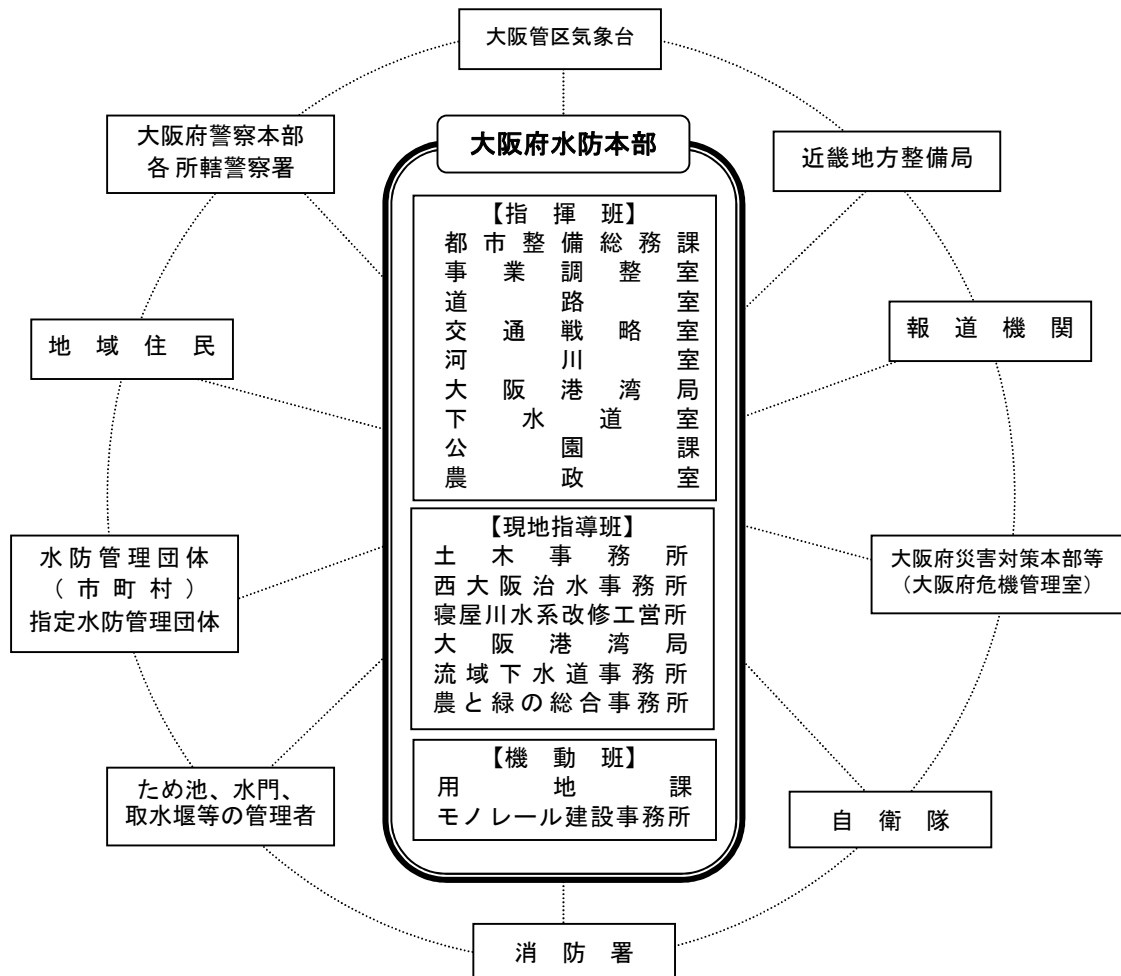
津波浸水想定区域内における水防作業従事者は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織と機構

第1節 大阪府内の水防組織

洪水、内水、津波又は高潮の際には、大阪府、水防管理団体、国土交通省、気象台、警察署など関係機関をはじめ府民の参加も得て水防にあたるものとする。

《大阪府内の水防組織図》

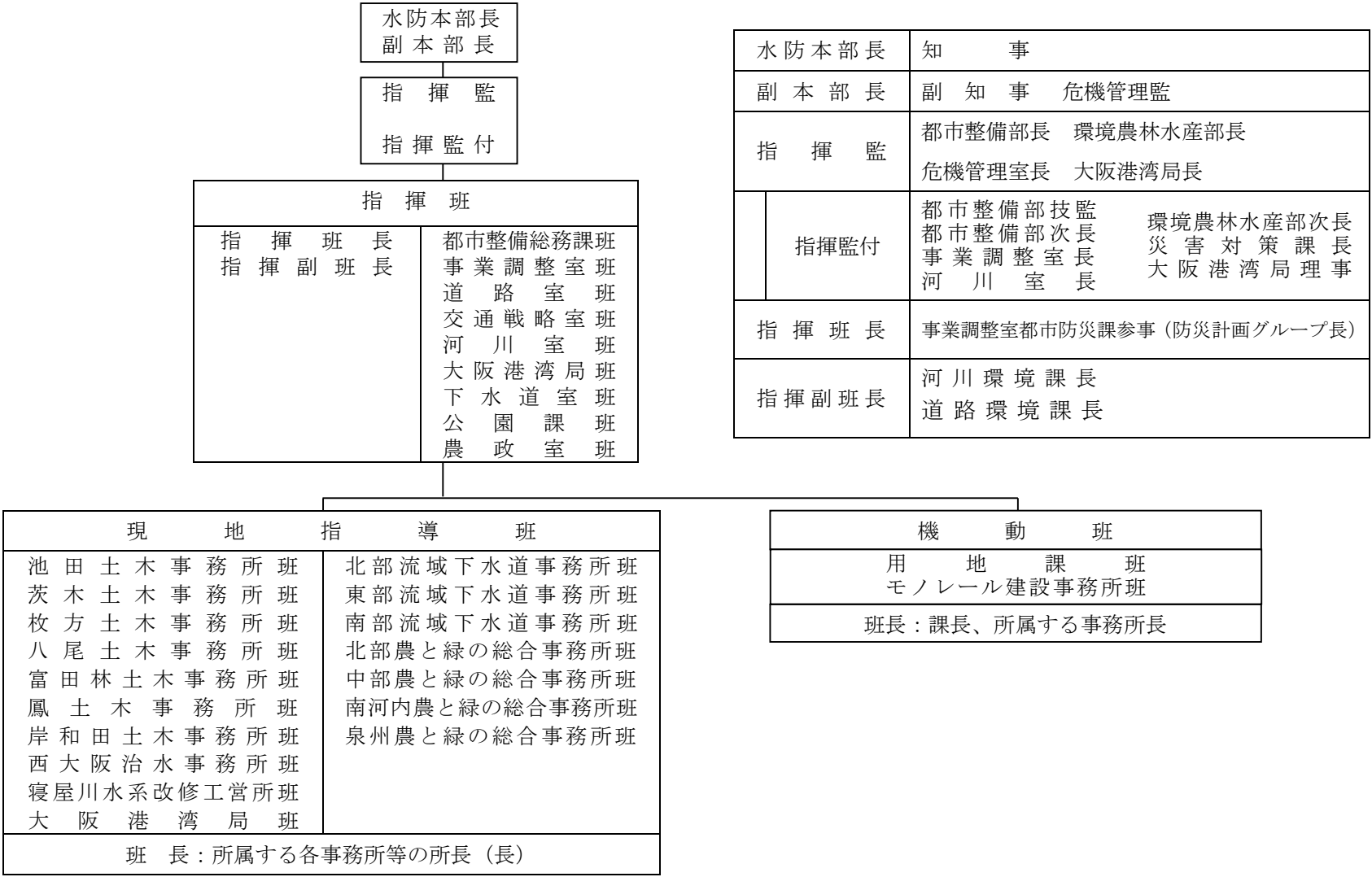


第2節 大阪府水防本部

1. 大阪府水防本部

大阪府は、洪水、内水、津波又は高潮による水災のおそれがあるとき、大阪府域における水防を統轄するため、水防本部を設置し、大阪府防災・危機管理指令部と連携して活動する。なお、大阪府災害警戒本部が設置された場合は、同本部と連携し、大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

大阪府水防本部機構図



(1)指揮班

- (イ)本部役員の招集、機動班の出動、報道及び広報、災害対策本部との連絡調整、警察・自衛隊との調整、庶務等に関すること。
- (ロ)水防配備の指令、水防警報及び各種情報の収集と伝達、緊急対策等に関すること。
- (ハ)被災状況の把握（現地指導班との連携による）

(2)現地指導班

- (イ)自らの判断、又は指揮班の指揮により、管轄区域の水防管理団体への現地指導、情報連絡、水防警報等現地における総ての水防業務に関すること。
- (ロ)自ら管理する施設の管理を十分に行うと共に、水こう門、鉄扉等の外部の管理者に対しては、適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握すること。
- (ハ)被災状況の把握

(3)機動班

状況に応じ、指揮班、現地指導班の指揮下に入り同班を応援する。

2. 現地指導班の水防管轄区域

土木事務所、農と緑の総合事務所等（以下「現地指導班」という。）の水防管轄区域は、次の表のとおりとする。

(1)一般防災関係

現地指導班名	管 轄 水 防 区 域
池 田 土 木 事 務 所 班	池田市、豊中市、箕面市、能勢町、豊能町内各河川（箕面川ダム含む）。ただし、神崎川を除く。
茨 木 土 木 事 務 所 班	高槻市、茨木市、吹田市、摂津市、島本町内各河川（安威川ダム含む）。ただし、安威川は神崎川合流点まで含む。
枚 方 土 木 事 務 所 班	枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、交野市、四條畷市、門真市内各河川。ただし、寝屋川は京阪萱島駅鉄橋下流端より上流とする。
八 尾 土 木 事 務 所 班	東大阪市、八尾市、柏原市内各河川。ただし、 ①大和川は下高野橋上流端から上流の右岸及び石川合流点より上流の左岸とする。 ②平野川は上流大和川分派点より中央環状線までとする。 ③恩智川は下流近鉄信貴線鉄橋下流端より上流柏原停車場大県線までとする。 ④第二寝屋川、落堀川を除く。

富田林土木事務所班	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村内各河川（狭山池ダム含む）、西除川、西除川放水路、落堀川、東除川、平尾小川の全川。ただし、大和川は下高野橋上流端から石川合流点までの左岸とする。
鳳土木事務所班	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町内各河川。ただし、 ①大和川は下高野橋より下流河口までの両岸とする。 ②牛滝川は大阪和泉泉南線高橋より下流とする。 ③西除川、西除川放水路、落堀川、東除川、平尾小川を除く。
岸和田土木事務所班	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、泉南市、阪南市、田尻町、岬町内各河川。ただし、牛滝川は大阪和泉泉南線高橋より上流とする。
寝屋川水系改修工営所班	城東、鶴見、旭、都島、東成、生野、東住吉、平野、中央各区内の寝屋川水系各河川、及び第二寝屋川全川。ただし、 ①寝屋川は京阪萱島駅鉄橋下流端から下流部とする。 ②恩智川は近鉄信貴線鉄橋下流端から下流部とする。 ③平野川は中央環状線から下流部とする。 ④古川は寝屋川合流点より上流 7.4km 区間とする。
西大阪治水事務所班	大阪市内各河川及び神崎川全川。ただし、寝屋川水系改修工営所班、茨木土木事務所班、富田林土木事務所班及び鳳土木事務所班の所轄分を除く。
大阪港湾局班	堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の海岸、 大阪港、天保山運河、堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港、深日港
北部流域下水道事務所班	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町内の猪名川流域下水道、安威川流域下水道、淀川右岸流域下水道
東部流域下水道事務所班	枚方市、交野市、大阪市、守口市、寝屋川市、門真市、大東市、東大阪市、四條畷市、八尾市、柏原市、藤井寺市内の淀川左岸流域下水道、寝屋川北部流域下水道、寝屋川南部流域下水道
南部流域下水道事務所班	大阪市、堺市、富田林市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、八尾市、千早赤阪村、泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、忠岡町、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、岬町内の大和川下流流域下水道、南大阪湾岸流域下水道

(2)ため池防災関係

現地指導班名	管 轄 水 防 区 域
北部農と緑の総合事務所班	島本町、高槻市、茨木市、摂津市、吹田市、能勢町、豊能町、箕面市、池田市、豊中市
中部農と緑の総合事務所班	東大阪市、八尾市、柏原市、枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市
南河内農と緑の総合事務所班	太子町、河南町、大阪狭山市、千早赤阪村、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、松原市、滝畑ダム管理区域（ダム堤体から上流部 2.4km まで）
泉州農と緑の総合事務所班	熊取町、田尻町、阪南市、岬町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、忠岡町、堺市、高石市、泉大津市、和泉市

第 3 節 水防管理団体の機構

1. 水防管理団体の組織

各水防管理団体の組織は、それぞれの水防計画に定めるものとする。

2. 指定水防管理団体

水防上、公共の安全に重大な関係があるとして、知事の指定を受けた水防管理団体で、防御対象河川と区域は資料編付図第 1 図「管内水防事務組合防御河川及び区域図」のとおりである。

第 4 節 大規模氾濫減災協議会

大阪府内において大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会の機能と有する会議体は下表のとおり。都道府県大規模氾濫減災協議会について、大阪府においては地域ごとに設置している。知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

名称	設置主体	構成市町村
淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域）	国土交通大臣 （淀川河川事務所）	大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、島本町
大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会	国土交通大臣 （大和川河川事務所）	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市

猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会	国土交通大臣 (猪名川河川事務所)	豊中市、池田市、尼崎市、伊丹市、川西市
豊能地域水防災連絡協議会	大阪府知事 (池田土木事務所)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
三島地域水防災連絡協議会	大阪府知事 (茨木土木事務所)	大阪市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
北河内地域水防災連絡協議会	大阪府知事 (枚方土木事務所)	枚方市、交野市、寝屋川市、大東市、四條畷市、門真市、守口市
中河内地域水防災連絡協議会	大阪府知事 (八尾土木事務所)	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内地域水防災連絡協議会	大阪府知事 (富田林土木事務所)	大阪市、堺市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原市
泉北地域水防災連絡協議会	大阪府知事 (鳳土木事務所)	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南地域水防災連絡協議会	大阪府知事 (岸和田土木事務所)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
西大阪地域水防災連絡協議会	大阪府知事 (西大阪治水事務所)	大阪市、豊中市、吹田市

第3章 水防区域と水防上の留意事項

第1節 河川、海岸及び港湾水防区域

府下の河川、海岸及び港湾等について、その現状と洪水、津波又は高潮が公共上及ぼす影響の程度を勘案して、次のとおり区分する。

1. 特に重要な水防区域
2. 重要水防区域
3. その他

河川、海岸等の管理者は、施設の保全に努め、水防管理者との連携を密にし、水防活動が円滑に行われるように努めるものとする。

なお、国及び府の管理外の河川については、水防管理団体の水防計画において、その水防区域を定め、万全を期するものとする。

河川、海岸並びに港湾の重要水防区域は、資料編付表第1表「一般防災関係重要水防区域」及び本編別図「大阪府重要水防区域図」のとおり。

第2節 ため池防災関係水防区域

府下のため池を公共上及ぼす影響の程度を勘案して水防区域を次のとおり区分する。

1. 特に重要な防災重点ため池（A級）
2. 重要な防災重点ため池（B級）
3. 防災重点ため池（C級）
4. A級、B級、C級以外のその他の防災重点ため池（その他）

ため池管理者は、施設の保全に努め、水防管理者との連携を密にし、水防活動が円滑に行われるように努めるものとする。

ため池名称、所在地等は、資料編付表第2表「ため池防災関係水防区域」に示す通り。
なお、本編別図「大阪府重要水防区域図」を準用し所在地をプロット。

第3節 ダム、重要水こう門、重要防潮水門、重要防潮扉及び主要排水施設、主要貯留施設

各施設の管理者は、常に施設が十分に機能を発揮できるように整備しておくと共に水防時には適正な操作を行い、水害の防止に万全を期するものとする。ただし、操作規程等のあるものはこれによる。

水防管理者は、ダム、水こう門等の規模、能力等を熟知し、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

水防上重要なダム、水こう門等は次のとおりである。

1. 重要水こう門一覧表	資料編付表	第3表
2. 重要防潮水門等一覧表	〃	第4表
3. 重要防潮扉設置箇所一覧表	〃	第5表
4. 主要排水施設設置箇所一覧表	〃	第6表
5. 主要貯留施設一覧表	〃	第7表
6. ダム一覧表	〃	第8表

第4章 水防態勢

第1節 大阪府水防本部の水防態勢

1. 配備体制

常時勤務から水防態勢への切換えを確実に、かつ迅速に行うと共に、水防活動の完遂を期するため、次の要領による警戒配備並びに非常配備を行う。

2. 警戒配備

配 備 時 期	配 備 内 容	配備人員
気象情報と水位情報に注意する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには時間的余裕があり、主として情報連絡を行うとき。	連絡員を配備し、必要によっては自動車1台以上を待機する。	水防要員の内数名程度

3. 非常配備

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容	基本配備人員
第1非常配備	今後の気象情報と水位情報に十分注意と警戒を要すると共に、水防活動の必要が予想されるとき。	原則、12時間交替として配備、水防業務に当たらせ、自動車1台以上を待機させる。	水防要員の内1/8～1/4程度
第2非常配備	水防活動の必要が予想されるとき、又は開始し、第1配備では体制不十分と判断されるとき。	原則、12時間交替として配備、水防業務に当たらせ、自動車は緊急車を含め所有数の半数以上を待機させること。	水防要員の内1/6～1/2程度
第3非常配備	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなって、第2非常配備では体制不十分と判断されるとき。	水防計画において定めた全員を水防業務に当らせる。	水防要員全員

4. 発令及び解除

水防本部長は、前記の配備区分により水防配備を発令する。ただし、現地指導班長は、自らの管轄水防区域の状況を考慮して、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めておくとともに、緊急に必要なと認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行わなければならない。この場合は、直ちに水防本部長に報告するものとする。

なお、勤務時間外における水防配備の迅速化を期するため、指揮班及び現地指導班は気象台から大雨、洪水及び津波に関する注意報等が発表されたときは、水防本部長の指令を待つことなく配備体制をとるものとする。

配備体制の解除は水防本部長が行う。

5. 津波時の水こう門、鉄扉等の閉鎖体制の確保

勤務時間外における南海トラフ地震等による津波に対し、水門等の津波防御施設の迅速な操作及び操作に伴う交通規制を実施するため、別途定める「大阪府水門等緊急操作員の指名等に関する要綱」に基づき、水門等緊急操作員に指名された職員により水こう門、鉄扉等の確実な閉鎖体制を確保するものとする。

6. 大阪府水防災情報システムの活用

水防本部長及び現地指導班長は、大阪府水防本部の配備体制の強化並びに水防警報・水防情報などの各種水防情報等の連絡について、その迅速化が図れるよう、大阪府水防災情報システムの活用に努めるものとする。（施設の概要については、資料編付表第19表「大阪府水防災情報システム一覧表」のとおり。）

7. 大阪府ため池防災テレメータシステムの活用

水防本部長及び現地指導班長は、大阪府ため池防災テレメータシステムを活用し、大阪府水防本部の配備体制の強化並びに水防情報などの連絡について、その迅速化を図るよう努める。また、水防管理者及びため池管理者は、ため池水防にかかる諸活動、諸施策の円滑な実施が図れるよう、大阪府ため池防災テレメータシステムの活用に努める。（施設の概要については、資料編付表第18表「大阪府ため池防災テレメータシステム施設一覧表」のとおり）

8. 大阪府防災情報システムの活用

水防活動を実施するうえで、民生や公共被害、また、市町村の避難指示等の必要な各種情報の収集及び伝達については、大阪府防災情報システムを有効に活用するものとする。

9. 注意事項

- (1)水防本部員は常に気象変化に注意し、水防指令の発令等が予想されるときは速やかに出動できるよう準備しておかなければならない。
- (2)出動人員は前記の配備体制によるが、現地指導班長は気象及び水位情報、並びに管理施設の状況等に応じて増員を行う等必要な人員を確保しなければならない。
- (3)水防勤務者は交替者と引継ぎを完了するまではその勤務場所を離れてはならない。
- (4)交替者は予め自己の勤務すべき時期を確認しておき水防業務に支障をきたさないようにしなければならない。

第2節 水防管理団体の水防態勢

1. 本部員の配備

各水防管理団体本部員（水防事務担当者）の配備については大阪府水防本部の水防態勢に準ずるものとし、水防管理者は予め具体的な配備体制を確立しておくものとする。

なお、非常配備につく時期及び解除については、水防管理者は大阪府水防本部長の発する水防指令、水防警報、その他の状況を判断のうえ主体的に行うものとするが、水防上緊急を要するとき知事は水防法第30条の規定により指示をする。

2. 作業員に対する出動準備及び出動

(1)出動準備

水防管理者は次の場合、管下水防団及び消防機関並びにため池管理者に対し出動準備をさせるものとする。

- ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断による）
- イ 潮位がO. P. (+)2.00mに達して、なお、著しく上昇のおそれがあるとき。^{※1}
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水、高潮の危険が予測されるとき。
- エ 農業用ため池の水位上昇等、異常が確認されたとき。

(2)出 動

水防管理者は、次の場合、直ちに管轄の水防団及び消防機関並びにため池管理者に対して定められた計画に従い出動させ、配備につかせると共に、この旨を現地指導班長に報告するものとする。

- ア 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

もしくは、氾濫注意水位を超えることが予想されるとき。

- イ 次の各項の気象状況になったとき。

(ア)大阪府高潮区域

高潮注意報が発表されたとき。

(イ)台風の経路

台風が岡山県以東、大阪湾内を通過するとき。

(ウ)風 速

台風等の接近により、大阪湾において風速 15 m/s 以上の南ないし西よりの風が吹き同時に満潮時になるとき。

ウ 大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき。

エ 農業用ため池の水位上昇等、異常が確認され、堤体の決壊や越流のおそれがあるとき。

オ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

※1 O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P. 上±0.0m のとき、O.P. 上+1.3m となる)

3. 発令及び解除

水防管理者は前記の基準により水防配備を発令し、水位が氾濫注意水位以下になるなど危険がなくなった時、又は津波、高潮等のおそれなくなった時は、解除を行うものとする。

これらの場合、現地指導班長に対してその旨を報告するものとする。

第5章 予報、警報及び連絡系統

第1節 気象予報、警報

大阪管区気象台から水防活動の利用に供するため、府下に発表される気象警報等の種類及び基準は次のとおりである。気象注意報・警報・特別警報、高潮注意報・警報・特別警報、及び洪水注意報・警報は市町村毎に発表される。

「台風情報発表文」は資料編様式第1号のとおりとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

種類			発表基準
水防活動の利用に適合するもの	一般の利用に適合するもの	発表される注意報・警報	
水防活動用 気象注意報	気 象 注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合、具体的には別表3の条件に該当する場合である。
水防活動用 洪水注意報	洪 水 注 意 報	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合、具体的には別表4の条件に該当する場合である。
	—	淀 川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
	—	大 和 川 氾濫注意情報	
	—	猪 名 川 氾濫注意情報	
	—	石 川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
	—	寝 屋 川 流 域 氾濫注意情報	
	—	神 崎 川 ・ 安 威 川 氾濫注意情報	
	—	大 津 川 ・ 槇 尾 川 氾濫注意情報	
	—	牛 滝 川 氾濫注意情報	
水防活動用 高潮注意報	高 潮 注 意 報	高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起する場合、具体的には別表5の条件に該当する場合である。

種 類			発 表 基 準
水防活動の利用に 適合するもの	一般の利用に 適合するもの	発表される 注意報・警報	
水防活動用 気象警報	気象警報	大雨警報（注2）	大雨により重大な災害が発生するおそれがある と予想される場合で、具体的には別表1の条件に 該当する場合である。
	気象特別警報	大雨特別警報（注4）	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいと予想されたときに発 表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水によ り、重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れる場合で、具体的には別表2の条件に該当する 場合である。
	—	淀 川氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	【氾濫警戒情報】氾濫危険水位に到達すると見込 まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上 昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾 濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回 った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が 継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくな った場合を除く）。 【氾濫危険情報】氾濫危険水位に到達したとき、 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、 または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険 水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると き。 【氾濫発生情報】氾濫が発生したとき、氾濫が継 続しているとき。
	—	大和川氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	
	—	猪名川氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	
	—	石 川氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	
	—	寝屋川流域 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	
	—	神崎川・安威川 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	
	—	大津川・槇尾川 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	
	—	牛滝川氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	
水防活動用 高潮警報	高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により 重大な災害が発生するおそれがあると予想され る場合で、具体的には別表5の条件に該当する場 合である。
	高潮特別警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常で あるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいと予想されたときに発表される。
土砂災害警戒情報			大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、 土砂災害発生の危険度が更に高まったとき。

- (注)
1. 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
 2. 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象になっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。
 3. 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」を用いる場合がある。
 4. 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

(参考)水防活動の利用に準ずるもの

種類	発表基準
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。※
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になり、雪を伴うと予想される場合。※ 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。※※
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になり、雪を伴うと予想される場合。※※ 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 関空島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。

※※関空島（アメダス）の観測値は 25m/s を目安とする。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報を補足する情報として、土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。
また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、大阪府においても土砂災害危険度情報を公表している。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○気象庁ホームページ 土砂キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:9/lat:34.660322/lon:135.419540/colordepth:normal/elements:land
土砂災害危険度情報	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。なお、1km四方の領域ごとに、危険度や60分間雨量の時系列グラフも表示できる。 ○大阪府 土砂災害危険度情報 http://126.249.152.56/WebSite/
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○気象庁ホームページ 浸水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:9/lat:34.660322/lon:135.419540/colordepth:normal/elements:inund
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○気象庁ホームページ 洪水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:9/lat:34.660322/lon:135.419540/colordepth:normal/elements:flood

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分毎に更新している。 ○気象庁ホームページ 流域雨量指数の予測値 https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/#area_type=offices&area_code=270000
------------	---

（早期注意情報（警報級の可能性））

警報級の現象が 5 日先までに予想されているときには、その可能性を [高]、[中] の 2 段階の確度を付して、今日から明日にかけては時間帯を区切って、明後日から 5 日先にかけては日単位で、大阪府全域に発表する。

○気象庁ホームページ 早期注意情報（警報級の可能性）地域選択（大阪府）

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=270000

（記録的短時間大雨情報）

大阪府内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。大阪府の発表基準は、1 時間 100 ミリ以上を観測又は解析したときである。

(別表1)大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大阪市	大阪市	15	—
北大阪	豊中市	21	138
	池田市	20	138
	吹田市	22	151
	高槻市	20	155
	茨木市	25	141
	箕面市	19	138
	摂津市	21	—
	島本町	22	162
	豊能町	17	141
	能勢町	16	140
東部大阪	守口市	19	—
	枚方市	18	137
	八尾市	20	137
	寝屋川市	17	139
	大東市	20	136
	柏原市	20	143
	門真市	18	—
	東大阪市	15	150
	四條畷市	20	122
	交野市	20	130
南河内	富田林市	16	127
	河内長野市	18	120
	松原市	21	—
	羽曳野市	20	119
	藤井寺市	21	—
	大阪狭山市	16	131
	太子町	17	123
	河南町	16	123
	千早赤阪村	17	119
泉州	堺市	17	123
	岸和田市	22	126
	泉大津市	21	—
	貝塚市	15	126
	泉佐野市	22	130
	和泉市	22	127
	高石市	20	—
	泉南市	21	135
	阪南市	20	139
	忠岡町	20	—
	熊取町	20	130
	田尻町	21	139
	岬町	17	136

(注意) 基準値は随時見直しが行われるため、最新の値については、以下の気象庁ホームページを参照ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/1_osaka.pdf

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=14.6	平野川分水路流域=(8, 10.9)	大和川下流〔柏原〕, 淀川〔枚方〕, 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕, 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=5, 天竺川流域=10.4, 千里川流域=11, 高川流域=7.1, 兔川流域=3.8	兔川流域=(11, 3.2)	淀川〔枚方〕, 猪名川〔小戸〕, 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	池田市	江原川流域=7.1, 箕面川流域=12.3, 余野川流域=16	江原川流域=(12, 5.9)	猪名川〔小戸〕
	吹田市	糸田川流域=6.6, 山田川流域=10, 高川流域=4.3	山田川流域=(12, 9)	淀川〔枚方〕, 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	高槻市	芥川流域=16.2, 女瀬川流域=8.7, 檜尾川流域=9.8	女瀬川流域=(11, 7.2), 檜尾川流域=(11, 8.9)	淀川〔枚方〕, 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	茨木市	大正川流域=7.8, 茨木川流域=15.6, 安威川流域=19.7, 佐保川流域=10.7	—	淀川〔枚方〕, 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	箕面市	千里川流域=7.6, 箕面川流域=11, 箕川流域=5.3	—	—
	摂津市	山田川流域=10.4, 大正川流域=9.9, 正雀川流域=7.9	山田川流域=(11, 9.3), 安威川流域=(19, 16.4)	淀川〔枚方〕, 淀川水系神崎川・安威川〔三国・千歳橋〕
	島本町	水無瀬川流域=10.6	淀川流域=(21, 52.2)	淀川〔枚方〕
	豊能町	余野川流域=9.9, 初谷川流域=7.4	—	—
	能勢町	一庫・大路次川流域=19, 野間川流域=7.5, 田尻川流域=10.8	—	—
東部大阪	守口市		—	淀川〔枚方〕, 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	枚方市	天野川流域=18.7, 穂谷川流域=10.6, 船橋川流域=9.5	天野川流域=(9, 13.4), 船橋川流域=(9, 9.2), 淀川流域=(9, 80.3)	淀川〔枚方〕
	八尾市	楠根川流域=3.8	—	大和川下流〔柏原〕, 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	寝屋川市	讃良川流域=9.3, 古川流域=4	讃良川流域=(10, 8.1), 寝屋川流域=(10, 10.8), 古川流域=(10, 3.3)	淀川〔枚方〕, 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	大東市	鍋田川流域=8.2, 権現川流域=7	権現川流域=(11, 5.2), 寝屋川流域=(11, 17.6)	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	柏原市		平野川流域=(9, 2.6)	大和川下流〔柏原〕, 大和川水系石川〔金剛大橋・玉手橋〕, 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	門真市		寝屋川流域=(9, 12.8)	淀川〔枚方〕, 淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	東大阪市		第二寝屋川流域=(13, 8.7)	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	四條畷市	清滝川流域=4.3, 讃良川流域=8.3	讃良川流域=(11, 7.4), 寝屋川流域=(9, 13.7)	淀川水系寝屋川流域〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕
	交野市	天野川流域=15.9, 北川流域=8.7	天野川流域=(9, 13.8), 北川流域=(12, 8.3)	—

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
南河内	富田林市	東除川流域=4.6, 千早川流域=14.6, 佐備川流域=8	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	河内長野市	西除川流域=7, 天見川流域=16.6	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	松原市	西除川流域=15.4, 東除川流域=14.6	—	大和川下流[柏原]
	羽曳野市	東除川流域=13.2	—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	藤井寺市		—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	大阪狭山市	西除川流域=9.4, 東除川流域=2.7	西除川流域=(8, 8.4)	—
	太子町	飛鳥川流域=8.2, 太井川流域=5.8	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	河南町	梅川流域=8.9, 千早川流域=14.4	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	千早赤阪村	千早川流域=14.1	—	—
泉州	堺市	西除川流域=10.5, 東除川流域=8.8, 石津川流域=24.8, 和田川流域=11.1	西除川流域=(7, 9.4)	大和川下流[柏原]
	岸和田市	春木川流域=10.7, 津田川流域=12.1, 松尾川流域=10.8	—	大津川水系牛滝川[山直橋]
	泉大津市		—	大津川水系大津川・槇尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	貝塚市	津田川流域=11.4, 近木川流域=13.7, 見出川流域=9	近木川流域=(7, 13.1)	—
	泉佐野市	見出川流域=9.4, 佐野川流域=11, 樫井川流域=15.9	佐野川流域=(8, 9.5)	—
	和泉市	松尾川流域=10.6	槇尾川流域=(8, 14)	大津川水系大津川・槇尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	高石市	芦田川流域=5.6, 王子川流域=7.4	—	—
	泉南市	男里川流域=23.2, 新家川流域=9.6, 金熊寺川流域=14.7, 樫井川流域=19.8	—	—
	阪南市	男里川流域=23.7, 茶屋川流域=9.2, 金熊寺川流域=14.7	—	—
	忠岡町		—	大津川水系大津川・槇尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	熊取町	見出川流域=6.1, 住吉川流域=3.6, 雨山川流域=6.7	見出川流域=(6, 5.7)	—
	田尻町	樫井川流域=20.2	—	—
	岬町	番川流域=12.2, 大川流域=11.1, 東川流域=12.9, 西川流域=8.9	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(注意) 基準値は随時見直しが行われるため、最新の値については、以下の気象庁ホームページを参照ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/2_osaka.pdf

(別表3)大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大阪市	大阪市	10	114
北大阪	豊中市	14	91
	池田市	15	91
	吹田市	13	99
	高槻市	14	102
	茨木市	13	93
	箕面市	14	91
	摂津市	14	114
	島本町	14	106
	豊能町	9	93
	能勢町	9	92
東部大阪	守口市	14	114
	枚方市	12	91
	八尾市	12	91
	寝屋川市	13	93
	大東市	14	91
	柏原市	12	95
	門真市	12	114
	東大阪市	10	100
	四條畷市	14	81
	交野市	15	87
南河内	富田林市	9	87
	河内長野市	11	82
	松原市	10	114
	羽曳野市	10	82
	藤井寺市	10	114
	大阪狭山市	10	90
	太子町	7	84
	河南町	7	84
	千早赤阪村	9	82
泉州	堺市	9	95
	岸和田市	11	98
	泉大津市	11	114
	貝塚市	9	98
	泉佐野市	11	101
	和泉市	11	99
	高石市	11	114
	泉南市	10	105
	阪南市	11	108
	忠岡町	11	114
	熊取町	8	101
	田尻町	10	108
	岬町	11	106

(注意) 基準値は随時見直しが行われるため、最新の値については、以下の気象庁ホームページを参照ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/osaka/3_osaka.pdf

(別表4)洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=11.6	平野川流域=(5, 5.8), 平野川分水路流域=(8, 6.4), 寝屋川流域=(5, 12.6), 第二寝屋川流域=(8, 17), 神崎川流域=(9, 19.4)	大和川下流[柏原], 淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=4, 天竺川流域=8.3, 千里川流域=8.8, 高川流域=5.6, 兔川流域=2.9	天竺川流域=(7, 7), 兔川流域=(7, 2.8)	猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	池田市	江原川流域=5.6, 箕面川流域=9.8, 余野川流域=12.8	江原川流域=(7, 5.3), 箕面川流域=(12, 7.8), 余野川流域=(13, 9.6)	猪名川[小戸]
	吹田市	糸田川流域=5.2, 山田川流域=8, 高川流域=3.5	山田川流域=(7, 7.3), 神崎川流域=(10, 20.3)	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	高槻市	芥川流域=12.9, 女瀬川流域=6.9, 橿尾川流域=7.8	芥川流域=(11, 10.3), 女瀬川流域=(7, 6.5), 橿尾川流域=(7, 7.8)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	茨木市	大正川流域=6.2, 茨木川流域=12.4, 安威川流域=15.7, 佐保川流域=8.5	大正川流域=(6, 5.2), 佐保川流域=(12, 6)	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	箕面市	千里川流域=6, 箕面川流域=8.8, 箕川流域=4.2	千里川流域=(7, 6), 箕面川流域=(11, 7), 箕川流域=(11, 3.4)	—
	摂津市	山田川流域=8.3, 大正川流域=7.9, 正雀川流域=6.3	山田川流域=(11, 7.7), 大正川流域=(7, 7.9), 安威川流域=(11, 14.8)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	島本町	水無瀬川流域=8.4	水無瀬川流域=(13, 6.6), 淀川流域=(11, 47)	淀川[枚方]
	豊能町	余野川流域=7.9, 初谷川流域=5.9	余野川流域=(5, 7.9), 初谷川流域=(7, 4.6)	—
	能勢町	一庫・大路次川流域=15.2, 野間川流域=6, 田尻川流域=8.6	一庫・大路次川流域=(5, 14.2), 野間川流域=(5, 5), 田尻川流域=(7, 5.9)	—
東部大阪	守口市		—	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	枚方市	天野川流域=14.9, 穂谷川流域=8.4, 船橋川流域=7.6	天野川流域=(9, 11.9), 穂谷川流域=(6, 6.8), 船橋川流域=(8, 7.6), 淀川流域=(9, 65.8)	淀川[枚方]
	八尾市	楠根川流域=3	平野川流域=(6, 5.9), 恩智川流域=(6, 4.9), 楠根川流域=(6, 2.9)	大和川下流[柏原], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	寝屋川市	讃良川流域=7.4, 古川流域=3.3	讃良川流域=(6, 7.3), 寝屋川流域=(10, 7.4), 古川流域=(6, 2.3)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	大東市	鍋田川流域=6.5, 権現川流域=5.6	鍋田川流域=(7, 4.9), 権現川流域=(7, 4.7), 寝屋川流域=(11, 15), 恩智川流域=(7, 11.9)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	柏原市		平野川流域=(6, 2.3)	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	門真市		寝屋川流域=(9, 5.8), 古川流域=(6, 6.7)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	東大阪市		第二寝屋川流域=(9, 7.3), 恩智川流域=(8, 6.5)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	四條畷市	清滝川流域=3.5, 讃良川流域=6.6	清滝川流域=(7, 3.3), 讃良川流域=(7, 6.6), 寝屋川流域=(9, 6.2)	—
	交野市	天野川流域=12.7, 北川流域=6.9	天野川流域=(9, 10), 北川流域=(7, 6.9)	—

(別表4)洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
南河内	富田林市	東除川流域=3.7, 千早川流域=11.6, 佐備川流域=6.4	東除川流域=(5, 3.6), 佐備川流域=(7, 5.2), 石川流域=(7, 13.2)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	河内長野市	西除川流域=5.6, 天見川流域=13.2	天見川流域=(7, 13.2), 石川流域=(5, 17)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	松原市	西除川流域=12.3, 東除川流域=11.6	—	大和川下流[柏原]
	羽曳野市	東除川流域=8.6	東除川流域=(8, 8.1)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	藤井寺市		—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	大阪狭山市	西除川流域=7.5, 東除川流域=2.1	西除川流域=(5, 6.2), 東除川流域=(5, 2)	—
	太子町	飛鳥川流域=6.5, 太井川流域=4.6	太井川流域=(5, 4.4)	—
	河南町	梅川流域=7.1, 千早川流域=11.5	梅川流域=(5, 6.8), 千早川流域=(5, 10.1)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	千早赤阪村	千早川流域=11.2	千早川流域=(5, 10.6)	—
泉州	堺市	西除川流域=8.4, 東除川流域=7, 石津川流域=19.8, 和田川流域=8.8	西除川流域=(7, 6.7), 東除川流域=(5, 7), 和田川流域=(5, 6.2)	大和川下流[柏原]
	岸和田市	春木川流域=8.5, 津田川流域=9.6, 松尾川流域=8.6	津田川流域=(9, 7.7), 牛滝川流域=(5, 8.6)	大津川水系牛滝川[山直橋]
	泉大津市		—	大津川水系大津川・槇尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	貝塚市	津田川流域=9.1, 近木川流域=10.9, 見出川流域=7.2	津田川流域=(8, 7.7), 近木川流域=(7, 10), 見出川流域=(5, 7.2)	—
	泉佐野市	見出川流域=7.5, 佐野川流域=8.8, 樫井川流域=12.7	見出川流域=(5, 7.4), 佐野川流域=(8, 8.2)	—
	和泉市	松尾川流域=8.4	松尾川流域=(5, 4.5), 槇尾川流域=(8, 9.9)	大津川水系大津川・槇尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	高石市	芦田川流域=4.4, 王子川流域=5.9	—	—
	泉南市	男里川流域=18.5, 新家川流域=7.6, 金熊寺川流域=11.7, 樫井川流域=15.8	新家川流域=(5, 7.4)	—
	阪南市	男里川流域=18.9, 茶屋川流域=7.3, 金熊寺川流域=11.7	—	—
	忠岡町		—	大津川水系大津川・槇尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	熊取町	見出川流域=4.8, 住吉川流域=2.8, 雨山川流域=5.3	見出川流域=(5, 3.2), 住吉川流域=(5, 2.4), 雨山川流域=(5, 5)	—
	田尻町	樫井川流域=16.1	樫井川流域=(8, 12.9)	—
	岬町	番川流域=9.7, 大川流域=8.8, 東川流域=10.3, 西川流域=7.1	番川流域=(9, 7.8), 大川流域=(8, 8.3), 東川流域=(9, 8.2), 西川流域=(5, 7.1)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(注意) 基準値は随時見直しが行われるため、最新の値については、以下の気象庁ホームページを参照ください。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/4_osaka.pdf

(別表5)高潮警報・注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
大阪市	大阪市	2.2m *	1.5m
北大阪	豊中市	*	—
	池田市	—	—
	吹田市	*	—
	高槻市	—	—
	茨木市	—	—
	箕面市	—	—
	摂津市	—	—
	島本町	—	—
	豊能町	—	—
	能勢町	—	—
東部大阪	守口市	—	—
	枚方市	—	—
	八尾市	—	—
	寝屋川市	—	—
	大東市	—	—
	柏原市	—	—
	門真市	—	—
	東大阪市	—	—
	四條畷市	—	—
	交野市	—	—
南河内	富田林市	—	—
	河内長野市	—	—
	松原市	—	—
	羽曳野市	—	—
	藤井寺市	—	—
	大阪狭山市	—	—
	太子町	—	—
	河南町	—	—
	千早赤阪村	—	—
泉州	堺市	2.2m *	1.5m
	岸和田市	2.2m *	1.5m
	泉大津市	2.2m *	1.5m
	貝塚市	2.2m *	1.5m
	泉佐野市	2.2m *	1.5m
	和泉市	*	—
	高石市	2.2m *	1.5m
	泉南市	2.2m *	1.5m
	阪南市	2.2m *	1.5m
	忠岡町	2.2m *	1.5m
	熊取町	—	—
	田尻町	2.2m *	1.5m
	岬町	2.2m *	1.5m

* 大阪府が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

(注意) 基準値は随時見直しが行われるため、最新の値については、以下の気象庁ホームページを参照ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/5_osaka.pdf

第2節 津波警報等

気象庁から一般の利用及び水防活動の利用に供するため発表される津波警報等の種類及びその内容は次のとおりである。（資料編付図「第6図津波予報区」参照）

津波警報等の種類及び内容

- (1) 種類
- a 大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想される時発表する。
 - b 津波警報：津波による重大な災害が発生するおそれがあると予想される時発表する。
 - c 津波注意報：津波による災害が発生するおそれがあると予想される時発表する。
 - d 津波予報：津波による災害が発生するおそれがないと予想される時発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報等

種類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	大きな津波が襲い、甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所への避難が必要です。	5m, 10m, 10m 超, 巨大（地震規模を即座に把握できない巨大地震の場合）
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下である場合	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所への避難が必要です。	3m 高い（地震規模を即座に把握できない巨大地震の場合）
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m

(注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言う。

3 「大津波警報」を「津波特別警報」に位置づける。

b 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

c 津波情報		
	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表します（5段階の数値及び2種類の表現は、a 津波警報等の表参照）。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報(※1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表します。
(※1) 津波観測に関する情報発表内容について ・観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、観測された（又は推定された）津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中、観測された津波の高さが低い間は数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。		

津波予報区（原則として府県ごと）[大阪管区気象台管内予報区]

京都府、**大阪府**、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、岡山県、広島県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸（計16区）

（注）見出し領域

津波予報区を平成11年4月より全国18区から66区に細分化（ほぼ府県単位）したため、報道関係機関等が迅速に大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達ができないおそれがある。このため、予報区を15区に大括りし地域表現をする。NHK等報道機関はこの大括りの「見出し領域」を報道する。大阪府は「見出し領域」が瀬戸内海沿岸となる。

近畿四国太平洋沿岸：和歌山県、淡路島南部、徳島県、高知県、愛媛県宇和海沿岸。

瀬戸内海沿岸：大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、岡山県、広島県、愛媛県瀬戸内海沿岸、香川県、山口県瀬戸内海沿岸。

近畿中国日本海沿岸：京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、山口県日本海沿岸。

1. 津波防ぎょ体制

大阪府及び各水防管理団体は、大阪湾への津波来襲に備えて、津波防ぎょのための体制を整えるとともに、各自の役割・責任等を認識し、万全の防ぎょ活動に努めることとする。また、津波防ぎょ組織は日頃から連絡を密にするとともに、非常時においては団体が一体となって連携を図りながら、迅速かつ的確な津波防ぎょに努めることとする。

2. 大津波警報、津波警報、注意報

津波予報区「大阪府」に津波による災害のおそれがあると予想される場合、気象庁から大津波警報、津波警報、津波注意報が発表される。

3. 措 置

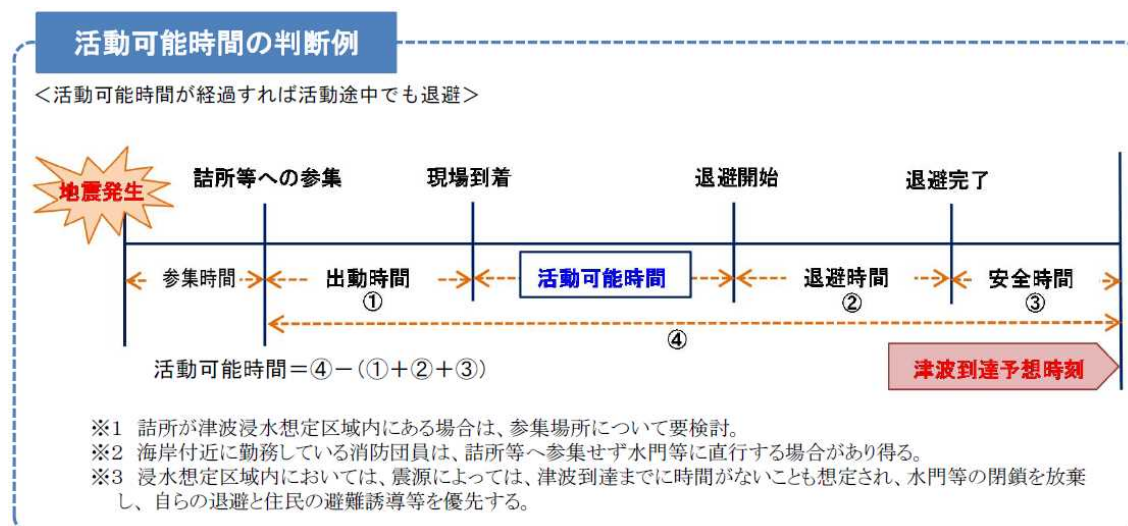
上記により大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、各水防管理団体及び大阪府は次の活動を行う。

(1) 水防管理団体

○非常配備体制の確立

津波対策は、津波到達時間内に対応措置を講じる必要があることから、洪水や高潮とは異なり、より迅速な体制確保が求められる。

このため、津波防ぎょのための配備要員（施設操作員を含む）は、気象庁から大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは、大阪府水防本部又は各水防管理者等から参集のための指令が発令されたものとみなして、自動参集を行うものとする。参集にあたっては、以下のことに留意する。



【図の出典】「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」（平成 24 年 3 月 9 日付消防災第 100 号）

※気象庁の大津波警報、津波警報、津波注意報は、水防警報（出動）の起点であり、迅速な体制確保のために、直ちにかつ確実に入手できることを確認しておくことが重要

である。

※地震・津波は自然現象であり、想定どおりの現象が起こるとは限らないことに留意が必要である。そのため、水防活動においては、気象庁が発表する第1波の津波到達予想時刻のほか、津波観測情報や潮位観測情報等から各地点での津波到達状況を随時確認し、水防活動従事者に確実に伝える体制を整えるなど、逃げ遅れによる被災者が発生しないよう、各地域の現状を勘案し、防潮施設など個々の水防活動場所の周辺状況に則した体制を検討する。

※可能な限り、海面の変化を安全に配慮して監視できる要員を配置するなど複数人で活動する。

※活動時間を確保できないと判断した場合は、原則として退避を優先する。

※水門、こう門、防潮扉等の防ぎょ活動場所毎に様々なケースを想定した（津波が想定よりも早く来襲する場合など）水防活動・避難訓練を実施し、逃げ遅れによる被災者を出さないため、安全に退避できることを確認しておく。※以下の内容について、事前に定めておく。

- a. 水防団員自身の参集に要する時間と「安全時間」を考慮した退避に必要な時間
- b. 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c. 水防活動内容の精査・重点化
- d. 水防活動内容のうち、水門、こう門、防潮扉等の施設の操作に要する時間
- e. 水防団員の避難手段や避難経路

○自らの判断で、海岸、河川付近の住民や海浜、河川を訪れている者などに対し直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

○各区域内の監視、警戒、水門等管理者への連絡、通報

○水防に必要な資器材の点検整備

○水門、こう門、防潮扉等の遅滞のない操作及びこれら施設操作者に対する閉鎖の応援

○施設操作状況等の情報収集・伝達要員及び手段の確保

○施設操作員の安全確保

○水防管理団体における相互の連携 等

(2) 大阪府水防本部

○非常配備体制の確立（(1)に同じ）

○操作対象施設の操作指令・操作

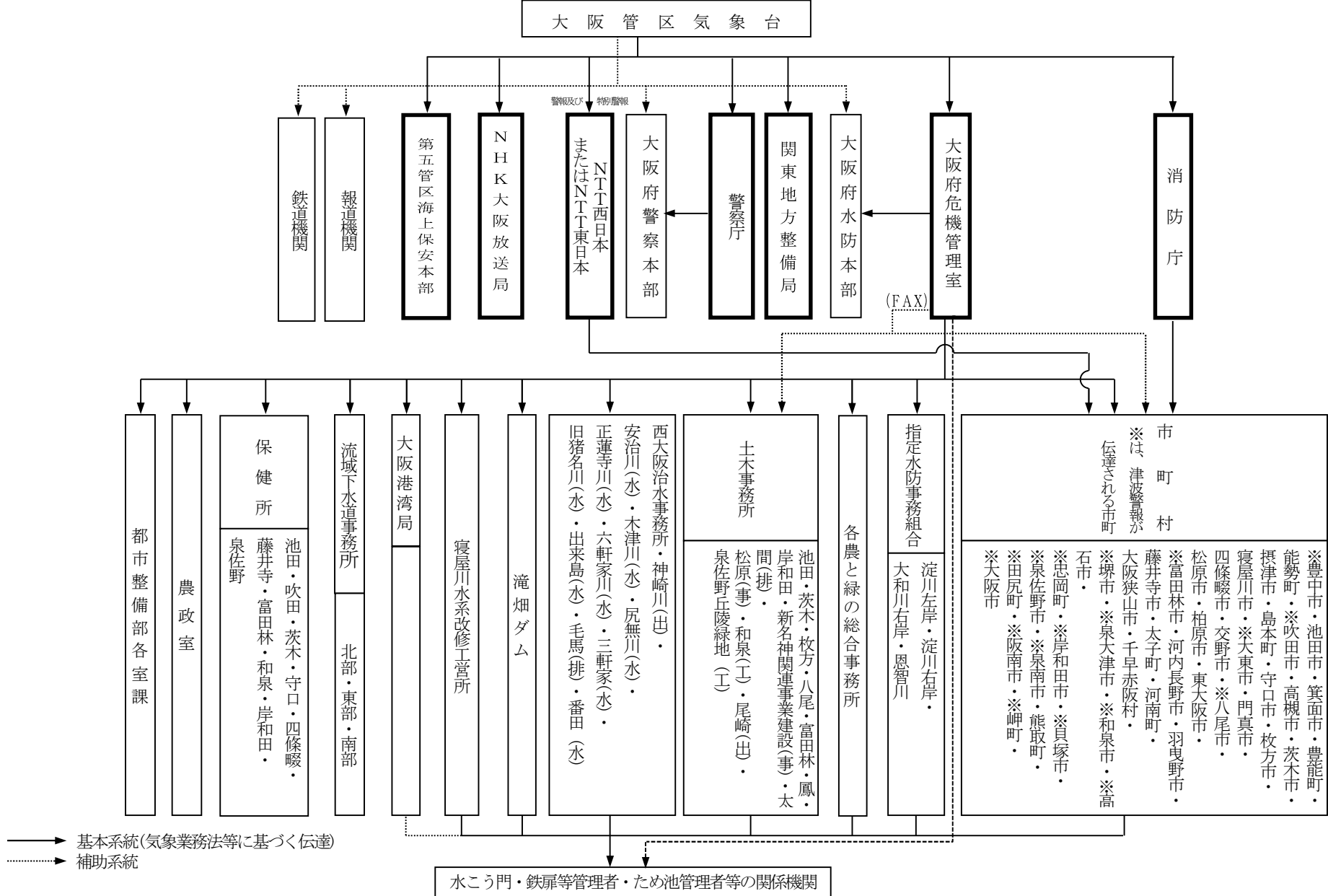
○施設操作状況等の情報収集・伝達要員及び手段の確保

○施設操作員の安全確保

○水防に関する情報・指令の伝達

○水防管理団体との連絡・調整 等

大阪管区气象台が発表する気象、津波警報等伝達系統図（昼間・夜間）



(注) 1. 大阪府危機管理室からの連絡が行政無線による一斉連絡である。
2. 別途、水防機関に大阪府水防本部よりFAXによる連絡がある。
3. 大阪管区气象台から警察庁への気象警報等の伝達連絡は補助系統である。

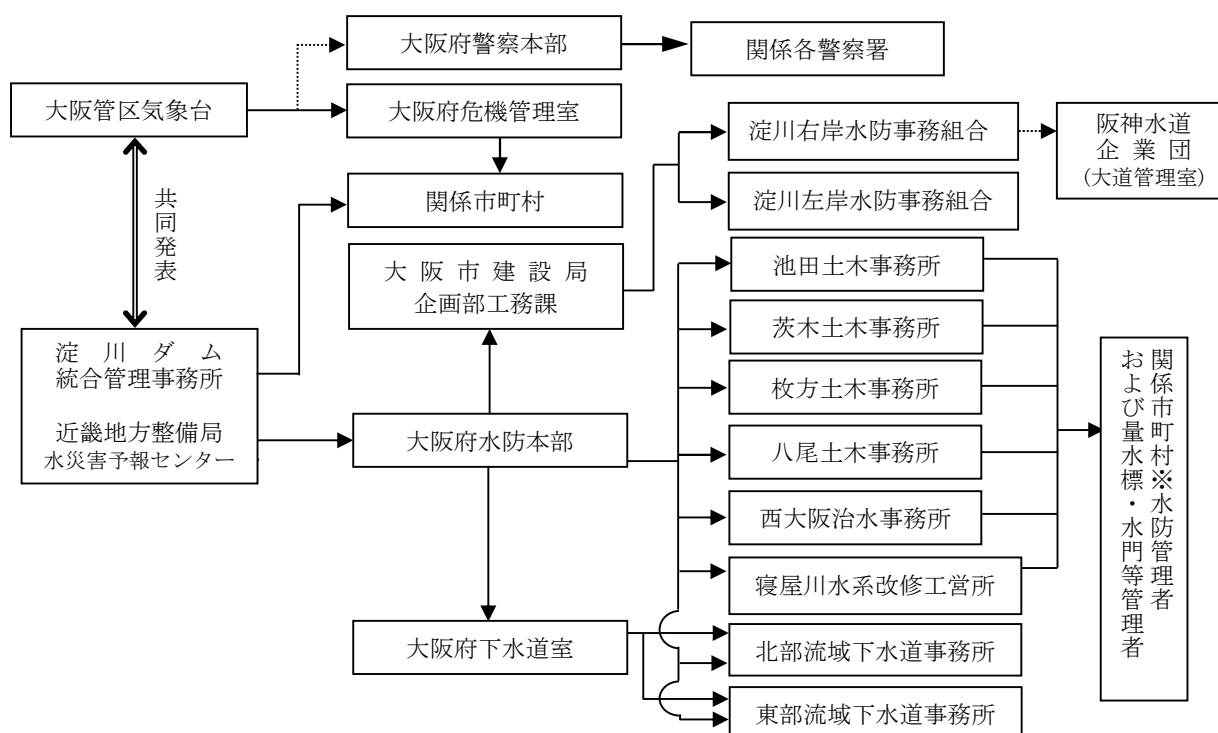
緊急速報メールは、津波特別警報・津波警報が発表された場合に、気象庁から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第3節 淀川、大和川及び猪名川洪水予報

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して淀川、大和川、及び猪名川洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文は、資料編の様式4-1～3号「淀川、大和川下流、猪名川洪水予報発表文例」、様式4-4～6号「淀川、大和川下流、猪名川臨時の洪水予報発表文例」のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。

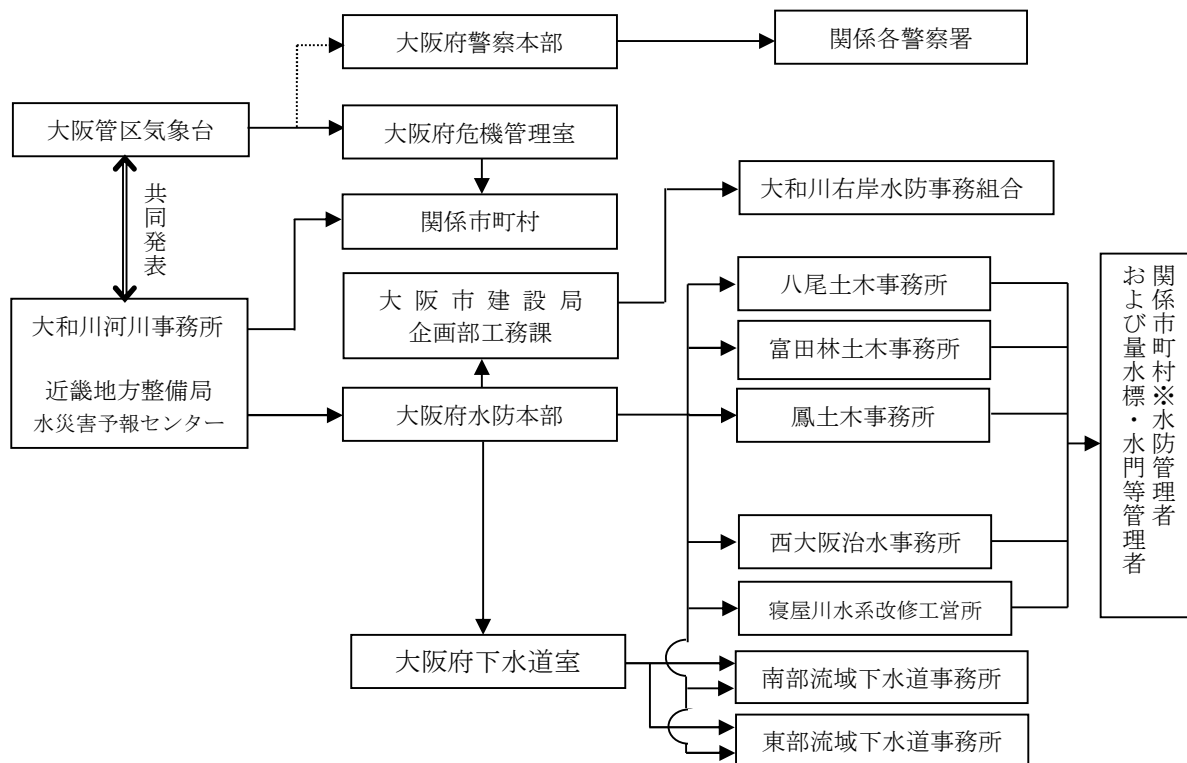
種 類	基 準
淀川、大和川、猪名川 氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
淀川、大和川、猪名川 氾濫警戒情報（洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
淀川、大和川、猪名川 氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川、大和川、猪名川 氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。

淀川洪水予報通信連絡系統図



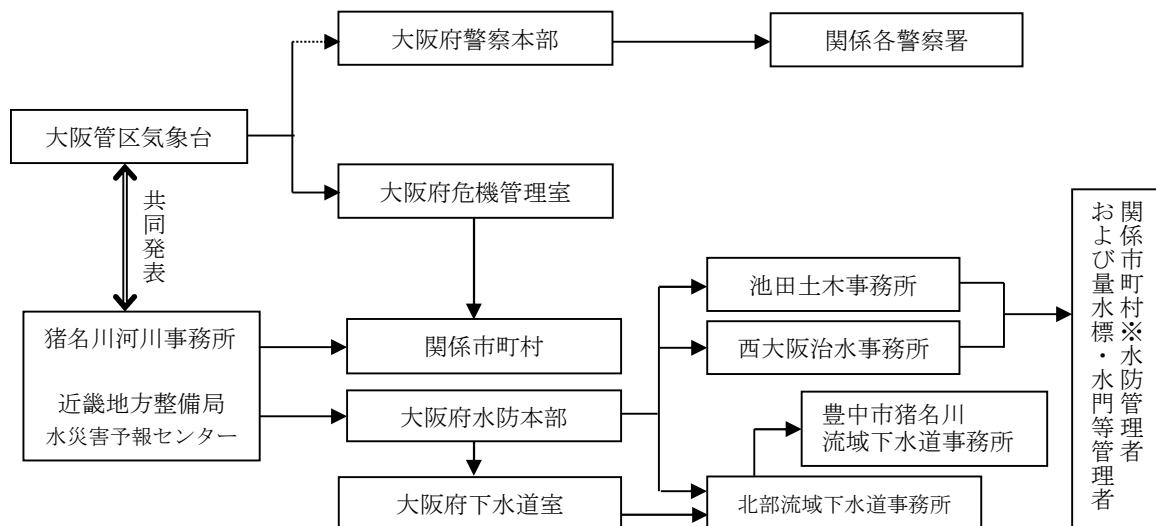
※吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、島本町、豊中市

大和川洪水予報通信連絡系統図



※堺市、藤井寺市、八尾市、柏原市、
羽曳野市、松原市、東大阪市

猪名川洪水予報通信連絡系統図



※豊中市、池田市

第4節 大阪府知事指定河川の洪水予報

大阪府と大阪管区気象台は共同して、洪水予報実施要領に基づき、次の河川の注意報及び警報を行うものとする。実施要領は、資料編の大阪府知事指定河川洪水予報実施要領のとおりである。

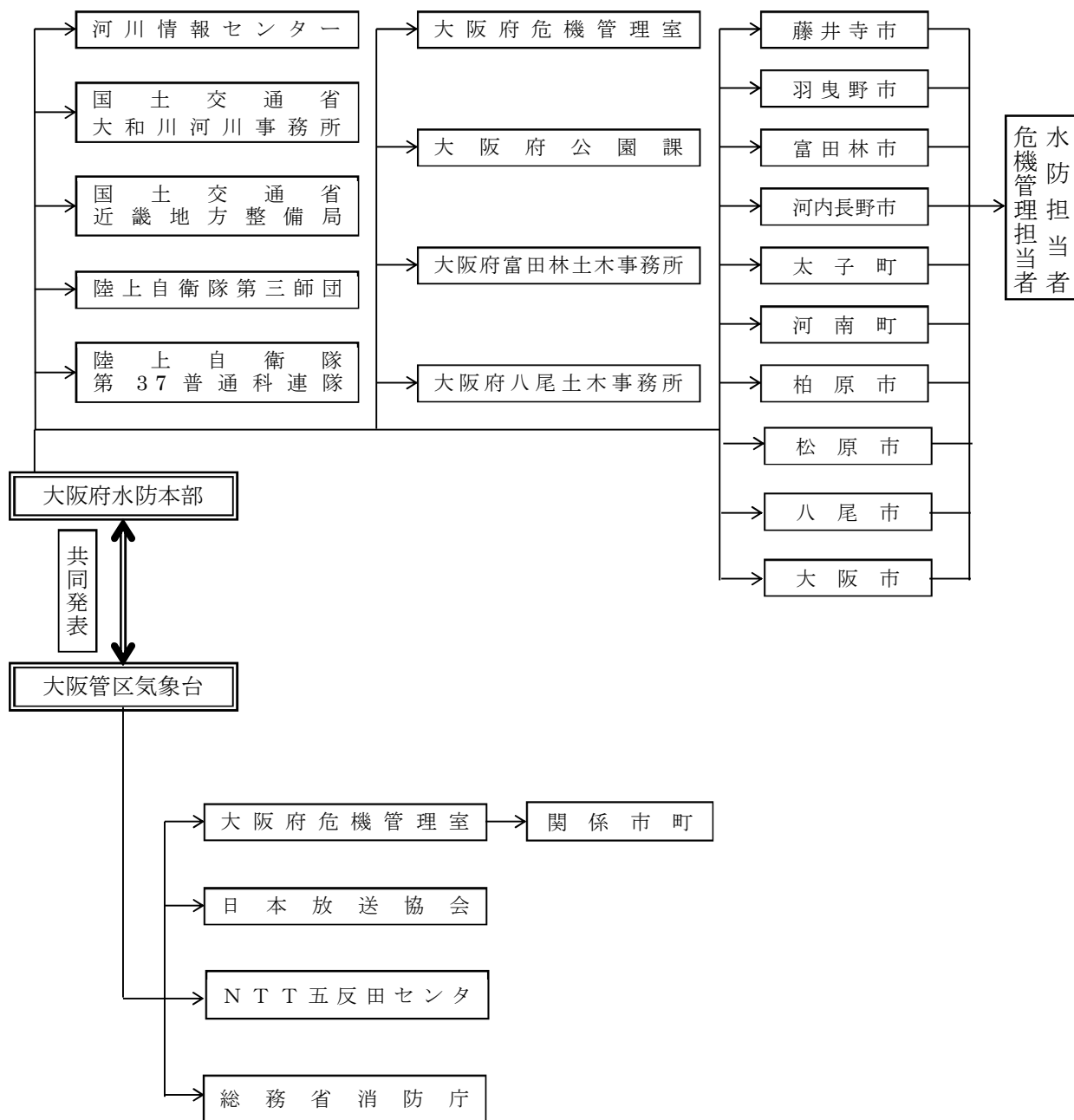
1. 対象河川 ※表の各水位は寝屋川流域においては、大阪湾最低潮位〔0.P.〕、それ以外は量水標水位を示す。

発表単位	河川名		延長(km)	基準点	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
神崎川・安威川	神崎川	安威川合流点から旧猪名川合流点	8.3	三 国	3.80	4.85	5.00
	安威川	茨木市安威三丁目地先長ヶ橋下流端から神崎川合流点	15.6	千歳橋	3.25	4.25	4.55
寝屋川流域	寝屋川	寝屋川市平池町地先桜木水門下流端から旧淀川合流点	16.0	京 橋	3.00	3.20	3.30
				寝屋川治水緑地	4.20	5.35	5.45
	第二寝屋川	恩智川分派点から寝屋川合流点	11.6	昭明橋	3.40	4.40	4.55
	恩智川	柏原市大県三丁目地先大県橋下流端から寝屋川合流点	15.5	住 道	3.90	4.40	4.70
				恩智川治水緑地	7.05	7.20	7.35
	平野川	大和川分派点から第二寝屋川合流点	17.4	剣 橋	3.30	4.00	4.15
				太子橋	9.46	10.90	11.00
	平野川分水路	平野川分派点から寝屋川合流点	6.7	今里大橋	3.30	3.40	3.50
	古 川	守口市大久保町五丁目地先から寝屋川合流点	7.4	桑 才	3.20	3.30	3.40
	楠根川	八尾市西山本町一丁目地先近鉄鉄橋下流端から第二寝屋川合流点	3.2	萱振大橋	6.74	8.00	8.05
石 川	石 川	河内長野市高向地先町井大橋から大和川合流点	18.5	玉手橋	3.90	4.60	4.80
				金剛大橋	2.00	2.20	2.40
大津川・槇尾川	大津川	牛滝川、槇尾川合流点から海	2.6	川中橋	1.75	1.90	2.20
	槇尾川	父鬼川合流点から大津川合流点	15.1				
牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先稲葉橋下流端から大津川合流点	7.3	山直橋	1.25	2.20	2.30

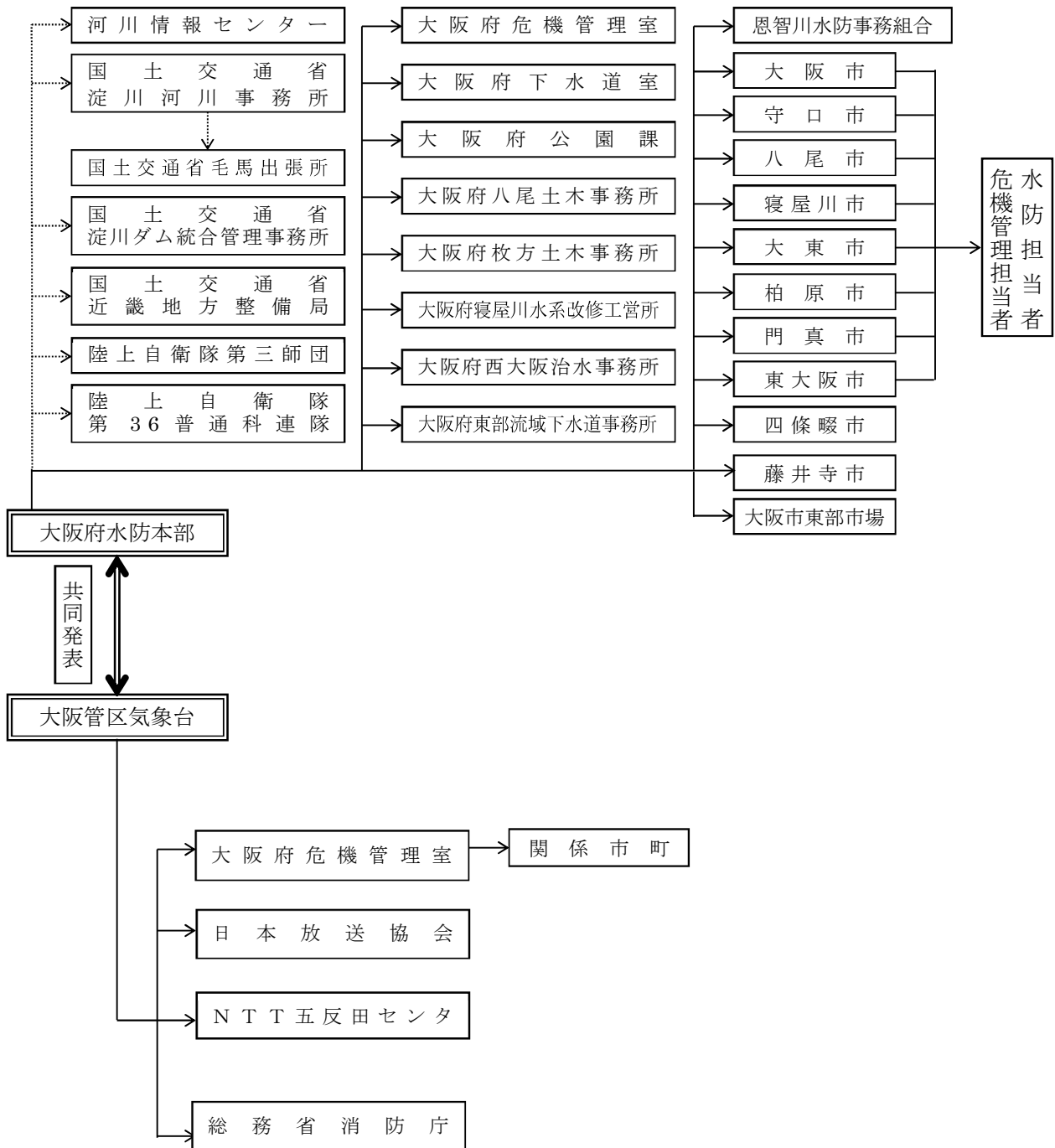
2. 発表の基準

種 類	発 表 の 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。

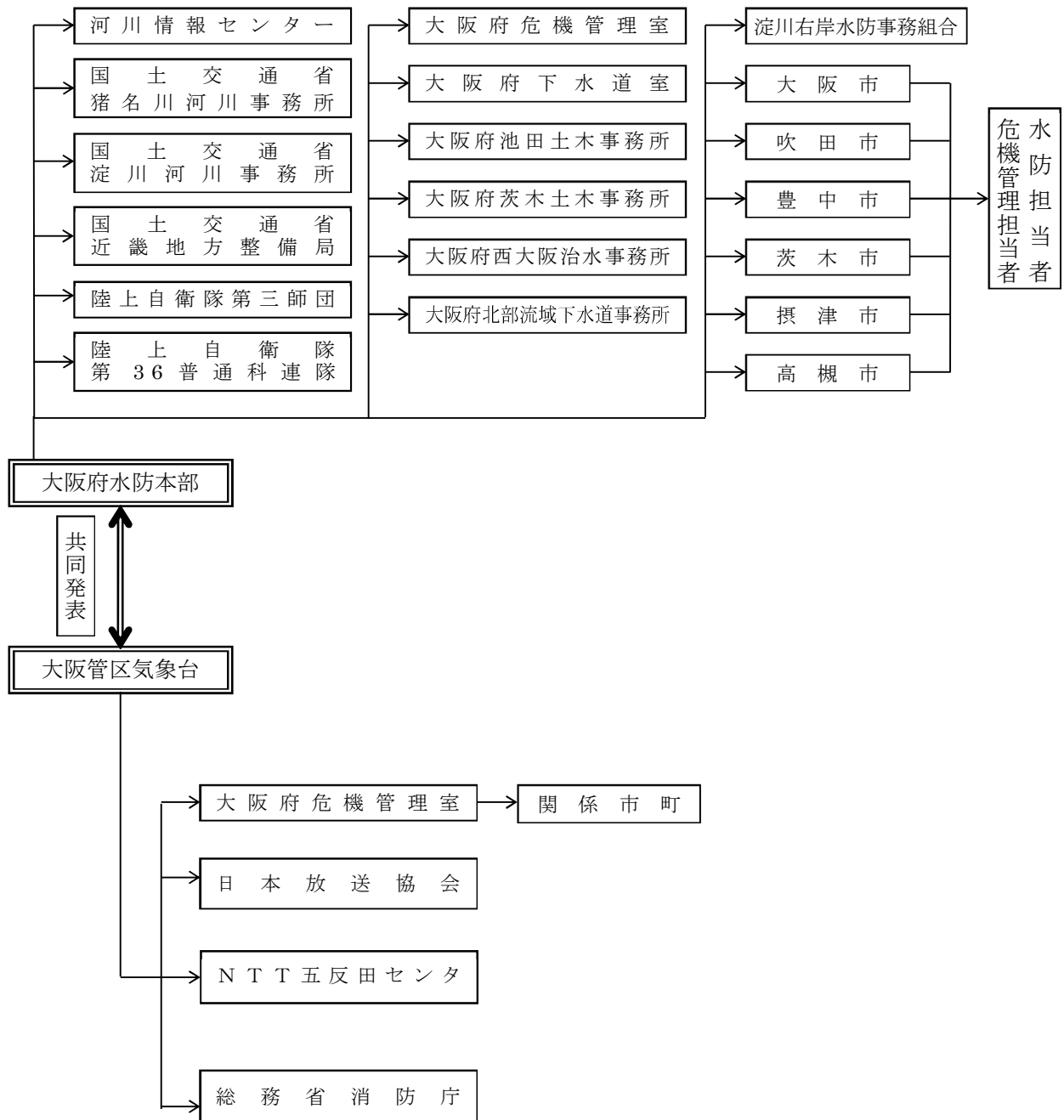
3. 石川洪水予報通信連絡系統図



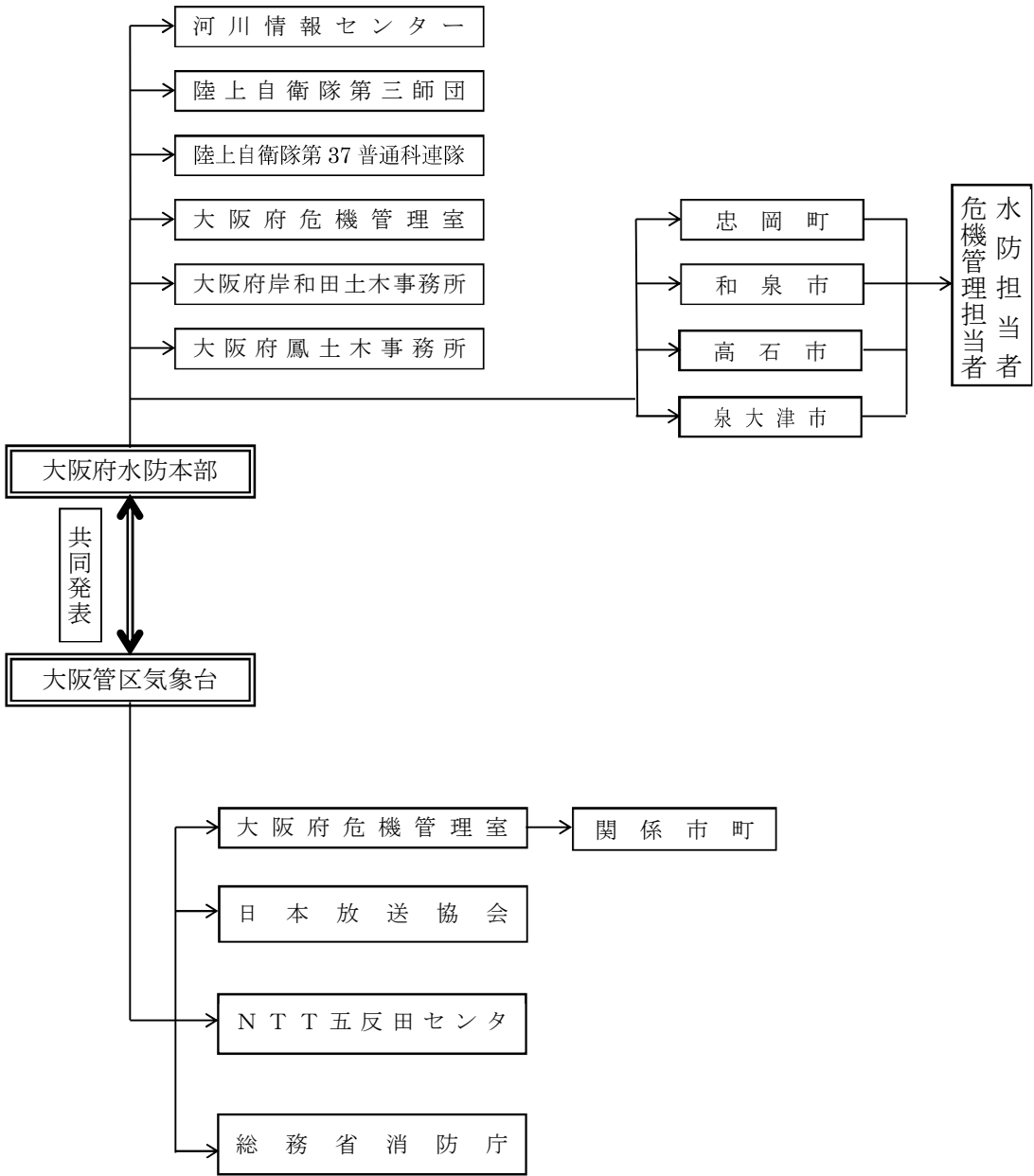
4. 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図



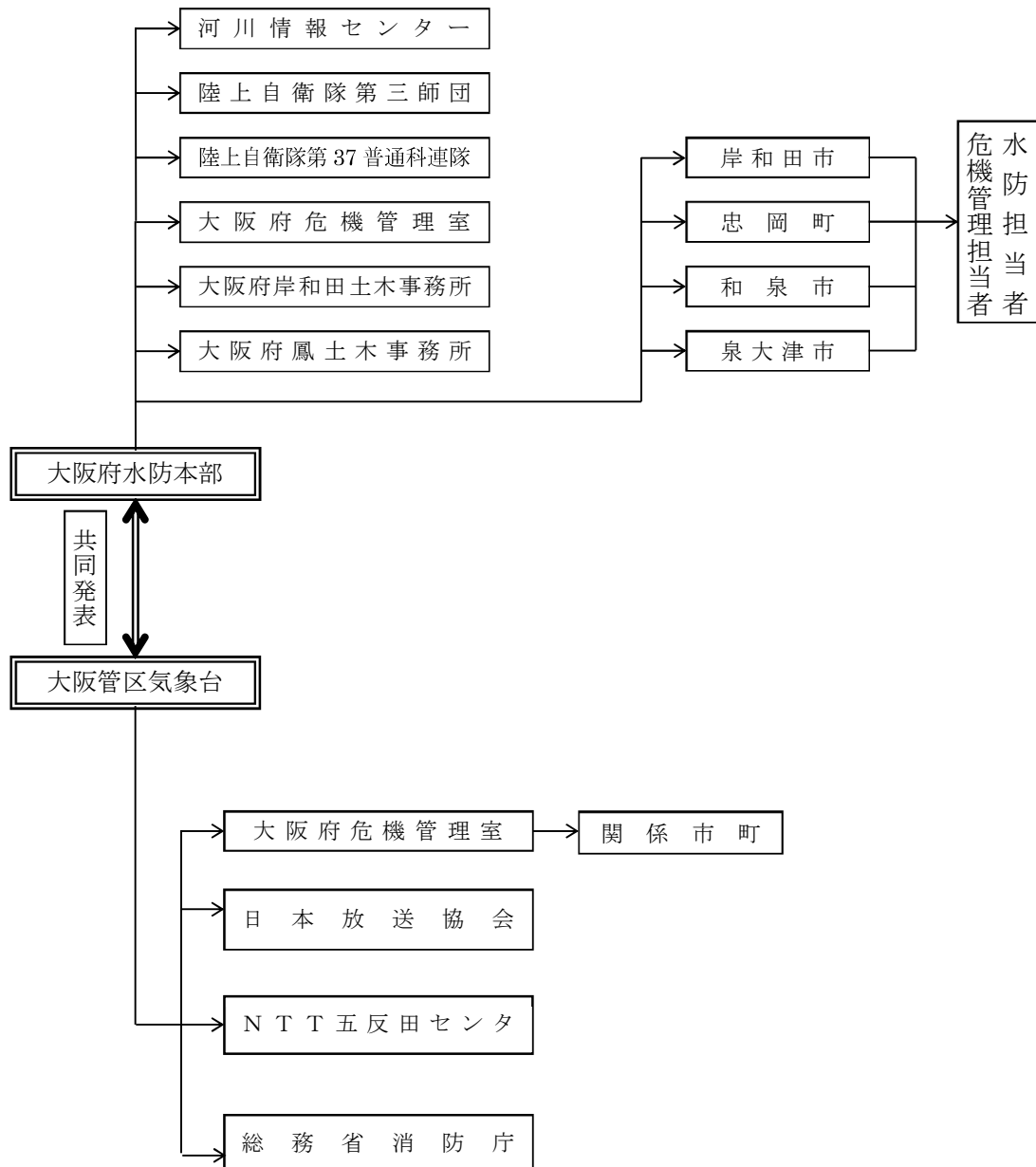
5. 神崎川・安威川洪水予報通信連絡系統図



6. 大津川・榎尾川洪水予報通信連絡系統図



7. 牛滝川洪水予報通信連絡系統図



第5節 水位周知河川の水位到達情報

1. 水位周知河川

知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。

種 別	河川数、河川名等
水防警報河川（洪水）	39 河川
洪水予報河川	13 河川 【石川、寝屋川、第二寝屋川、恩智川、神崎川、安威川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川、大津川、牛滝川、槇尾川】
水位周知河川	26 河川 【余野川、箕面川、千里川、天竺川、兎川、高川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川、天野川、穂谷川、船橋川、東除川、西除川、石津川、芦田川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、樫井川、男里川】

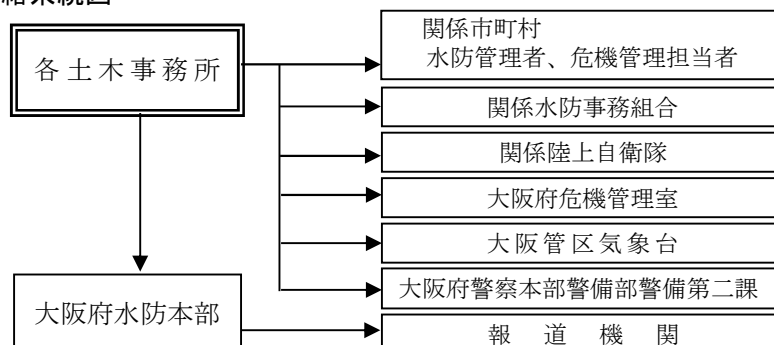
2. 水位到達情報

知事が指定する水位周知河川について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

なお、水位周知河川の河川名、発表者及び通知先は第5節4、発表する情報は下表、起点及び終点並びに対象量水標及びその対象量水標における避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は第7節9「知事指定河川」の1. 洪水区域にあり、その発表文は資料編様式第9号、第9-1号及び第9-2号のとおりである。

発表情報	発表の基準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報 ※ （洪水特別警戒水位到達情報）	対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合

3. 連絡系統図



※各土木事務所の代理で、水防本部から連絡する場合がある。

4. 水位情報の発表者及び通知先

対象管内	発表者	水周知河川名	指定河川に対する水位到達情報通知先		
			受報者		受報担当者
池田土木事務所管内	池田土木事務所長	余野川	池田市 水防管理者 池田市 危機管理担当者		都市整備部長 危機管理課長
		箕面川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者 池田市 水防管理者 池田市 危機管理担当者 箕面市 水防管理者 箕面市 危機管理担当者 兵庫県宝塚土木事務所 兵庫県伊丹市 水防管理者 兵庫県伊丹市 危機管理担当者		危機管理課長 同上 都市整備部長 危機管理課長 総務部長 同上 管理第二課長 危機管理室長 同上
			千里川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者 箕面市 水防管理者 箕面市 危機管理担当者	危機管理課長 同上 総務部長 同上
			天竺川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者 大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者	危機管理課長 同上 工務担当部長 危機管理監
			兔川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者	危機管理課長 同上
			高川	豊中市 水防管理者 豊中市 危機管理担当者 大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者 吹田市 水防管理者 吹田市 危機管理担当者	危機管理課長 同上 工務担当部長 危機管理監 危機管理室長 同上
		茨木川	茨木市 水防管理者 茨木市 危機管理担当者		危機管理課長 同上
			山田川	摂津市 水防管理者 摂津市 危機管理担当者 吹田市 水防管理者 吹田市 危機管理担当者	総務部長 同上 危機管理室長 同上
		芥川	高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者		危機管理室長 同上 事務局長
		女瀬川	高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 茨木市 水防管理者 茨木市 危機管理担当者		危機管理室長 同上 危機管理課長 同上
		檜尾川	高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者		危機管理室長 同上 事務局長
茨木土木事務所管内	茨木土木事務所長	茨木川	茨木市 水防管理者 茨木市 危機管理担当者		危機管理課長 同上
			山田川	摂津市 水防管理者 摂津市 危機管理担当者 吹田市 水防管理者 吹田市 危機管理担当者	総務部長 同上 危機管理室長 同上
		芥川	高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者		危機管理室長 同上 事務局長
		女瀬川	高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 茨木市 水防管理者 茨木市 危機管理担当者		危機管理室長 同上 危機管理課長 同上
		檜尾川	高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者		危機管理室長 同上 事務局長

対象管内	発 表 者	水 位 周 知 河 川 名	指定河川に対する水位到達情報通知先	
			受 報 者	受報担当者
茨 木 土木事務所 管 内	茨 木 土 木 事 務 所 長	水無瀬川	島本町 水防管理者 島本町 危機管理担当者 高槻市 水防管理者 高槻市 危機管理担当者 淀川右岸水防事務組合水防管理者	危機管理室長 同 上 危機管理室長 同 上 事 務 局 長
枚 方 土木事務所 管 内	枚 方 土 木 事 務 所 長	天 野 川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 交野市 水防管理者 交野市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土 木 部 長 危機管理対策推進課長 道路河川課長 危機管理室課長 事 務 局 長
		穂 谷 川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 交野市 水防管理者 交野市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土 木 部 長 危機管理対策推進課長 道路河川課長 危機管理室課長 事 務 局 長
		船 橋 川	枚方市 水防管理者 枚方市 危機管理担当者 淀川左岸水防事務組合水防管理者	土 木 部 長 危機管理対策推進課長 事 務 局 長
富 田 林 土木事務所 管 内	富田林土木 事 務 所 長	東 除 川	羽曳野市 水防管理者 羽曳野市 危機管理担当者 松原市 水防管理者 松原市 危機管理担当者 大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者 藤井寺市 水防管理者 藤井寺市 危機管理担当者 八尾市 水防管理者 八尾市 危機管理担当者 堺市 危機管理担当者 堺市 水防管理者 富田林市 水防管理者 富田林市 危機管理担当者	危機管理室長 同 上 危機管理課長 同 上 工務担当部長 危機管理監 危機管理室長 同 上 都市整備部長 危機管理監 危機管理室長 土 木 部 長 危機管理室長 同 上
		西 除 川 (上流域)	大阪狭山市 水防管理者 大阪狭山市 危機管理担当者 堺市 危機管理担当者 堺市 水防管理者	危機管理担当部長 同 上 危機管理室長 土 木 部 長
		西 除 川 (下流域)	堺市 危機管理担当者 堺市 水防管理者 松原市 水防管理者 松原市 危機管理担当者 大阪市 水防管理者 大阪市 危機管理担当者	危機管理室長 土 木 部 長 危機管理課長 同 上 工務担当部長 危機管理監

対象管内	発 表 者	水 位 周 知 河 川 名	指定河川に対する水位到達情報通知先	
			受 報 者	受報担当者
鳳 土木事務所 管内	鳳 土 木 事 務 所 長	石 津 川 (全区域)	堺市 危機管理担当者 堺市 水防管理者	危機管理室長 土 木 部 長
		芦 田 川	高石市 水防管理者 高石市 危機管理担当者 堺市 危機管理担当者 堺市 水防管理者 泉大津市 危機管理担当者 泉大津市 水防管理者	土 木 管 理 課 長 危 機 管 理 課 長 危 機 管 理 室 長 土 木 部 長 危 機 管 理 監 都 市 政 策 部 長
岸 和 田 土木事務所 管内	岸和田土木 事 務 所 長	春 木 川	岸和田市 水防管理者 岸和田市 危機管理担当者	危機管理課長 同 上
		津 田 川	岸和田市 水防管理者 岸和田市 危機管理担当者 貝塚市 水防管理者 貝塚市 危機管理担当者	危機管理課長 同 上 危機管理室長 同 上
		近 木 川	貝塚市 水防管理者 貝塚市 危機管理担当者	危機管理室長 同 上
		見 出 川	貝塚市 水防管理者 貝塚市 危機管理担当者 泉佐野市 水防管理者 泉佐野市 危機管理担当者 熊取町 水防管理者 熊取町 危機管理担当者	危機管理室長 同 上 危機管理課長 同 上 水とみどり課長 危機管理課長
		佐 野 川	泉佐野市 水防管理者 泉佐野市 危機管理担当者 熊取町 水防管理者 熊取町 危機管理担当者	危機管理課長 同 上 水とみどり課長 危機管理課長
		檜 井 川	泉佐野市 水防管理者 泉佐野市 危機管理担当者 泉南市 水防管理者 泉南市 危機管理担当者 田尻町 水防管理者 田尻町 危機管理担当者	危機管理課長 同 上 道 路 課 長 危機管理課長 土木下水道課長 安心まちづくり推進局課長
		男 里 川	泉南市 水防管理者 泉南市 危機管理担当者 阪南市 水防管理者 阪南市 危機管理担当者	道 路 課 長 危機管理課長 河川農水課長 危機管理課長

第 6 節 水位周知海岸の水位到達情報

1. 水位周知海岸

知事が、高潮により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸であり、水位到達情報を発表する。

種 別	海岸名	延長
水位周知海岸	大阪湾沿岸 大阪市西淀川区中島 2 丁目地先（兵庫県界）から 泉南郡岬町多奈川小島地先（和歌山県界）まで	120.5 k m

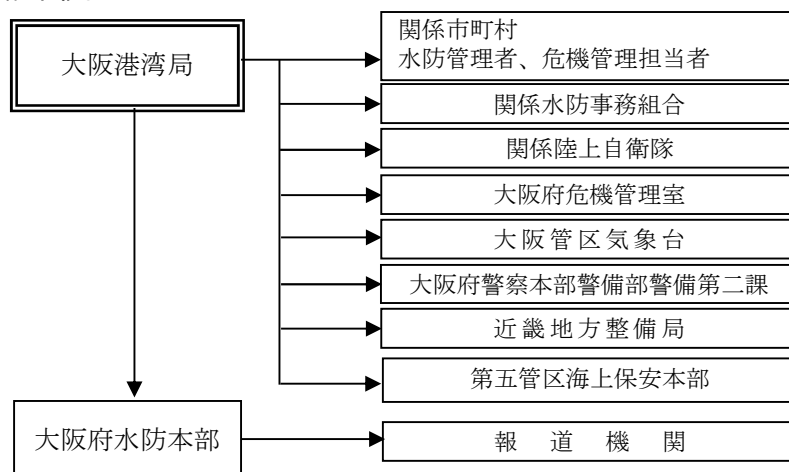
2. 水位到達情報

知事が指定する水位周知海岸について、高潮特別警戒水位（法第 13 条の 3 で規定される、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

なお、水位周知海岸の海岸名、発表者及び通知先は第 6 節 4、発表する情報は下表、その発表文は資料編様式第 9-3 号及び第 9-4 号のとおりである。

発表情報	対象観測所	発表の基準
高潮氾濫発生情報	大阪・淡輪	・ 高潮特別警戒水位 OP+3.50m に到達した場合 ・ 水位周知海岸で氾濫が発生した場合
高潮氾濫発生情報解除	大阪・淡輪	高潮特別警戒水位 OP+3.50m を下回り、当面の間再度水位上昇 するおそれがないことを確認した 場合

3. 連絡系統図



4. 水位情報の発表者及び通知先

水位周知 海岸名	発 表 者	指定海岸に対する水位情報通知先	
		受 報 者	受報担当者
大阪湾沿岸	大阪港湾 局長	大阪市 水防管理者	工 務 担 当 部 長
		大阪市 危機管理担当者	危 機 管 理 監
		淀川右岸水防事務組合水防管理者	事 務 局 長
		淀川左岸水防事務組合水防管理者	事 務 局 長
		大和川右岸水防事務組合水防管理者	事 務 局 長
		豊中市 水防管理者	基盤保全課長
		豊中市 危機管理担当者	危機管理課長
		吹田市 水防管理者	水 循 環 室 長
		吹田市 危機管理担当者	危機管理室長
		堺市 水防管理者	土 木 部 長
		堺市 危機管理担当者	危機管理室長
		高石市 水防管理者	土木管理課長
		高石市 危機管理担当者	危機管理課長
		泉大津市 水防管理者	下 水 道 課 長
		泉大津市 危機管理担当者	危機管理課長
		和泉市 水防管理者	都市整備室長
		和泉市 危機管理担当者	危機管理課長
		忠岡町 水防管理者	建 設 課 長
		忠岡町 危機管理担当者	危機管理課長
		岸和田市 水防管理者	産業政策課長
		岸和田市 危機管理担当者	危機管理課長
		貝塚市 水防管理者	下水道推進課長
		貝塚市 危機管理担当者	危機管理室長
		泉佐野市 水防管理者	危機管理課長
		泉佐野市 危機管理担当者	同 上
		田尻町 水防管理者	土木下水道課長
		田尻町 危機管理担当者	安全安心まちづくり推進局課長
		泉南市 水防管理者	道 路 課 長
		泉南市 危機管理担当者	危機管理課長
		阪南市 水防管理者	河川農水課長
		阪南市 危機管理担当者	危機管理課長
		岬町 水防管理者	土木下水道課長
		岬町 危機管理担当者	まちづくり戦略室長
		西大阪治水事務所	所 長
		大阪府環境農林水産部水産課	水 産 課 長
		大阪府環境農林水産部農政室	整 備 課 長

第 7 節 水防警報及び水防情報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

1. 国土交通大臣の行う水防警報

淀川、大和川、石川、猪名川について、洪水、津波又は高潮のおそれがあるときなど、必要と認めるときは、国土交通大臣（淀川：淀川河川事務所長、大和川及び石川：大和川河川事務所長、猪名川：猪名川河川事務所長）は、水防警報を発し、直ちにその警報事項を水防本部長に通知する。

その区域及び通知先は第 7 節 7「国土交通大臣指定河川」及び 8、その発表文は資料編様式第 6 号～8 号「淀川、大和川、石川、猪名川、水防警報・情報発表文」のとおりである。

水防本部長は水防警報の通知を受けたときは直ちにその受けた通知に係る事項を関係水防管理者及び関係現地指導班長等に通知する。

2. 知事の行う水防警報

淀川、大和川、猪名川以外の河川又は海岸等のうち、知事の指定するものについて、洪水、津波又は高潮のおそれがあるときなど、必要と認めるときは、現地指導班長は適宜水防警報を発表し、直ちにその警報事項を関係水防管理者等に通知すると共にその旨を水防本部に通知する。なお、近地津波の場合は、時間に余裕のない可能性が高いことから、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をもって水防警報が発表されたものとみなし、通知は省略する。

その河川名及び海岸名、発表担当者及び通知先は第 7 節 9「知事指定河川・海岸」及び 10、その発表文は資料編様式第 10 号、10－1～10－3 号のとおりである。

3. 水防警報発表の段階

(1) 洪水時の河川の場合

段 階	種 類	内 容	発表基準
第 1	待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第 2	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認められるとき。

第 3	出 動	1) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 2) 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	1) 氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。 2) 氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるそれがあるとき。
第 4	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(注) 観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を附して関係機関に通知する。

(2) 高潮時の河川・海岸の場合

段 階	種 類	内 容	発表基準
第 1	待 機	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮による潮位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪・高潮状況等により待機の必要を認めるとき。
第 2	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪・高潮状況等により準備の必要を認めるとき。
第 3	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪・高潮状況等により越波が起こるおそれがあるとき。
第 4	解 除	激しい越波・高潮の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況等により越波の発生或いはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(3) 津波時の河川・海岸の場合

段 階	種 類	内 容	発表基準
第 3	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表される等必要と認められるとき。
第 4	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

4. 水防警報発表の時期

種 別	国土交通大臣指定				大阪府知事指定		
河川海岸 名	淀川(福 島)	淀川(枚 方)	大和川 (柏原)	猪名川 (小戸)	洪水区域	高潮区域	津波区域
第1段階 待 機	高潮注意 報が発表 されたとき	水防団待 機水を 超過	氾濫注意 水位に達 する約4 時間前	水防団待 機(指定) 水位に達 するとき			
第2段階 準 備	陸開閉鎖 水位を超 す5時間 前	氾濫注意 水位を超 す3時間 前	氾濫注意 水位に達 する約3 時間前	氾濫注意 水位に達 する約1 時間前	水防団待機水位に達し、 なお上昇のおそれがある とき(ただし、降雨が 全く無く、感潮による影 響のみの場合は別途判 断する)	潮 位 が O.P.+2.00 mに達し、 なお著し く上昇の おそれが あるとき	
第3段階 出 動	陸開閉鎖 水位を超 す3時間 前	氾濫注意 水位を超 す2時間 前	氾濫注意 水位に達 する約2 時間前	氾濫注意 水位水位 に達する 約30分前	①氾濫注意水位に達し、 なお上昇のおそれがある とき ②氾濫注意水位を超える ことが予想されるとき	水 防 計 画 20 頁 2-(2) 出 動 の 状 態 に な っ たとき	大津波警 報・津波 警報・津 波注意報 が発表さ れたとき
第4段階 解 除	水防活動の終わるとき。		水位が氾濫注意水位以下になり、水防活動が必要としなくなったとき。		①水位が氾濫注意水位 以下に下降、又は以上で あっても水防活動を必 要としなくなったとき。 ②水防団待機水位を上 回っている状態で出動 態勢に入らないまま、氾 濫注意水位を超えるお それがなく、水防活動を 必要としなくなったとき、 または大雨(洪水) 注意報が解除されたとき。 ③水防団待機水位を下 回ったとき。	水位が氾濫注 意水位以下に なり、水防活 動を必要とし なくなったとき。	巡視等により被害が確 認されなかつたとき、 または応急 復旧等が終了した時 等、水防作 業を必要と する状況が 解消したと 認めるとき

※O.P.：大阪湾最低潮位、T.P.：東京湾平均海面（T.P. 上±0.0m のとき、O.P. 上+1.3m となる）

(注)・国は水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。

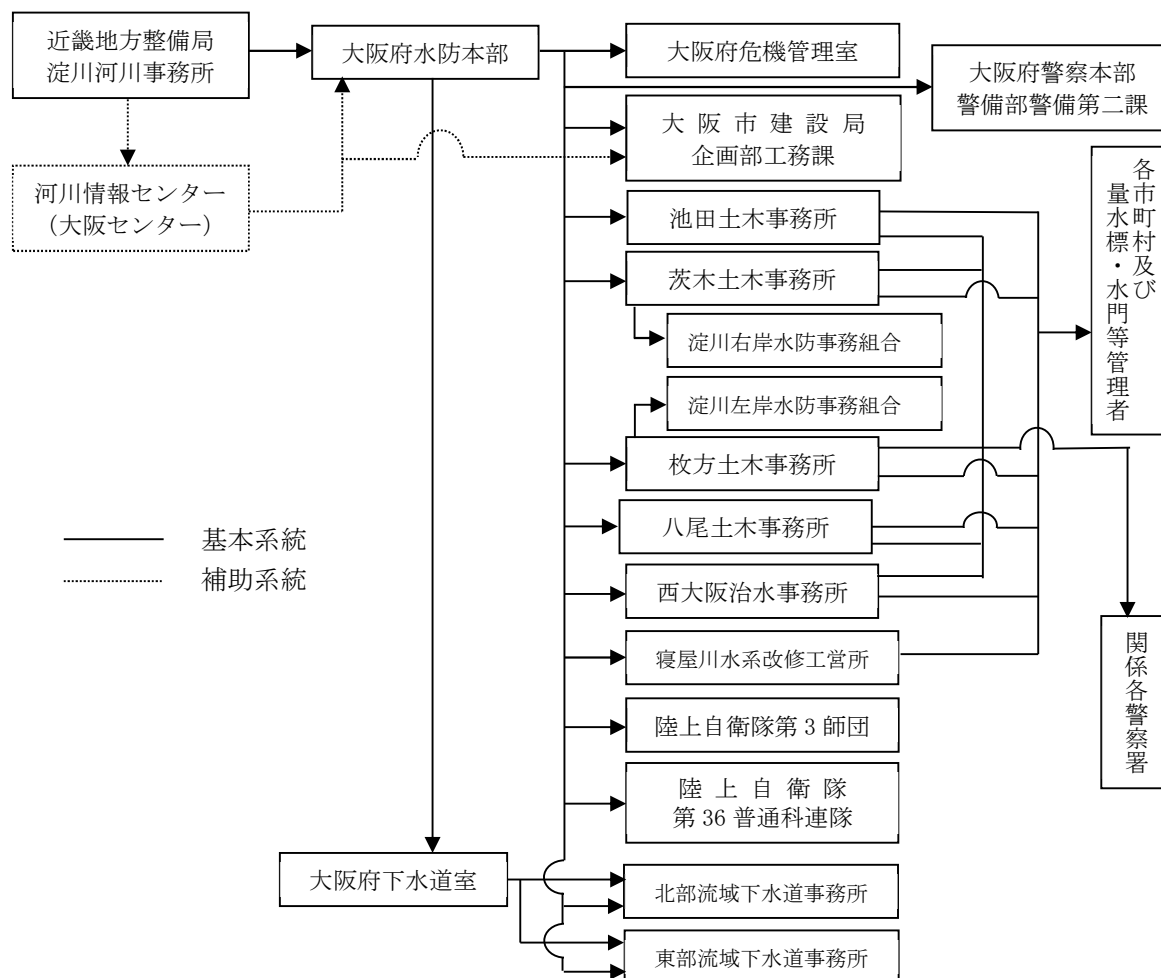
- ・府は水防警報のうち、「待機」については省略する。
- ・府は水防警報のうち、「準備」については省略することがある。
- ・府は水防警報のうち、「出動」については①を基本とするが、急激な水位上昇に対する備えとして②の段階での発表もある。
- ・本計画の津波区域は、津波時の操作対象施設が高潮時と同様であることから、高潮区域と同じとする。

5. 国土交通大臣が行う水防情報

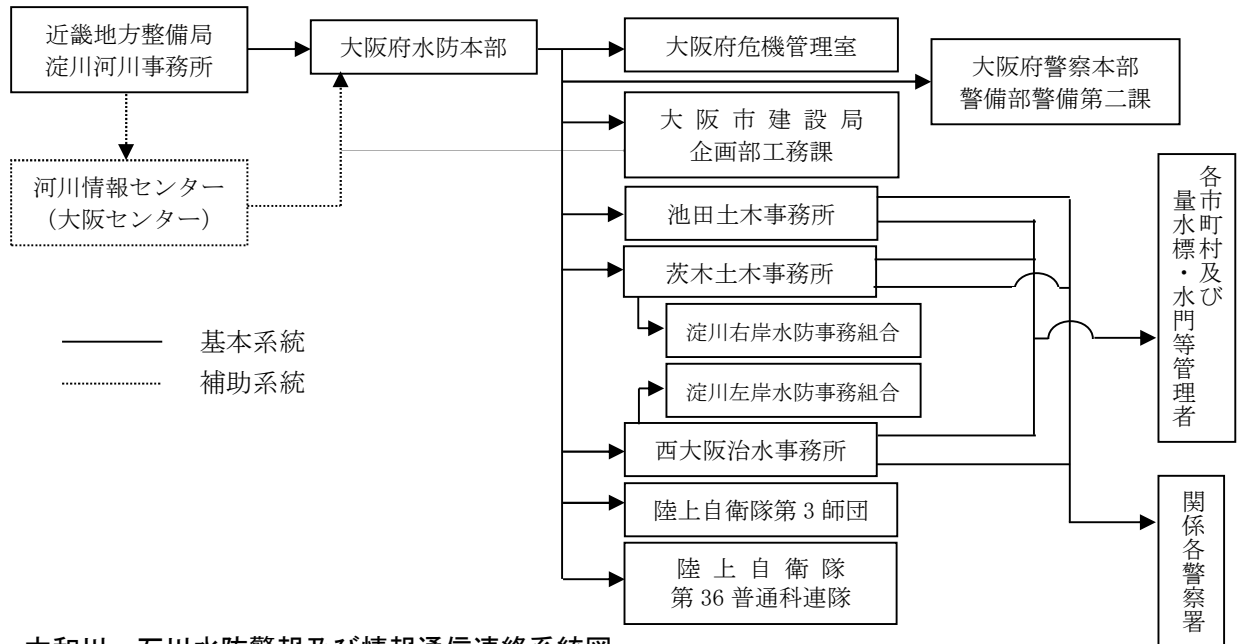
淀川河川事務所長、大和川河川事務所長又は猪名川河川事務所長は、淀川、大和川、石川、猪名川について水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等、水防活動上必要な事項及びその状況を適宜水防本部長に通知する。

水防本部長は、これらの情報を関係水防管理者に通知すると共に、自らが掌握した水防活動に必要な情報も適宜通知する。

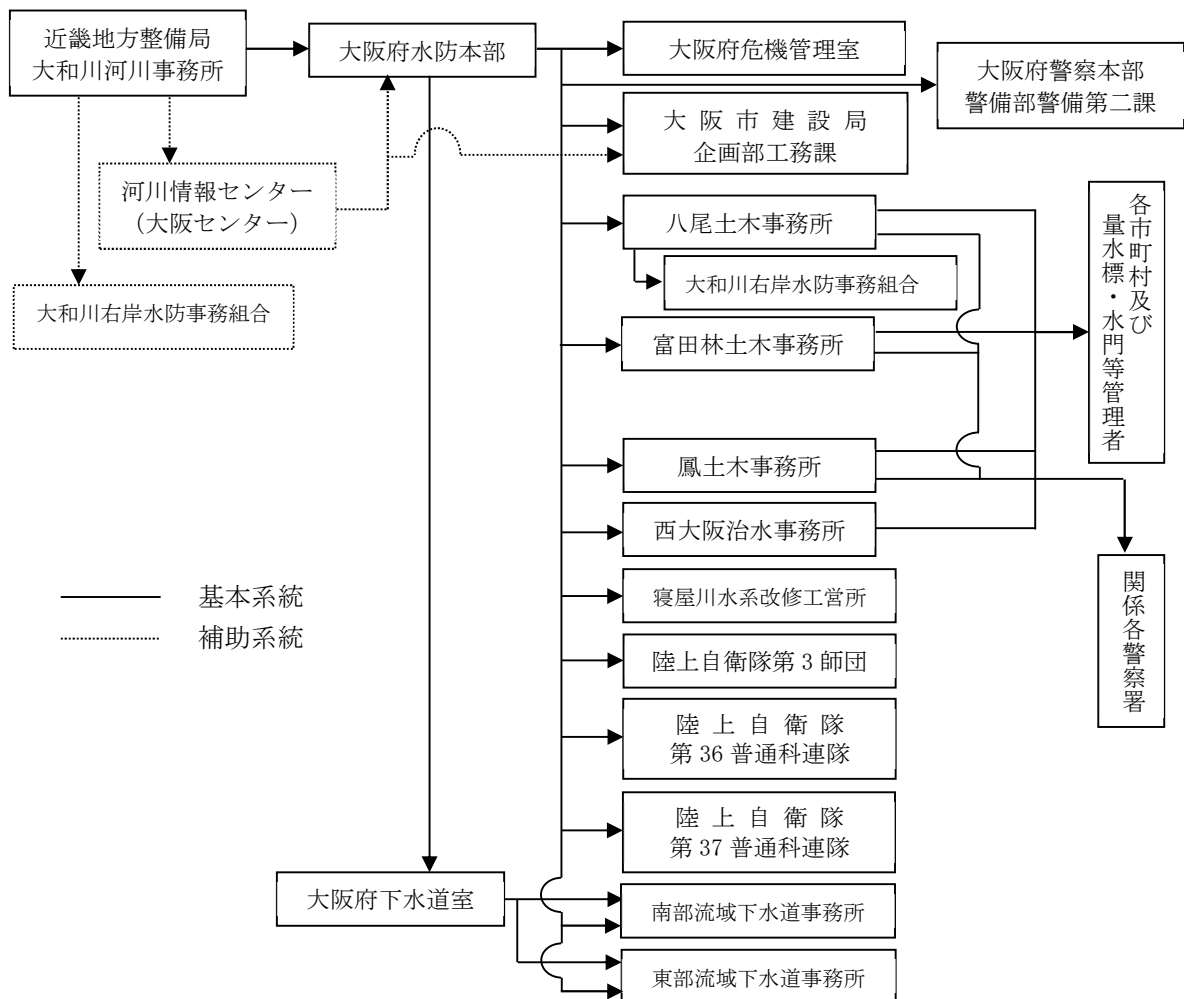
淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（洪水）



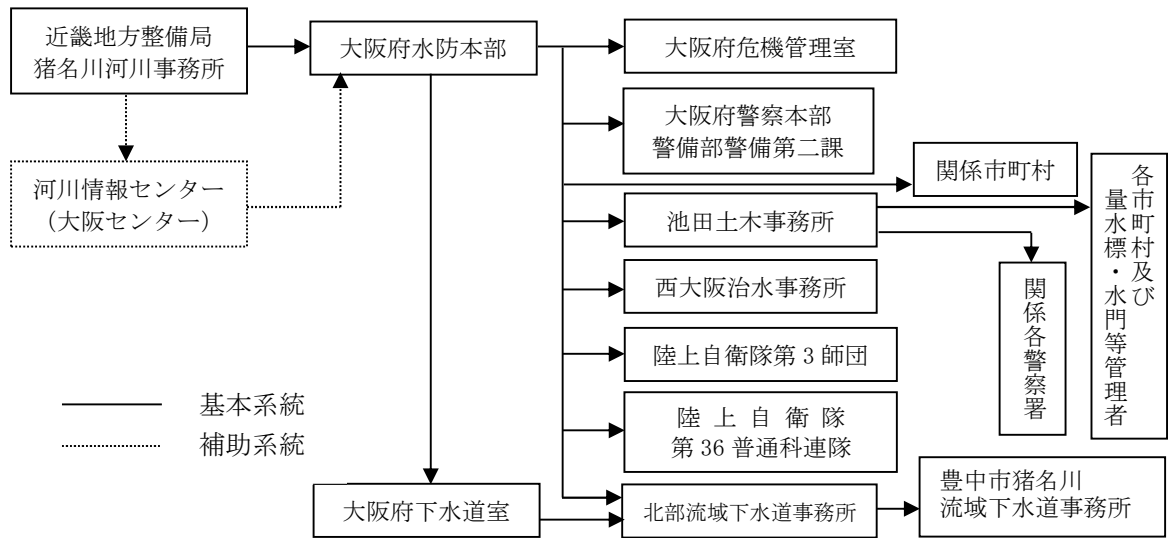
淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（高潮）



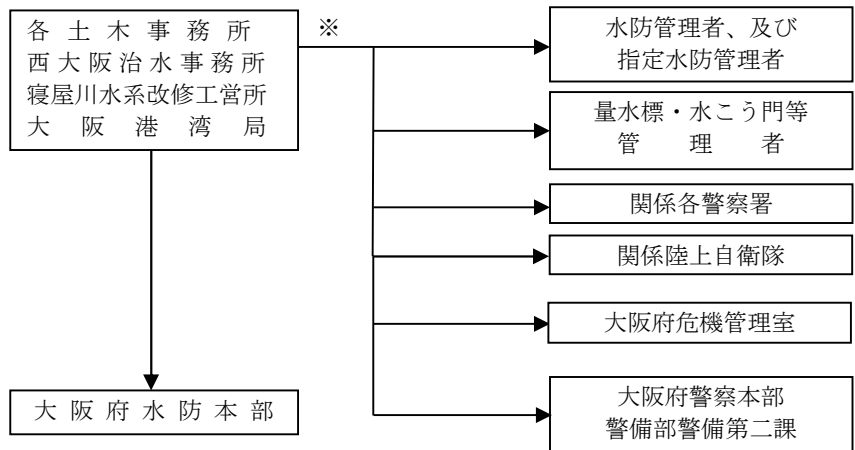
大和川、石川水防警報及び情報通信連絡系統図



猪名川水防警報及び情報通信連絡系統図



6. 知事の行う水防警報連絡系統図



※各土木事務所の代理で、水防本部から連絡する場合があります。

7. 国土交通大臣指定河川 ※表の各水位は 量水標水位

河川海岸名		区 域	対象量水標	水 位
淀 川	左岸	京都府界より海まで 〃	枚 方	水防団待機水位 2.70m 氾濫注意水位 4.50m 計画高水位 6.36m
	右岸	高潮区間上流端より海まで	福 島	陸開閉鎖水位 3.00m (※各陸開のうち最も低いものを採用)
猪名川	左岸	池田市古江町 69 番地先より神崎川合流点まで	小 戸	水防団待機水位 1.00m 氾濫注意水位 2.50m 計画高水位 5.15m
	右岸	兵庫県界より神崎川合流点まで		
大和川	左岸	奈良県界より海まで	柏 原	水防団待機水位 1.50m 氾濫注意水位 3.20m 計画高水位 7.315m
	右岸	〃		
石 川	左岸	藤井寺市国分 2 丁目 92 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで	柏 原	水防団待機水位 1.50m 氾濫注意水位 3.20m 計画高水位 7.315m
	右岸	柏原市石川町 447 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで		

8. 発表者及び通知先

河川名	発 表		受 報		通 知 先
	発表者	発 表 担当者	受報者	受 報 担当者	
淀川 (洪水)	淀川 河川 事務所	流域治水 課長	大阪府 水 防 本 部	事 業 調整室 都 市 防災課 参 事	淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 池田土木事務所 茨木土木事務所 枚方土木事務所 八尾土木事務所 寝屋川水系改修工営所 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 陸上自衛隊第 3 師団 陸上自衛隊第 36 普通科連隊 大阪府下水道室 大阪府危機管理室 北部流域下水道事務所 東部流域下水道事務所 大阪市建設局 豊中市水防管理者 守口市水防管理者 枚方市水防管理者 寝屋川市水防管理者 大東市水防管理者 門真市水防管理者 吹田市水防管理者 高槻市水防管理者 茨木市水防管理者 摂津市水防管理者 島本町水防管理者 東大阪市水防管理者 量水標・水門等管理者 関係各警察署

河川名	発 表		受 報		通 知 先
	発表者	発 表 担当者	受報者	受 報 担当者	
淀川 (高潮)	淀川河川事務所	流域治水課長	大阪府水防本部	事業調整室 都市防災課 参事	淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 池田土木事務所 茨木土木事務所 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第36普通科連隊 大阪府危機管理室 大阪市建設局 豊中市水防管理者 吹田市水防管理者 関係各警察署 量水標・水門等管理者 関係各警察署
猪名川	猪名川河川事務所	総括保全対策官	大阪府水防本部	事業調整室 都市防災課 参事	池田土木事務所 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 大阪府危機管理室 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第36普通科連隊 大阪府下水道室 北部流域下水道事務所 豊中市水防管理者 池田市水防管理者 量水標・水門等管理者 関係各警察署
大和川	大和川河川事務所	流域治水課長	大阪府水防本部	事業調整室 都市防災課 参事	大和川右岸水防事務組合水防管理者 八尾土木事務所 富田林土木事務所 鳳土木事務所 大阪府警察本部 西大阪治水事務所 寝屋川水系改修工営所 大阪府危機管理室 大阪府下水道室 南部流域下水道事務所 東部流域下水道事務所 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第36普通科連隊 陸上自衛隊第37普通科連隊 大阪市建設局 堺市水防管理者 八尾市水防管理者 柏原市水防管理者 東大阪市水防管理者 松原市水防管理者 羽曳野市水防管理者 藤井寺市水防管理者 量水標・水門等管理者 関係各警察署
石川					

9. 知事指定河川・海岸

1. 洪水区域 ※表の各水位は 量水標水位を示すが、◎印の観測所については、上段に量水標水位、下段に大阪湾最低潮位〔0.P.〕を示す。

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		氾 濫 注意水位 (m)	避難断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)
余野川 1	左岸	池田市伏尾町地先(新吉田橋下流端)から猪名川合流点まで	2.2	全区域	高 橋	1.75	2.00	2.30
	右岸	同 上						
箕面川 2	左岸	箕面市箕面地先(一の橋下流端)から兵庫県との境界まで	7.2	全区域	箕面川橋	2.50	2.60	2.70
	右岸	箕面市温泉町地先(一の橋下流端)から兵庫県との境界まで						
千里川 3	左岸	箕面市稲 3 丁目地先(箕面鍋田川合流点)から猪名川合流点まで	7.8	全区域	春日橋	2.00	2.10	2.60
	右岸	箕面市稲 5 丁目地先(箕面鍋田川合流点)から猪名川合流点まで						
天竺川 4	左岸	豊中市上新田 1 丁目地先(府道落合橋下流端)から神崎川合流点まで	7.6	全区域	天竺川橋	2.00	2.20	2.30
	右岸	同 上						
兎 川 5	左岸	豊中市東豊中町 1 丁目 203 番地先から天竺川合流点まで	1.5	全区域	天竺川橋	2.00	2.20	2.30
	右岸	豊中市上野坂 1 丁目 82 番地先から天竺川合流点まで						
高 川 6	左岸	吹田市春日 1 丁目地先(市道橋下流端)から神崎川合流点まで	4.2	全区域	水路橋	1.50	1.55	1.60
	右岸	吹田市春日 3 丁目地先(市道橋下流端)から神崎川合流点まで						
安威川 7	左岸	茨木市太田 1 丁目地先(太田橋下流端)から神崎川合流点まで	13.6	上流域	太田橋	2.25	3.35	3.45
	右岸	茨木市西太田町地先(太田橋下流端)から神崎川合流点まで		下流域	千歳橋	3.25	4.25	4.55
					宮鳥橋	3.25	—	—
					鶴野橋	3.25	4.40	4.90
茨木川 8	左岸	茨木市南安威 3 丁目地先(勝尾寺川合流点)から安威川合流点まで	1.9	全区域	幣久良橋	2.00	2.35	3.80
	右岸	茨木市中河原町地先(勝尾寺川合流点)から安威川合流点まで						
山田川 9	左岸	吹田市山田東 4 丁目地先(大阪中央環状線橋梁下流端)から安威川合流点まで	5.5	全区域	阪 急 京 都 線	2.00	2.10	2.55
	右岸	吹田市山田西 4 丁目地先(大阪中央環状線橋梁下流端)から安威川合流点まで						
芥 川 10	左岸	高槻市大蔵司 1 丁目地先(大蔵司橋下流端)から淀川合流点まで	5.5	全区域	芥川橋	2.75	3.00	3.30
	右岸	高槻市郡家本町地先(大蔵司橋下流端)から淀川合流点まで						

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		氾 濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)
女瀬川 11	左岸	高槻市岡本町地先(名神高速道路橋梁下流端)から芥川合流点まで	3.8	全区域	天堂橋	1.50	1.60	3.05
	右岸	高槻市氷室町 4 丁目地先(名神高速道路橋梁下流端)から芥川合流点まで						
檜尾川 12	左岸	高槻市安満磐手町地先(名神高速道路橋梁下流端)から淀川合流点まで	4.9	全区域	檜尾川橋	3.00	3.10	3.80
	右岸	高槻市紅茸町地先(名神高速道路橋梁下流端)から淀川合流点まで						
水無瀬川 13	左岸	島本町東大寺 2 丁目地先(名神高速道路橋梁下流端)から桂川合流点まで	1.5	全区域	水無瀬橋	1.50	1.95	2.45
	右岸	島本町東大寺 3 丁目地先(名神高速道路橋梁下流端)から桂川合流点まで						
天野川 14	左岸	交野市藤が尾 1 丁目地先(天野川橋下流端)から淀川合流点まで	6.5	全区域	禁野橋	3.50	4.30	4.50
	右岸	交野市私市 5 丁目地先(天野川橋下流端)から淀川合流点まで						
穂谷川 15	左岸	枚方市田口 5 丁目地先(穂谷川新橋下流端)から淀川合流点まで	3.4	全区域	山垣内橋	2.25	2.60	2.70
	右岸	枚方市招提南町 3 丁目地先(穂谷川新橋下流端)から淀川合流点まで						
船橋川 16	左岸	枚方市招提東町 3 丁目地先(船橋川橋下流端)から淀川合流点まで	3.6	全区域	西河原橋	2.00	3.10	3.20
	右岸	枚方市招提田近 1 丁目地先(船橋川橋下流端)から淀川合流点まで						
神崎川 17	左岸	摂津市一津屋地先(淀川分派点)から大阪市東淀川区東三国地先(大吹橋下流端)まで	4.7	全区域	大吹橋	3.80	5.70	5.95
	右岸	摂津市一津屋地先(淀川分派点)から吹田市南吹田地先(大吹橋下流端)まで			高浜橋	3.80	—	—
寝屋川 18	左岸	寝屋川市萱島本町地先(京阪電気鉄道萱島駅下流端)から大川合流点まで	14.8	全区域	寝屋川治水緑地	4.20	5.35	5.45
					住道	3.90	4.40	4.70
	右岸	同 上			徳庵橋	3.50	3.95	4.20
第二寝屋川 19	左岸	東大阪市若江南町 5 丁目地先(楠根川合流点)から寝屋川合流点まで	9.2	全区域	新田大橋	4.00	5.00	5.30
	右岸	同 上			昭明橋	3.40	4.40	4.55
恩智川 20	左岸	柏原市法善寺 4 丁目地先(法善寺橋下流端)から寝屋川合流点まで	15.0	上流域	中高橋	9.10	9.20	9.35
	右岸	同 上		下流域	住 道	3.90	4.40	4.70
楠根川 21	左岸	八尾市西山本町 1 丁目地先(近畿日本鉄道大阪線鉄橋下流端)から第二寝屋川合流点まで	3.2	全区域	◎萱振大橋	1.90	3.16	3.21
	右岸	同 上				6.74	8.00	8.05

河川・海岸名		区	域	延長 (km)	対象量水標		氾 濫 注意水位 (m)	護 岸 断 水 水位 (m)	氾 濫 危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)
平野川 22	左岸	柏原市本郷 3 丁目地先(国道 25 号橋梁下流端)から第二寝屋川合流点まで		15.2	上流域	平野川越流堤 (外水位)	1.50	—	—
	右岸	柏原市今町 2 丁目地先(国道 25 号橋梁下流端)から第二寝屋川合流点まで			中流域	◎太子橋	2.00 9.46	3.44 10.90	3.54 11.00
					下流域	中竹渕橋 剣橋	7.70 3.30	8.80 4.00	8.90 4.15
平野川 分水路 23	左岸	大阪市生野区巽南 2 丁目地先(平野川からの分派点)から寝屋川合流点まで		6.6	全区域	今里大橋	3.30	3.40	3.50
右岸	大阪市生野区巽南 4 丁目地先(平野川からの分派点)から寝屋川合流点まで								
古 川 24	左岸	寝屋川市御幸西町 1152 番の 1 地先から寝屋川合流点まで		7.4	全区域	桑 才	3.20	3.30	3.40
	右岸	守口市大久保町 5 丁目 164 番の 14 地先から寝屋川合流点まで							
石 川 25	左岸	富田林市錦織地先(上一之井堰)から藤井寺市国府 2 丁目地先(石川橋下流端)まで		11.7	下流域	玉手橋	3.90	4.60	4.80
	右岸	富田林市彼方地先(上一之井堰)から柏原市石川町地先(石川橋下流端)まで			中流域	河南橋	1.60	1.80	2.10
					上流域	金剛大橋	2.00	2.20	2.40
東除川 26	左岸	羽曳野市河原城地先(城之口橋下流端)から大和川合流点まで		6.8	全区域	大堀上小橋	2.90	3.20	3.90
	右岸	同 上							
西除川 27	左岸	大阪狭山市池之原 2 丁目地先(狭山池ダム洪水吐)から大和川合流点まで		12.7	上流域	野 田	1.00	1.40	1.60
	右岸	同 上			下流域	布忍橋	2.50	3.70	4.00
石津川 28	左岸	堺市西区草部地先(陶器川合流点)から海まで		6.7	上流域	万崎橋	3.00	3.10	3.45
	右岸	同 上			下流域	戎 橋	3.75	3.85	4.20
芦田川 29	左岸	高石市西取石 3 丁目 192 番地先(国道 26 号橋下流端)から海まで		2.7	全区域	加 茂	0.80	0.90	1.00
	右岸	高石市西取石 3 丁目 223 番 56 地先 (国道26号橋下流端) から海まで							
大津川 30	左岸	忠岡町馬瀬 3 丁目地先(牛滝川と槇尾川の合流点)から海まで		2.6	全区域	楯並橋	2.25	3.50	3.65
	右岸	泉大津市板原地先(牛滝川と槇尾川の合流点)から海まで							
槇尾川 31	左岸	和泉市三林町地先(川中橋下流端)から大津川合流点まで		8.8	上流域	川中橋	1.75	1.90	2.20
	右岸	同 上			下流域	桑原大橋	2.50	3.00	3.45
牛滝川 32	左岸	岸和田市岡山町地先(山直橋下流端)から大津川合流点まで		4.9	上流域	山直橋	1.25	2.20	2.30
	右岸	岸和田市三田町地先(山直橋下流端)から大津川合流点まで			下流域	高板橋	2.25	2.35	2.60

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		氾 濫 注意水位 (m)	避難断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)
春木川 33	左岸	岸和田市下松町地先(上轟橋下流端)から海まで	3.7	全区域	森池橋	2.50	3.25	3.65
	右岸	岸和田市額原町地先(上轟橋下流端)から海まで						
津田川 34	左岸	貝塚市半田 4 丁目地先(虎橋下流端)から海まで	2.6	全区域	青木橋	1.75	1.90	2.05
	右岸	貝塚市久保三丁目地先(虎橋下流端)から海まで						
近木川 35	左岸	貝塚市橋本地先(積善橋下流端)から海まで	2.8	全区域	昭永橋	1.25	1.55	2.00
	右岸	同 上						
見出川 36	左岸	泉佐野市鶴原地先(王子新橋下流端)から海まで	1.7	全区域	見出川橋	1.30	1.50	1.60
	右岸	貝塚市王子地先(王子新橋下流端)から海まで						
佐野川 37	左岸	泉佐野市中庄地先(雨山川と住吉川の合流点)から海まで	3.0	全区域	佐野川橋	1.50	1.65	1.90
	右岸	泉佐野市上瓦屋地先(雨山川と住吉川の合流点)から海まで						
檜井川 38	左岸	泉南市兎田地先(JR 阪和線鉄橋下流端)から海まで	4.4	全区域	大正大橋	2.00	2.75	2.85
	右岸	泉佐野市上之郷地先(JR 阪和線鉄橋下流端)から海まで						
男里川 39	左岸	阪南市鳥取中地先(山中川と菟砥川の合流点)から海まで	2.5	全区域	男里川橋	2.75	4.00	4.25
	右岸	同 上						

2. 高潮区域、津波区域

河川・海岸名		区 域	対象検潮器等	水防警報 発表基準
正蓮寺川 1	左岸	海から 大阪市此花区朝日 1 丁目地先 (嬉ヶ崎橋下流端)まで	・高潮時は、安治川水 門検潮所 ・津波時は、大阪管区 気象台の津波予報 区「大阪府」で予想 される津波高	潮位が OP+2.00m に 達しなお著しく上昇 のおそれあるとき、又 は大津波警報・津波警 報・津波注意報が発表 されたとき
	右岸	海から 大阪市此花区西九条 5 丁目地先 (嬉ヶ崎橋下流端)まで		
六軒家川 2	左岸	大阪市此花区西九条 7 丁目地先 (安治川合流点)から 大阪市此花区西九条 5 丁目地先 (嬉ヶ崎橋下流端)まで	〃	〃
	右岸	大阪市此花区春日出南 2 丁目地 先(安治川合流点)から 大阪市此花区朝日 1 丁目地先 (嬉ヶ崎橋下流端)まで		

※ O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P.上±0.0m のとき、O.P.上+1.3m となる)

※ 本計画の津波区域は、高潮区域と同じとする。

河川・海岸名		区 域	対象検潮器等	水防警報 発表基準
旧 淀 川 (安治川) 3	左岸	海から 大阪市西区川口 1 丁目地先(端 建蔵橋下流端)まで	・高潮時は、安治川水 門検潮所 ・津波時は、大阪管 区気象台の津波予 報区「大阪府」で 予想される津波高	潮位が OP+2.00m に 達しなお著しく上昇 のおそれあるとき、 又は大津波警報・津 波警報・津波注意報 が発表されたとき
	右岸	海から 大阪市福島区野田 1 丁目地先 (船津橋下流端)まで		
旧 淀 川 (堂島川) 4	左岸	大阪市北区中之島 6 丁目地先 (船津橋下流端)から 大阪市北区中之島 1 丁目地先 (天神橋上流端)まで	〃	〃
	右岸	大阪市福島区野田 1 丁目地先 (船津橋下流端)から 大阪市北区天神橋 1 丁目地先 (天神橋上流端)まで		
土佐堀川 5	左岸	大阪市西区土佐堀 3 丁目地先 (昭和橋下流端)から 大阪府中央区北浜東地先(天神 橋上流端)まで	〃	〃
	右岸	大阪市北区中之島 6 丁目地先 (端建蔵橋下流端)から 大阪市北区中之島 1 丁目地先 (天神橋上流端)まで		
東横堀川 6	左岸	大阪府中央区瓦屋町 3 丁目地先 (上大和橋下流端)から 大阪府中央区北浜東地先(葎屋 橋上流端)まで	〃	〃
	右岸	大阪府中央区島之内 2 丁目地先 (上大和橋下流端)から 大阪府中央区北浜 1 丁目地先 (葎屋橋上流端)まで		
木 津 川 7	左岸	海から 大阪市西区土佐堀 3 丁目地先 (昭和橋下流端)まで	〃	〃
	右岸	海から 大阪市西区川口 1 丁目地先(昭 和橋下流端)まで		
旧 淀 川 (大 川) 8	左岸	大阪府中央区北浜東地先(天神 橋上流端)から 大阪府都島区毛馬町 3 丁目地先 (淀川分派点)まで	〃	〃
	右岸	大阪市北区天神橋 1 丁目地先 (天神橋上流端)から 大阪府都島区毛馬町 3 丁目地先 (淀川分派点)まで		
道頓堀川 9	左岸	大阪市浪速区幸町 3 丁目地先 (木津川合流点)から 大阪府中央区瓦屋町 3 丁目地先 (上大和橋下流端)まで	〃	〃
	右岸	大阪市西区南堀江 4 丁目地先 (木津川合流点)から 大阪府中央区島之内 2 丁目地先 (上大和橋下流端)まで		

※ O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P.上±0.0m のとき、O.P.上+1.3m となる)

※ 本計画の津波区域は、高潮区域と同じとする。

河川・海岸名		区 域	対象検潮器等	水防警報 発表基準
尻 無 川 10	左岸	海から 大阪市大正区三軒家東 1 丁目地先(岩松橋上流端)まで	・高潮時は、安治川水門検潮所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高	潮位が OP+2.00m に達しなお著しく上昇のおそれあるとき、又は大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき
	右岸	海から 大阪市西区千代崎 3 丁目地先(岩松橋上流端)まで		
住 吉 川 11	左岸	大阪市住之江区平林北 1 丁目地先(木津川合流点)から 大阪市住之江区御崎 1 丁目地先(亀甲橋下流端)まで	〃	〃
	右岸	大阪市住之江区柴谷 1 丁目地先(木津川合流点)から 大阪市住之江区東加賀屋 4 丁目地先(亀甲橋下流端)まで		
神 崎 川 12	左岸	海から 大阪市淀川区東三国地先(大吹橋下流端)まで	・高潮時は、三国水位観測所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高	〃
	右岸	海から 大阪市西淀川区佃 1 丁目地先(左門殿川分派点)まで 豊中市二葉町 3 丁目地先(兵庫県界)から 吹田市南吹田地先(大吹橋下流端)まで		
左門殿川 13	左岸	大阪市西淀川区佃 7 丁目地先(中島川合流点)から 大阪市西淀川区佃 1 丁目地先(神崎川分派点)まで	〃	〃
西 島 川 14	左岸	大阪市西淀川区百島 2 丁目地先(淀川合流点)から 大阪市西淀川区出来島 3 丁目地先(神崎川分派点)まで	・高潮時は、出来島水位観測所 ・津波時は、大阪管区気象台の津波予報区「大阪府」で予想される津波高	〃
	右岸	大阪市西淀川区西島 1 丁目地先(淀川合流点)から 大阪市西淀川区西島 1 丁目地先(神崎川分派点)まで		
中 島 川 15	左岸	海から 大阪市西淀川区中島 1 丁目地先(神崎川分派点)まで	〃	〃
	右岸	大阪市西淀川区佃 7 丁目地先(左門殿川合流点)から 大阪市西淀川区佃 6 丁目地先(神崎川分派点)まで		
	西岸	大阪市港区築港 3 丁目地先(安治川筋)から 大阪市港区海岸通 4 丁目地先(尻無川筋)まで		

※ O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P.上±0.0m のとき、O.P.上+1.3m となる)

※ 本計画の津波区域は、高潮区域と同じとする。

河川・海岸名		区 域	対象検潮器等	水防警報 発表基準
天保山運河 1	東岸	大阪市港区港晴 5 丁目地先(安 治川筋)から 大阪市港区福崎 3 丁目地先(尻 無川筋)まで	・高潮時は、安治川 水門検潮所 ・津波時は、大阪管 区気象台の津波予 報区「大阪府」で 予想される津波高	潮位が OP+2.00m に 達しなお著しく上昇 のおそれあるとき、 又は大津波警報・津 波警報・津波注意報 が発表されたとき
大 阪 港 2		大阪港一帯	〃	〃
布屋海岸 3		大阪市西淀川区中島 2 丁目地先 (中島川筋)から 大阪市西淀川区中島 2 丁目地先 (神崎川筋)まで	〃	〃
泉北海岸 4		堺市堺区築港八幡町地先(大和 川左岸)から 泉大津市汐見町地先(大津川右 岸)まで	・高潮時は、堺港、 泉北港の潮位観測 所 ・津波時は、大阪管 区気象台の津波予 報区「大阪府」で 予想される津波高	〃
泉南海岸 5		泉北郡忠岡町新浜地先(大津川 左岸)から 泉南郡岬町多奈川小島地先(和 歌山県界)まで	・高潮時は、岸和田 水門、深日港の潮 位観測所 ・津波時は、大阪管 区気象台の津波予 報区「大阪府」で 予想される津波高	〃

※ O.P.：大阪湾最低潮位、T.P.：東京湾平均海面（T.P.上±0.0m のとき、O.P.上+1.3m となる）

※ 本計画の津波区域は、高潮区域と同じとする。

※近地津波の場合は、時間に余裕のない可能性が高いことから、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をも
って、水防警報が発表されたものとみなす。

10. 発表者及び通知先

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受 報 者	受報担当者
池田土木事務所管内	同左管轄 水防区域	池田土木事務所長	余野川	池田市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市整備部長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			箕面川	池田市 水防管理者 箕面市 水防管理者 豊中市 水防管理者 関係各警察署 兵庫県宝塚土木事務所 兵庫県伊丹市 水防管理者 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市整備部長 総務部長 危機管理課長 署 長 管理第 2 課長 危機管理室長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			千里川	豊中市 水防管理者 箕面市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 総務部長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			天竺川	豊中市 水防管理者 大阪市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 工務担当部長 署長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			兎 川	豊中市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			高 川	豊中市 水防管理者 大阪市 水防管理者 吹田市 水防管理者 茨木土木事務所 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 工務担当部長 危機管理室長 所 長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河 川 名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受 報 者	受報担当者
茨 木 土 務 所 管 内	同 左 管 轄 水 防 区 域	茨木土木 事務所長	安威川 (上流域)	茨木市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			安威川 (下流域)	大阪市 水防管理者 茨木市 水防管理者 吹田市 水防管理者 摂津市 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	工務担当部長 危機管理課長 危機管理室長 総務部長 事務局長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			茨木川	茨木市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			山田川	摂津市 水防管理者 吹田市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	総務部長 危機管理室長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			芥 川	高槻市 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 事務局長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			女瀬川	高槻市 水防管理者 茨木市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理課長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			檜尾川	高槻市 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 事務局長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			水無瀬川	島本町 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 事務局長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河 川 名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受 報 者	受報担当者
枚 方 土 木 事 務 管 所 内	同 左 管 轄 水 防 区 域	枚方土木 事務所長	天野川	枚方市 水防管理者 交野市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊	土木部長 道路河川課長 事務局長 署 長 第 3 師団
			穂谷川	枚方市 水防管理者 交野市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊	土木部長 道路河川課長 事務局長 署 長 第 3 師団
			船橋川	枚方市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊	土木部長 事務局長 署 長 第 3 師団
八 尾 土 木 事 務 管 所 内	同 左 管 轄 水 防 区 域	八尾土木 事務所長	恩智川 (上流域)	寝屋川水系改修工営所 東大阪市 水防管理者 八尾市 水防管理者 柏原市 水防管理者 恩智川水防事務組合水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	所 長 土木部長 都市整備部長 都市デザイン部長 事務局長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			楠根川	八尾市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市整備部長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			平野川 (上流域)	八尾市 水防管理者 柏原市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市整備部長 都市デザイン部長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			平野川 (中流域)	八尾市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市整備部長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊
			石川 (下流域)	柏原市水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	都市デザイン部長 署 長 第 3 師団 第 36 普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河 川 名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受 報 者	受報担当者
富 田 林 土 事 務 管 所 内	同左管轄 水防区域	富 田 林 土 事 務 所 長	石 川 (上流域)	富田林市 水防管理者 河内長野市 水防管理者 河南町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理課長 危機管理室長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			石 川 (中流域)	富田林市 水防管理者 羽曳野市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理室長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			石 川 (下流域)	八尾土木事務所 藤井寺市 水防管理者 松原市 水防管理者 大阪市 水防管理者 柏原市 水防管理者 八尾市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	所 長 危機管理課長 危機管理課長 工務担当部長 都市デザイン部長 都市整備部長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			東除川	羽曳野市水防管理者 松原市 水防管理者 大阪市 水防管理者 富田林市 水防管理者 堺市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理課長 工務担当部長 危機管理室長 土木部長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			西除川 (上流域)	大阪狭山市 水防管理者 堺市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	防災・防犯推進室 長 土木部長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			西除川 (下流域)	松原市 水防管理者 堺市 水防管理者 大阪市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 土木部長 工務担当部長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河 川 名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受 報 者	受報担当者
鳳 土 務 所 事 管 内	同左管轄 水防区域	鳳 土 木 事 務 所 長	石津川 (全区域)	堺市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	土木部長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			芦田川	高石市 水防管理者 泉大津市 水防管理者 忠岡町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 消防長 消防長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			大津川		
			牛滝川 (下流域)		
			槇尾川 (上流域)	和泉市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	消防長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			槇尾川 (下流域)	和泉市 水防管理者 泉大津市 水防管理者 忠岡町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	消防長 消防長 消防長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
	大阪港湾 局管轄水 防区域	大阪港湾 局 長	泉 北 海 岸	堺市 水防管理者 高石市 水防管理者 泉大津市 水防管理者 鳳土木事務所 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	土木部長 土木管理課長 下水道課長 所 長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			泉 南 海 岸	忠岡町 水防管理者 鳳土木事務所 岸和田土木事務所 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	土木課長 所 長 所 長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河川名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受 報 者	受報担当者
岸和田市 土木事務所管内	同左管轄 水防区域	岸和田市 土木事務所長	牛滝川 (上流域)	岸和田市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			春木川	岸和田市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			津田川	岸和田市 水防管理者 貝塚市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 危機管理室長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			近木川	貝塚市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			見出川	貝塚市 水防管理者 泉佐野市 水防管理者 熊取町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理室長 危機管理課長 水とみどり課長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			佐野川	泉佐野市 水防管理者 熊取町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 水とみどり課長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			榎井川	泉佐野市 水防管理者 泉南市 水防管理者 田尻町 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	危機管理課長 道路課長 土木下水道課長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
			男里川	泉南市 水防管理者 阪南市 水防管理者 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	道路課長 河川農水課長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊
	大阪港湾 局管轄水 防区域	大阪港湾 局長	泉 南 海 岸	岸和田市 水防管理者 貝塚市 水防管理者 泉佐野市 水防管理者 田尻町 水防管理者 泉南市 水防管理者 阪南市 水防管理者 岬町 水防管理者 岸和田土木事務所 関係各警察署 陸上自衛隊 陸上自衛隊	産業政策課長 下水道推進課長 危機管理課長 土木下水道課長 道路課長 河川農水課長 土木下水道課長 所 長 署 長 第 3 師団 第 37 普通科連隊

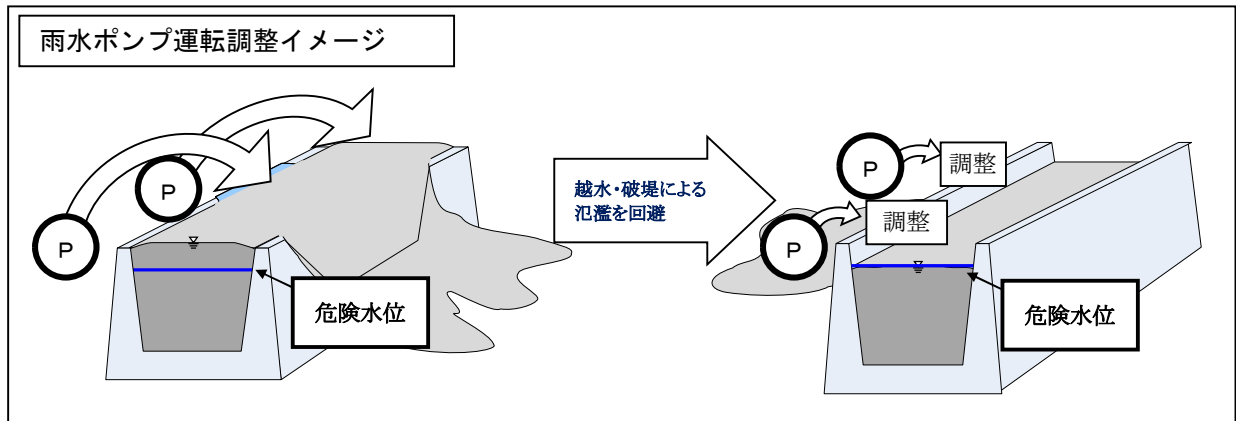
警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河 川 名	指定河川・海岸に対する警報通知先	
				受 報 者	受報担当者
寝 屋 川 水 改 工 管 営 所 内	同 左 管 轄 水 防 区 域	寝 屋 川 水 系 改 修 工 営 所 長	寝屋川	大阪市 水防管理者 東大阪市 水防管理者 大東市 水防管理者 門真市 水防管理者 寝屋川市 水防管理者 枚方土木事務所 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 土木部長 危機管理室長 危機管理課長 危機管理室長 所 長 署 長 局 長 (防災担当) 課長
			第 二 寝屋川	大阪市 水防管理者 東大阪市 水防管理者 八尾市 水防管理者 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 土木部長 都市整備部長 署 長 局 長 (防災担当) 課長
			恩智川 (下流域)	東大阪市 水防管理者 大東市 水防管理者 八尾市 水防管理者 恩智川水防事務組合水防管理者 関係各警察署	土木部長 危機管理室長 都市整備部長 事務局長 署 長
			平野川 (下流域)	大阪市 水防管理者 八尾市 水防管理者 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 都市整備部長 署 長 局 長 (防災担当) 課長
			平野川 分水路	大阪市 水防管理者 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 署 長 局 長 (防災担当) 課長
			古 川	大阪市 水防管理者 門真市 水防管理者 守口市 水防管理者 寝屋川市 水防管理者 関係各警察署 大阪市 消防局 関係各区役所	工務担当部長 危機管理課長 危機管理監 危機管理室長 署 長 局 長 (防災担当) 課長

警報発表 対象管内	関係地域	発表者	知事指定 警報発表 河 川 名	指定河川・海岸に対する警報通知先		
				受 報 者	受報担当者	
西 大 阪 治 事 務 管 水 所 内	同左管轄 水防区域	西 大 阪 治 水 事 務 所 長	神崎川 (洪水区域)	大阪市 水防管理者 吹田市 水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署	工務担当部長 危機管理室長 事務局長 署 長	
			管 内 高 潮 区 域	大阪市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 大和川右岸水防事務組合水防管理者 吹田市 水防管理者 関係各警察署	工務担当部長 事務局長 事務局長 事務局長 危機管理室長 署 長	
			布屋海岸	大阪市 水防管理者 関係各警察署	防災・海上保全担当課長 署 長	
	大 阪 港 湾 局 管 轄 水 防 区 域		天保山 運 河	大阪市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署	防災・海上保全担当課長 事務局長 署 長	
			大阪港	大阪市 水防管理者 淀川左岸水防事務組合水防管理者 大和川右岸水防事務組合水防管理者 関係各警察署	防災・海上保全担当課長 事務局長 事務局長 署 長	

第8節 寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の運転調整

寝屋川流域において、河川の整備水準を上回る豪雨に見舞われ、河川からの越水及び破堤等による氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、河川に排水するために設置された下水道の雨水ポンプ施設の運転を一時的に調整する。

なお、対象河川および対象ポンプ施設、運転調整に関する各基準水位については資料編「寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱」参照。



1. 体制及び活動

(1) 体制の整備

大阪府及び流域市の河川・下水道部局は、ポンプ運転調整を効果的に機能させるため、関係部局と調整し、連絡・指揮体制の充実及び情報共有のための体制を整備することとする。

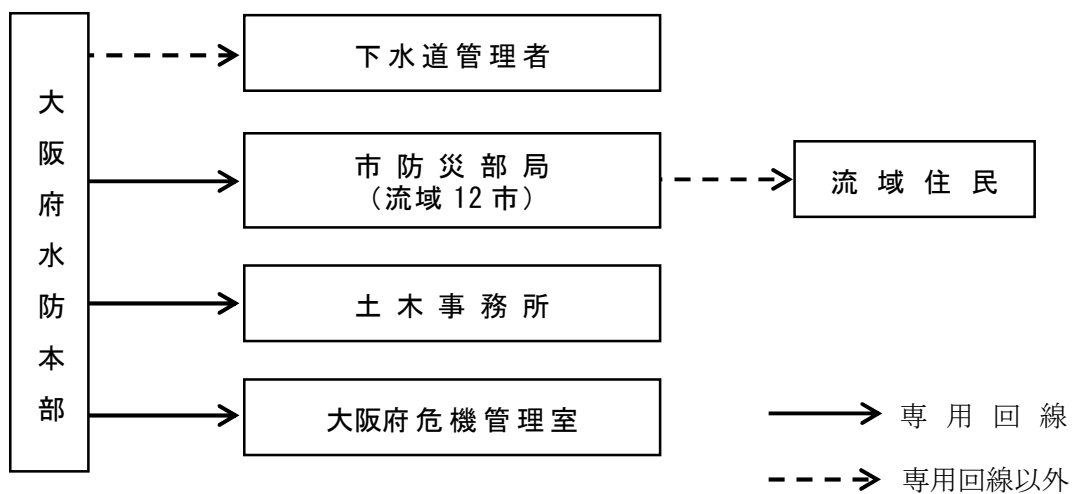
(2) 運転調整の実施に関する情報発信

河川管理者及び下水道管理者は、運転調整の実施に関する情報を提供するとともに、市防災部局は、流域住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための情報伝達を、CATV、ラジオ、広報車、エリアメール、防災行政無線の活用などにより、積極的な情報発信を行う。

(3) 住民への周知

大阪府及び流域市は、流域住民への理解と避難時の協力を求めるため、広報誌等へポンプ施設の運転調整に関する情報の掲載など効果的な広報に努める。

2. 下水道雨水ポンプの運転調整状況等伝達経路



下水道管理者： 大阪市建設局、東大阪市上下水道局、守口市下水道部
 大阪府東部流域下水道事務所

土木事務所： 枚方土木事務所、八尾土木事務所、寝屋川水系改修工営所

市防災担当部局： 大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、
 (流域 12 市) 柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市

報道機関

第9節 治水ダムの防災情報

1. 対象ダム

治水ダムの防災情報に関する通知について、対象となるダムを定める。

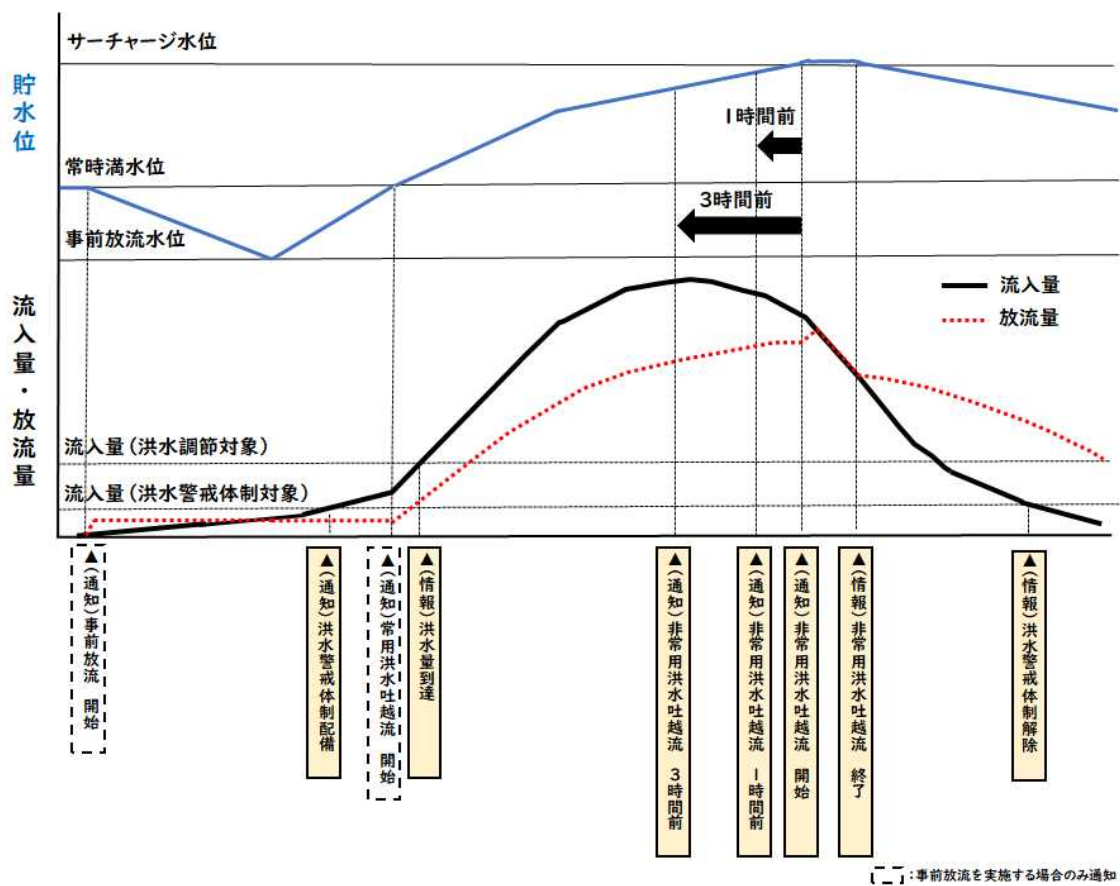
対象ダム	箕面川ダム、狭山池ダム、安威川ダム
------	-------------------

2. 治水ダムの防災情報

治水ダムの管理者は、防災情報の通知の基準となったときに、その旨を関係機関に通知するとともに、緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が想定される場合等、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

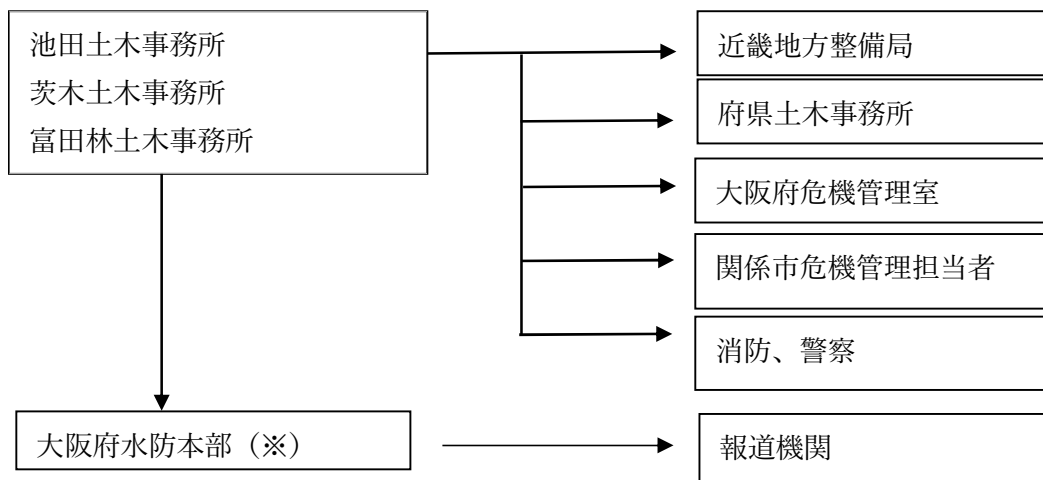
防災情報	通知の基準
事前放流開始	【事前放流を行う場合のみ通知】 国土交通省から治水ダム上流域における予測降雨量が基準降雨量（※1）を超過したとの情報を受け、事前放流を開始したとき
洪水警戒体制配備	以下のいずれかに該当する場合に体制を配備 ・大阪管区气象台からダム流域において降雨に関する警報が発表されたとき ・ダム流入量が基準量（※2）を上回ったとき
常用洪水吐き越流開始	【事前放流を行う場合のみ通知】 事前放流による貯水位の低下後、常用洪水吐きから越流を開始したとき
洪水量到達	ダムの流入量が洪水量（※3）に到達したとき
急激な河川水位上昇	ダムからの放流により急激な河川水位上昇が見込まれるとき
緊急放流（非常用洪水吐き越流） 3時間前	ダムの貯水位が、非常用洪水吐き越流3時間前相当の水位（※4）に到達したとき
緊急放流（非常用洪水吐き越流） 1時間前	ダムの貯水位が、非常用洪水吐き越流1時間前相当の水位（※5）に到達したとき
緊急放流（非常用洪水吐き越流） 開始	非常用洪水吐きから越流を開始したとき
緊急放流（非常用洪水吐き越流） 終了	非常用洪水吐きからの越流が終了したとき
洪水警戒体制解除	以下のすべてに該当する場合に体制を解除 ・大阪管区气象台からダム流域において降雨に関する警報が解除されたとき ・ダム流入量が基準量（※6）を下回ったとき

	箕面川ダム	狭山池ダム	安威川ダム
事前放流の基準降雨量（※１）	362.7mm/24h	242.3mm/24h	211.0mm/24h
洪水警戒配備体制配備基準量（※２）	10m ³ /s	30m ³ /s	26m ³ /s
洪水量（※３）	20m ³ /s	36m ³ /s	86m ³ /s
非常用洪水吐き越流３時間前基準水位（※４）	EL. 328.5m	EL. 80.5m	EL. 119.0m
非常用洪水吐き越流１時間前基準水位（※５）	EL. 330.5m	EL. 81.5m	EL. 122.13m
洪水警戒配備体制解除基準量（※６）	10m ³ /s	18m ³ /s	86m ³ /s



防災情報の通知のタイミング

3. 連絡系統図



※緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）に関する情報を報道機関に提供。

4. 通知先

治水ダムの防災情報の通知先は、操作細則等によるものとする。

第 10 節 土砂災害警戒情報

府及び各市町村は、土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒情報発表時等に次の要領で活動にあたるものとする。土砂災害警戒情報は、大阪府と大阪管区気象台が共同で発表するもので、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の目安の一つとなる情報であり、2時間後予測雨量で、土砂災害発生基準線を超過した時に発表される。また、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報を補足する情報として、大阪府及び気象庁では 1km 四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害の危険度を色分けして表示したものをメッシュ情報として公開する。

1. 警戒すべき区域及び市町村

警戒すべき区域は、土砂災害警戒区域等である。（資料編土砂災害警戒区域等一覧表参照。）

なお、地すべりについては、地すべりの兆候を発見後警戒活動にあたる。

対象 34 市町村

豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
吹田市、茨木市、高槻市、島本町
枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市
八尾市、柏原市、東大阪市
羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
堺市、和泉市
岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

2. 体制及び活動

府及び各市町村は、土砂災害に備え体制を整備し、情報の収集・伝達及び避難誘導の活動等に努めるとともに、非常時においては団体相互の協力及び応援を図りながら、迅速かつ的確な活動を実施する。

3. 土砂災害警戒情報の発表と伝達

大阪府と大阪管区気象台は、大雨による土砂災害のおそれがある時に、共同して土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報の伝達経路は、[別図 1-1]のとおりである。

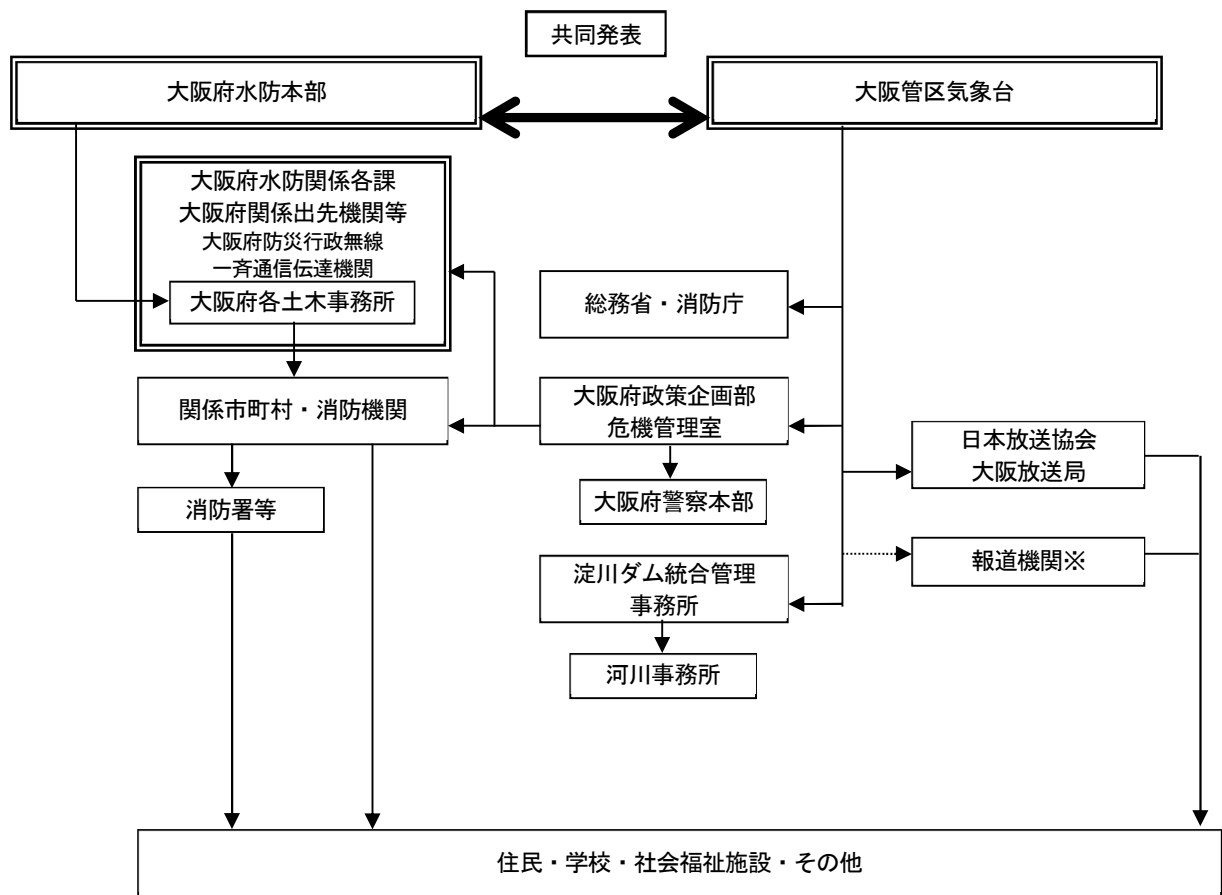
4. 措 置

各市町村及び大阪府水防本部は次の活動を行う。

情報の種類	活動の目安 (市町村)	活動の目安 (大阪府水防本部)
大雨警報（土砂災害）またはメッシュ情報で警戒【警戒レベル3相当】の基準到達	○高齢者等避難の発令	○避難情報の発令状況の確認
土砂災害警戒情報またはメッシュ情報で危険【警戒レベル4相当】の基準到達	○避難指示の発令	○ホットラインの実施 ○避難情報の発令状況の確認
大雨特別警報（土砂災害）またはメッシュ情報で災害切迫【警戒レベル5相当】の基準到達	○緊急安全確保の発令	○避難情報の発令状況の確認
上記を通じて	○土砂災害の前兆現象の収集及び災害情報の収集・伝達 ○市町村における相互の協力及び応援	○土砂災害の前兆現象の収集及び災害情報の収集・伝達 ○市町村への通知・調整等

※メッシュ情報は、警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示及び警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の判断に活用する。

〔別図 1-1〕 土砂災害警戒情報の伝達系統図



※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

第 1 1 節 警戒レベル

1. 警戒レベル

警戒レベルとは、災害時に避難行動が容易にとれるよう、住民がとるべき行動を 5 段階に分けたものである。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」において、避難行動を促す情報及び防災気象情報と各レベルとの対応が整理され、その位置づけを明確にしている。

2. 警戒レベル相当情報

住民自らが行動をとる際の判断の参考となる情報として、指定河川洪水予報、河川の水位情報、大雨警報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度分布等を警戒レベル相当情報として区分し、提供される。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル 5	立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※ 1 ※ 1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・洪水キキクル「災害切迫（黒）」 ・浸水キキクル「災害切迫（黒）」	・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報「災害切迫（黒）」	・高潮氾濫発生情報
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示	氾濫危険情報	・洪水キキクル「危険（紫）」	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報「危険（紫）」	・高潮特別警報 ・高潮警報
警戒レベル 3	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水キキクル「警戒（赤）」 ・洪水警報	・土砂災害に関するメッシュ情報「警戒（赤）」 ・大雨警報（土砂災害）	・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル 2	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	氾濫注意情報	・洪水キキクル「注意（黄）」	・土砂災害に関するメッシュ情報「注意（黄）」	

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報				

注 1) 市町村が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注 2) 避難情報に関するガイドラインでは、土砂キキクル、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

第 1 2 節 ホットラインの構築と活用

1. ホットライン

ホットラインとは、市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するため、土木事務所長等と市町村長等が直接電話等で連絡する仕組みのことである。

水防警報河川（39 河川）における氾濫危険情報や、府内 34 市町村における土砂災害警戒情報を発表した際などにホットラインを行うものである。

ホットラインによる情報提供は、市町村長の判断の支援のための情報提供であり、市町村長が適切に判断できるよう客観的、技術的な情報を的確かつ確実に伝えることが重要であるため、伝達者と受達者、対象とする事象、実施する条件、タイミング、伝達すべき事項等について、あらかじめ各市町村と調整し、共有しておくこととする。

なお、ホットラインは単なる情報提供のみならず、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村への積極的な助言や勧告等も含まれる。

2. ホットラインの実効性を高めるための平常時からの取り組み

限られた時間の中で、電話等によりの確・確実に河川・土砂災害の情報を伝えられるようにするため、平常時からあらかじめホットラインにより伝達する情報の内容の調整と確認を十分に行い、情報を共有しておくものとする。

また、切迫した環境の中で、重要な情報の伝達を行うためには、互いの信頼関係が重要であることから、出水期前には伝達者と受達者がそれぞれのレベルでコミュニケーションを積み重ね、信頼関係を構築する。

3. タイムラインの策定とその活用

災害対応にあたる防災関係機関が連携して、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）を策定し、その中にホットラインを明記し、訓練等で活用するものとする。

第6章 雨量、水位及び潮位の観測通報及び公表

第1節 雨量、水位、潮位及びため池水位の観測

大阪府では、テレメータシステムを活用し、雨量や河川水位、潮位、ため池水位の観測を行っている。府内におけるテレメータによる観測所は、次のとおりである。

□雨量観測所：資料編付表第15表「管内雨量観測所一覧表」

□河川水位観測所：資料編付表第16表「管内河川水位観測所一覧表」「河川カメラ一覧表」

□潮位観測所：資料編付表第17表「管内潮位観測所一覧表」

□ため池水位観測所：資料編付表第18表「大阪府ため池防災テレメータシステムによるため池水位観測所一覧表」

第2節 雨量の観測通報及び公表

1. 水防本部から大阪管区气象台への連絡

水防本部は、府の所管する観測所の雨量を大阪管区气象台に通報するものとする。
(通常は、大阪管区气象台との間の専用回線による。) 通報する雨量は、1時間雨量値及び10分間雨量値とする。

2. 雨量の公表

雨量観測所における雨量の状況を公表するものとする。公表はインターネットを通じて行うものとし、量水標管理者は、テレメータによる観測が適正に行われるよう雨量観測所の管理を行うものとする。

インターネットアドレス

大阪府河川防災情報(おおさか防災ネット 外部リンク集 河川情報 河川防災情報)
<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/gis.html>

また、テレビを通じてNHK大阪放送局地上デジタル放送のデータ放送により、雨量観測所49箇所の情報提供も行っている。

第3節 河川水位の観測通報及び公表

1. 現地指導班長から水防本部及び水防管理団体への通報

現地指導班長は、前記の報告を受けたとき又は府管理の量水標の水位が2の各項に定めるところにより達しもしくは下回ったときは、水防本部に通報すると共に、状況に応じて府観測の水位を関係水防管理団体に通報するものとする。

2. 通報事項

- (1) 水防団待機水位に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位に達したとき及び下回ったとき。
- (3) 避難判断水位に達したとき及び下回ったとき。

(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。

(5) 水防団待機水位を下回ったとき。

なお、水位観測所の位置及び水防団待機水位等は資料編付表第 16 表「管内河川水位観測所一覧表」、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は第 5 章第 4 節 1「洪水予報の対象河川」及び第 5 章第 6 節 8「知事指定河川の 1. 洪水区域」のとおり。

3. 欠測時の措置

(1) 水防本部は、府の所管する河川水位観測所において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。

(2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知するものとする。

(3) 欠測が長期に及ぶことが見込まれる場合には、水防計画の変更を行い、関係機関等に周知するものとする。

4. 河川水位の公表

水位観測所における量水標等の示す水位が氾濫注意水位を超えるときは、その水位の状況を公表するものとする。公表はインターネットを通じて行うものとし、量水標管理者は、テレメータによる観測が適正に行われるよう河川水位観測所の管理を行うものとする。

インターネットアドレス

大阪府河川防災情報（おおさか防災ネット 外部リンク集 河川情報 河川防災情報）
<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/gis.html>

また、テレビを通じてNHK大阪放送局地上デジタル放送のデータ放送により、河川水位観測所 4 4 箇所の情報提供も行っている。

さらに、府は河川カメラを整備し、河川水位観測所の欠測時における代替観測のほか、非常時及び平常時において河川流況、河川管理施設等の状況を的確に把握することとしており、河川カメラは住民の適切な避難行動を支援する役割も有している。このことから、府は、その機能等が損なわれないよう河川カメラの管理を行うものとする。

第 4 節 潮位の観測通報

1. 現地指導班長から水防本部長及び水防管理団体への通報

現地指導班長は、水防管理団体から潮位等の通報を受けたとき及び高潮のおそれがあると判断したときは、2 の各項に定めるところにより、水防本部長に通報すると共に、状況に応じて府観測の潮位を関係水防管理団体に通報するものとする。

2. 通報事項

(1) 潮位及び堤防天端高との関係

(2) 潮位偏差（平常時のその時間の推定潮位と観測潮位との差）

潮位観測の位置及び管理者等は資料編付表第 17 表「管内潮位観測所一覧表」のとおり。

第 5 節 ため池水位の観測通報

1. 大阪府ため池防災テレメータシステムによる観測

府内における「大阪府ため池防災テレメータシステム」による水位観測所は資料編付表第 18 表「大阪府ため池防災テレメータシステムによるため池水位観測所一覧表」のとおりである。また、大阪府ため池防災テレメータシステムによる水位観測については、同表記載のとおりとする。

2. 水位状況の通報

ため池管理者は、水位の状況に関し、適宜、現地指導班長（農と緑の総合事務所長）及び関係水防管理団体に水位状況を通報するものとする。

第 6 節 情報交換の実施

1. 現地指導班長と水防管理者は雨量、水位の情報交換など相互連絡に努めなければならない。
2. 国土交通省所管河川の水位等の通報は、第 5 章第 3 節に示す連絡系統によって行うものとする。
3. 大阪府所管河川の水位等の通報は、第 5 章第 4 節及び第 5 節に示す連絡系統によって行うものとする。

第7章 水防施設、資器材の整備及び輸送の確保

第1節 水防施設及び資器材の整備

1. 指定水防管理団体

概ね担当堤防延長 1km ないし 2km について 1 箇所の割合で、水防倉庫その他資器材備えつけ場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、必要な資器材を備蓄し、これを水防計画に記載しておくこと。

ただし、第4節1により水防資器材の輸送体制を確保できる場合はこの限りでない。

2. その他の水防管理団体

指定水防管理団体に準ずるものとする。

3. ため池管理者

ため池水防上の必要度に応じて所要の資器材を備蓄しなければならない。

4. 大阪府

府下の水防が円滑に実施できるように必要な資器材を備蓄するとともに、水防管理団体への府有地活用の協力を行うものとする。なお、水防管理団体は、自己の資器材が不足したとき、または緊急に必要なときは、府の資器材を使用することができる。

5. その他

各水防管理団体は水防資器材の確保のため、水防区域所在の資材業者を登録し手持ち資器材量を調査して緊急時の補給に備えること。また、資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておかなければならない。

第2節 資器材の整備基準（水防区域片側延長 1km 当り）【参考数量】

資器材は、各水防管理団体ごとに所管する水防区域全体に必要な数量を整備する。品目・数量は下表を参考とするが、土堤・特殊堤など堤防の構造や環境により必要とする品目・数量が合わない場合、第4節1により水防資器材の輸送体制を確保できる場合及び緊急時において別途資器材の調達が可能の場合は、この限りではない。

1. 淀川、大和川

淀川左岸、淀川右岸、大和川左岸、大和川右岸については次表のとおりとする。

水防そなえつけ資器材表 (1km 当たり)

品 名	数 量	摘 要	品 名	数 量	摘 要
土のう袋	1,000 枚		たこつち	8 丁	
ロープ・縄	320kg		はしご	1 丁	
シート	100 枚		十番鉄線	40kg	
杭丸太	360 本		バケツ	1 個	
鎌	8 丁		かけや	16 丁	
のこぎり	4 丁		照明器具	3 台	
おの	5 丁		土砂運搬車	2 台	
スコップ	16 丁		足場板	2 枚	
つるはし	2 丁		予備土	若干	

注) 市街地にあつては土のう用中詰土砂は、適所に備蓄するよう努めるものとする。

2. その他の河川

その他の一般河川については、水防上の価値の程度（水防値）により河川を「Aクラス」「Bクラス」および「Cクラス」の3段階に分け各々そなえつけの資材量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|------|-----------------|
| (1) 特に重要な水防区域 | Aクラス | 淀川、大和川資材基準量の50% |
| (2) 重要な水防区域 | Bクラス | 淀川、大和川資材基準量の30% |
| (3) その他 | Cクラス | 淀川、大和川資材基準量の10% |

「A」「B」「C」各クラスに属する河川名は、資料編付表第9表「河川別水防値及び資材整備基準表」のとおりとする。

3. 高潮区域

備蓄資材は河川Cクラスに準ずるものとする。

4. ため池

A級ため池については、その規模を勘案し淀川の資材量に相応するものとし、B級についてはその50%、C級については、相応する資材を備蓄するものとする。ABC各級に属するため池名及び資材量は、資料編付表第10表「ため池水防値及び資材表」のとおりとする。

第3節 水防施設及び資器材等の現況

府及び水防管理団体の保有する水防施設資器材等の現況は次のとおりである。

1. 管内保有水防施設資器材並びに水防要員表・・・・・・・・・・資料編付表第11表
2. 大阪府水防倉庫一覧表・・・・・・・・・・資料編付表第13表
3. 水防時の通信システム・・・・・・・・・・資料編付表第14表

第4節 輸送計画と道路情報

1. 輸送計画

水防管理団体は非常の際、要水防箇所への水防要員、水防資器材等の輸送及び土木事務所、隣接水防管理団体、その他関係行政機関への連絡経路を確保するため、あらゆる状況を想定して、輸送経路図を作成しておくものとする。

例えば、水防本部、土木事務所資材そなえつけ場所、近畿地方整備局関係機関、指定水防管理団体等相互の連絡経路及び資材輸送の機動力等確保について前もって調査し、具体策を立案しておくものとする。

2. 道路情報

水防資器材、人員等の輸送時の道路情報（通行止、片側通行等）は資料編付図第2図「国道（指定区間外）及び府道についての道路情報連絡網図」のようになっているので、必要に応じて利用するものとする。また水防管理団体は相互に道路情報を交換し輸送力の増大に努めるものとする。

第 8 章 監視及び警戒

第 1 節 常時監視

(1) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、巡視員を設け、水防法第 9 条の規定に基づき、随時、区域内の河川・海岸・堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

連絡を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供をするものとする。

また、河川管理者の合同巡視点検に水防管理者も参加するなど関係者間で重要水防箇所に係る情報共有を図ることが望ましい。

(2) ため池管理者は、前記に準じて水防上危険であると認められる箇所があるときは、水防管理者等をとおして、所轄現地指導班長（農と緑の総合事務所長）に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

第 2 節 非常警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視および警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側を 3 班に分かれて巡回し、（中小河川・溪流にあつては適宜班を構成する）特に次の状態に注意し異常を発見した場合には直ちに水防作業を開始すると共に所轄の現地指導班長に報告するものとする。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 越水又は溢水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防の取り付け部分の異常

なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- (7) 取入口の閉塞状況
- (8) 流域山崩れの状態
- (9) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (10) 余水吐及び放水路付近の状態
- (11) 重ね池の場合のその上部のため池の状態
- (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

第3節 警戒区域の設定

- (1) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防活動上必要がある場合、水防法第21条及び第24条の規定に基づき警戒区域を設定し無用の者の立入りを禁止し、もしくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。(法第21条及び第24条)
- (2) その他 大阪府地域防災計画「災害応急対策」第4章・第1節・第6 警戒区域の設定によるものとする。

第4節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第9章 避難のための立退き

第1節 避難のための立退計画

水防管理者は所轄警察署長及び関係機関と協議し、あらかじめ立退き計画を定め、水防計画書に明記すると共に、訓練等を実施し地域住民の安全確保に努めること。

なお、立退き計画には次の事項を具備するものとする。

- (1) 避難場所及びその責任者並びに収容人員
- (2) 避難経路及び誘導方法
- (3) 連絡系統及び連絡施設
- (4) 避難場所及び経路の標識並びに照明設備
- (5) 給水及び給食休養設備

第2節 避難及び立退き

1. 避難準備

河川の量水標が避難判断水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達し、洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合、水防管理者または水防本部長もしくはその命を受けた水防要員は、必要な地域に広報車、テレビ、ラジオ等によって高齢者等の避難や、高齢者等以外の人々の避難準備に資する情報を発信するものとする。

ため池については、ため池管理者は、降雨の状況に応じ、安全に十分に注意しながら、ため池の監視を行い、異常の有無を確認の上、異常があればただちに市町村、府に報告するとともに、市町村、府は必要な応急対策を講じる。

2. 避難のための立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が緊迫していると認めるときは、水防本部長又はその命を受けた水防要員もしくは、水防管理者は必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し第4信号、広報網、通信その他の方法によって避難のための立退きを指示できるものとする。

水防管理者が指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長に、その旨通知しなければならない。

3. 立退指示の周知徹底

実施責任者は、ラジオ、テレビ、信号、広報車あるいは広報網、その他の方法により区域居住者に周知徹底をはかるものとする。

第3節 水防信号

水防法第20条に基づき、水防に用いる信号は次のとおりとする。

警 鐘 信 号				サイレン信号					
第 1 信号	○ 休 止	○ 休 止	○ 休 止	約 5 秒	約 15 秒	約 5 秒	約 15 秒	約 5 秒	約 15 秒
				○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止
第 2 信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約 5 秒	約 6 秒	約 5 秒	約 6 秒	約 5 秒	約 6 秒
				○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止
第 3 信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約 10 秒	約 5 秒	約 10 秒	約 5 秒	約 10 秒	約 5 秒
				○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止	○ — 休 止
第 4 信号	乱 打			約 1 分	約 5 秒		約 1 分		
				○ —	休 止		○ — 休 止		
	1. 信号は適宜の時間継続すること。								
	2. 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。								
	3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。								

第1信号 河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風来襲時の危険風向の風速が秒速20m程度に達し、洪水、高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員および消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

(注)各水防管理団体は毎年6月中に警鐘又は吹鳴演習を行うものとする。

第10章 決壊・漏水等の通報及びその後の処置

第1節 決壊・漏水等の通報

1. 決壊・漏水等の通報

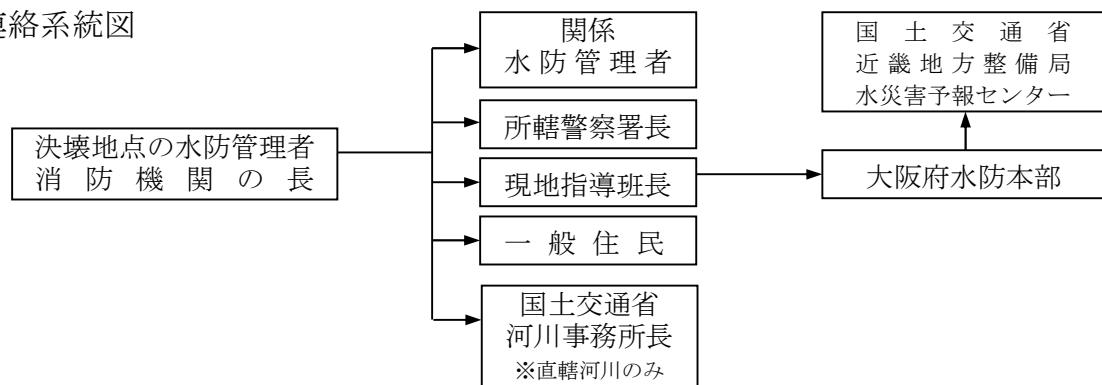
水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする（法第25条）。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2. 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、以下のとおり。通報先については、浸水想定区域図やリスク表示図などに基づき、あらかじめ確認しておくものとする。

連絡系統図



第2節 決壊等後の処置

1. 決壊等箇所の処置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。（法第26条）

2. 河川管理者による関係者及び一般への周知

堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者は関係者及び一般への周知を行う。伝

達方法は、第5章第5節の水位周知河川の水位到達情報の「3.連絡系統図」を準用し、一般へは報道機関を通じて周知する。

第 11 章 応援、協定及び出動要請

第 1 節 水防管理団体相互の応援と協定

水防管理者は緊急の必要があるときは他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めるものとし、応援を求められた者はできる限り、その求めに応じなければならない。応援は水防法第 23 条の規定及び次の定めにより行うものとする。

1. 応援のため派遣される団員は所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
2. 隣接する水防管理団体は協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし水防計画に定めるものとする。

第 2 節 警察への出動要請

水防管理者は、水防法第 21 条の警戒区域、同法第 22 条の警察官の援助の要求、同法第 29 条の立退きの指示等の事項について、水防時の対処方法を検討しておくと共に、所轄警察署長と十分に調整を行い、水防のために必要と認めた時は、次の事項を明らかにし、所轄警察署長に対して出動を要請するものとする。

- (1) 要請する事由
- (2) 出動希望人員
- (3) 機動力の概数
- (4) 希望する地区及び日時

第 3 節 自衛隊への派遣要請

救援を必要とする緊急事態の生じた時は、大阪府地域防災計画中の自衛隊の災害派遣について定めるところにより、大阪府知事から陸上自衛隊第 3 師団長に災害派遣を要請するものとする。救援のため派遣された自衛隊の誘導並びに現地における活動に関する連絡調整については、水防本部員がこれに当たる。

第 4 節 隣接府県との協定

1. 兵庫県との協定

大阪府は兵庫県と次のとおり協定する。

神崎川、左門殿川、猪名川に関係ある淀川右岸水防事務組合、豊中市、池田市、兵庫県川西市、伊丹市、尼崎市の水防管理者は次のとおり水防について協力応援するものとする。

- (1) 上下流及び対岸の水防管理者から応援を求められたときは、水防法第 23 条に基づいて行動する。

- (2) 前記の各水防管理者は相互の情報を通達する箇所及び使用する通信施設等を予め定めて情報を交換する。

2. 京都府との協定

- (1) 京都府管内における淀川及び同支川、木津川及び桂川の堤防が決壊又は溢水の危険ある場合又は決壊した場合は直ちに大阪府都市整備部河川室に通報するとともにその後の情報を連絡すること。
- (2) 上下流の各水防管理者から応援を求められたときは水防法第 23 条の規定に基づいて行動すること。

3. 奈良県との協定

大和川上流奈良県管下における水防管理者と下流大阪府管下の水防管理者との間における水防上の情報交換応援等につき奈良県と次のとおり協定する。

- (1) 奈良県管下における大和川の堤防が決壊又は溢水の危険ある場合あるいは堤防が決壊した場合は直ちに下流関係水防管理者に通報すると共にその後の情報連絡をとる。
- (2) 前項の各水防管理者は相互の情報連絡箇所及びこれの通信施設等を予め定めておく。
- (3) 上下流各水防管理者から応援を求められた時は水防法第 23 条に基づいて行動する。

第 5 節 企業（地元建設業等）との連携

大阪府においては、地震、台風時等における河川・海岸・港湾施設等の被害に対する応急対策作業等について、社団法人浚渫業協会と協定を締結している。協定書は資料編「水門操作協定等」にあるとおりである。また、各水防管理団体においても、防災協定を必要に応じて締結している。

水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は水防管理者の定めた水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 6 節 その他

大阪府地域防災計画「災害応急対策」第 1 章・第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援 第 4 広域応援等の受入れによるものとする。

道路啓開については、地震時道路点検・道路啓開マニュアル（案）（大阪府都市整備部）によるものとする。

第 12 章 記録及び報告

第 1 節 水防記録

水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7 水防法第 28 条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- 9 土地を一時使用した時はその箇所及び所有者住所氏名とその理由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指揮官・職氏名
- 14 立退の状況及びそれを指示した理由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 功労者及びその功績
- 17 以後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- 18 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じたときはその場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第 2 節 水防活動報告

1. 水防管理者は、水防終結後 3 日以内に、水防実施状況を資料編様式第 11-1、11-2 号に示す様式により所轄の現地指導班長に報告するものとする。
2. 現地指導班長は、資料編様式第 12 号によりとりまとめて様式第 11-2 号とともに、遅滞なく水防本部長に報告するとともに、水防本部長は、これらの報告について国（近畿地方整備局）に報告するものとする。

第 13 章 水防標識及び身分証票

第 1 節 水防標識

水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

1. 水防要員の標識

左腕に、腕章をつける。・・・資料編付図第 3 図「水防要員腕章」

2. 屯所の標識

昼間は、標識を掲げ、夜間は標灯を掲げる。・・・資料編付図第 4 図「水防標旗」

3. 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は、予め公安委員会の指定を受け次の標識を設備すること。

(1) モーターサイレン

(2) 赤ランプ中型（昼夜間共）

(3) 標旗

「緊急自動車用水防標旗図及び府所有緊急自動車所属一覧表」・・・資料編付図第 5 図

第 2 節 身分証票

水防法第 49 条第 2 項による本府職員の身分証票は資料編様式第 13 号のとおりとする。

第 14 章 費用負担及び公用負担

第 1 節 費用負担

1. 水防管理団体はその管轄区域の水防に要する費用は、各々当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

2. 水防管理団体の水防によって、当該水防により著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(法第 42 条の 2)

第 2 節 公用負担

1. 公用負担権限

水防のため必要があるときは水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第 28 条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用及び収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)から(4)((2))における収用を除く。)の権限を行使することができる。

2. 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使するものは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあっては、水防管理者から交付される公用負担権限証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。(法第 28 条) 資料編様式第 14 号

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、第 11 章第 5 節に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限証明書に代えることとする。

3. 公用負担の証票

公用負担の権限を行使した時は別記のような証票を 2 通作成しその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。(法第 28 条) 資料編様式第 15 号

4. 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償しなければならない。

第 15 章 水防管理団体の水防計画

- 1 指定水防管理団体は、毎年水防計画（具体的実施計画）を府の水防年度方針に基づいて定め、原則、6 月末日までに知事に届け出るものとする。
- 2 指定水防管理団体は、定めた水防計画の要旨を公表するよう努めなければならない。
- 3 その他水防管理団体も、1 に準じて水防計画を定めておくことが望ましい。
- 4 1 により定めた水防計画は、関係警察署長並びに消防署長に通知しておくものとする。

第 16 章 水防訓練

第 1 節 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中で、かつ夜間に行うような場合が多いため、作業時に混乱をきたさないように次の事項を取り入れて十分訓練を行うものとし、実施に当っては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努めるものとする。また、水防管理団体が主催する水防研修や近畿地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

- 1 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- 2 通報（電話、無線）
- 3 動員（水防団、消防団、居住者の応援）
- 4 輸送（資材、器材、人員）
- 5 工法（各水防工法）
- 6 樋門、角落しの操作
- 7 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第 2 節 実施時期

- 1 指定水防管理団体の水防訓練の実施時期は、原則、6 月末日までとし、年 1 回以上実施するものとする。
- 2 その他の水防管理団体は指定水防管理団体に準ずる。
- 3 土木事務所、港湾事務所、下水道事務所、農と緑の総合事務所は、水防本部の指示する時期に水防訓練を実施するものとする。

第17章 浸水想定区域などにおける円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び府は、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

国管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	淀川	H29.6.14	○	https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/maintenance/possess/sotei/index.html	大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、島本町、豊中市
大和川	大和川	H28.5.31	○	https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prep-are/disaster/disa_03.html	大阪市、堺市、藤井寺市、八尾市、柏原市、羽曳野市、松原市、東大阪市
淀川	猪名川	H28.6.14	○	https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/gaiyou/anzen/familiarity/index.html	豊中市、池田市

府管理河川

浸水想定区域公表HPアドレス：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html>

水系名	河川名	浸水想定区域指定年月日			関係市町村
		洪水予報 河川	水位周知 河川	その他 河川	
淀川	千里川	—	R2.11.30	R5.3.29	豊中市、箕面市
淀川	箕面川	—	R2.11.30	R5.3.29	池田市、箕面市、豊中市
淀川	石澄川	—	—	R5.3.29	池田市、箕面市
淀川	茶長阪川	—	—	R5.3.29	箕面市
淀川	余野川	—	R2.11.30	R5.3.29	池田市、箕面市、豊能町
淀川	木代川	—	—	R5.3.29	豊能町
淀川	切畑川	—	—	R5.3.29	豊能町
淀川	石田川	—	—	R6.3.26	豊能町
淀川	初谷川	—	—	R5.3.29	豊能町
淀川	猪名川	—	—	R5.3.29	池田市
淀川	一庫・ 大路次川	—	—	R5.3.29	能勢町
淀川	山田川	—	—	R5.3.29	能勢町
淀川	長谷川	—	—	R6.3.26	能勢町
淀川	山辺川	—	—	R5.3.29	能勢町
淀川	田尻川	—	—	R5.3.29	能勢町
淀川	野間川	—	—	R6.3.26	能勢町
淀川	大原川	—	—	R5.3.29	能勢町
淀川	神崎川	R5.12.8	—	R5.12.8	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、 摂津市、高槻市
淀川	左門殿川	—	—	R5.3.29	大阪市
淀川	中島川	—	—	R5.3.29	大阪市
淀川	西島川	—	—	R5.3.29	大阪市
淀川	天竺川	—	R2.1.31	—	大阪市、豊中市
淀川	兎川	—	R2.1.31	—	大阪市、豊中市
淀川	高川	—	R2.1.31	—	大阪市、豊中市
淀川	旧猪名川	—	—	R6.3.26	豊中市
淀川	糸田川	—	—	R5.12.8	吹田市
淀川	上の川	—	—	R6.3.26	吹田市
淀川	安威川	R5.12.8	—	R5.12.8	茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、 大阪市

水系名	河川名	浸水想定区域指定年月日			関係市町村
		洪水予報 河川	水位周知 河川	その他 河川	
淀川	山田川	—	R2.3.25	R5.3.29	吹田市、摂津市
淀川	茨木川	—	R2.3.25	—	茨木市、摂津市
淀川	正雀川	—	—	R5.3.29	吹田市
淀川	正雀川 分水路	—	—	R5.3.29	吹田市、摂津市
淀川	大正川	—	—	R5.3.29	茨木市、摂津市
淀川	境川	—	—	R6.3.26	摂津市
淀川	新大正川	—	—	R5.3.29	茨木市、吹田市
淀川	佐保川	—	—	R5.3.29	茨木市
淀川	勝尾寺川	—	—	R5.3.29	茨木市、箕面市
淀川	川合裏川	—	—	R5.3.29	茨木市、箕面市
淀川	裏川	—	—	R5.3.29	箕面市
淀川	箕川	—	—	R6.3.26	茨木市
淀川	郷之久保川	—	—	R5.3.29	箕面市
淀川	下音羽川	—	—	R5.12.8	茨木市
淀川	芥川	—	R2.3.25	R5.3.29	高槻市
淀川	女瀬川	—	R2.3.25	R5.3.29	茨木市、高槻市、摂津市
淀川	東山川	—	—	R6.3.26	高槻市
淀川	檜尾川	—	R2.3.25	R5.3.29	高槻市
淀川	水無瀬川	—	R2.3.25	R5.3.29	島本町、高槻市
淀川	田能川	—	—	R5.3.29	高槻市
淀川	年谷川	—	—	R5.3.29	高槻市
淀川	船橋川	—	R2.3.25	R5.3.29	枚方市
淀川	穂谷川	—	R2.3.25	R5.3.29	枚方市、交野市
淀川	天野川	—	R2.3.25	R5.3.29	枚方市、交野市、四條畷市
淀川	藤田川	—	—	R6.3.26	枚方市
淀川	前川	—	—	R6.3.26	枚方市、交野市
淀川	北川	—	—	R6.3.26	枚方市、交野市
淀川	寝屋川	H31.3.20	—	R5.3.29	大阪市、守口市、寝屋川市、大東市、 門真市、東大阪市、四條畷市
淀川	古川	H31.3.20	—	—	大阪市、守口市、門真市
淀川	恩智川	H31.3.20	—	—	大東市、東大阪市、八尾市

水系名	河川名	浸水想定区域指定年月日			関係市町村
		洪水予報 河川	水位周知 河川	その他 河川	
淀川	第二 寝屋川	H31.3.20	—	—	大阪市、東大阪市、八尾市
淀川	楠根川	H31.3.20	—	—	東大阪市、八尾市
淀川	平野川	H31.3.20	—	—	大阪市
淀川	平野川 分水路	H31.3.20	—	—	大阪市
淀川	城北川	—	—	R5.3.29	大阪市
淀川	音川	—	—	R6.3.26	東大阪市
淀川	大川	—	—	R5.3.29	大東市、東大阪市
淀川	長門川	—	—	R6.3.26	東大阪市
淀川	箕後川	—	—	R6.3.26	八尾市、東大阪市
淀川	日下川	—	—	R5.3.29	東大阪市
淀川	寝屋川 導水路	—	—	R5.3.29	寝屋川市
淀川	讃良川	—	—	R5.3.29	寝屋川市、四條畷市
淀川	岡部川	—	—	R6.3.26	寝屋川市、四條畷市
淀川	清滝川	—	—	R6.3.26	寝屋川市、四條畷市
淀川	清滝川 分水路	—	—	R6.3.26	四條畷市
淀川	江蟬川	—	—	R6.3.26	寝屋川市、四條畷市、大東市
淀川	谷田川	—	—	R6.3.26	大東市
淀川	鍋田川	—	—	R6.3.26	大東市
淀川	打上川	—	—	R6.3.26	寝屋川市
淀川	たち川	—	—	R6.3.26	交野市、寝屋川市
淀川	権現川	—	—	R5.3.29	大東市、四條畷市
淀川	旧淀川(大 川・堂島 川・安治川)	—	—	R4.2.25	大阪市
淀川	土佐堀川	—	—	R4.2.25	大阪市
淀川	木津川	—	—	R4.2.25	大阪市
淀川	尻無川	—	—	R4.2.25	大阪市
淀川	正蓮寺川	—	—	R4.2.25	大阪市
淀川	六軒家川	—	—	R4.2.25	大阪市
大和川	石川	R3.1.29	R3.1.29	R5.3.29	大阪市、松原市、八尾市、柏原市、 藤井寺市、羽曳野市、富田林市、太子町、 河南町、河内長野市

水系名	河川名	浸水想定区域指定年月日			関係市町村
		洪水予報 河川	水位周知 河川	その他 河川	
大和川	飛鳥川	—	—	R5.3.29	羽曳野市、太子町
大和川	佐備川	—	—	R5.3.29	富田林市、河南町
大和川	宇奈田川	—	—	R6.3.26	富田林市
大和川	石見川	—	—	R5.3.29	河内長野市
大和川	加賀田川	—	—	R6.3.26	河内長野市
大和川	太井川	—	—	R5.3.29	羽曳野市、富田林市、太子町
大和川	梅川	—	—	R5.3.29	羽曳野市、富田林市、太子町、河南町
大和川	千早川	—	—	R5.3.29	羽曳野市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村
大和川	水越川	—	—	R5.3.29	河南町、千早赤阪村
大和川	天見川	—	—	R5.3.29	河内長野市
大和川	原川	—	—	R5.3.29	柏原市
大和川	西除川	—	R1.11.26	R5.3.29	大阪市、堺市、松原市、大阪狭山市、河内長野市
大和川	西除川 放水路	—	—	R5.3.29	堺市
大和川	三津屋川	—	—	R5.3.29	大阪狭山市
大和川	東除川	—	R1.11.26	R5.3.29	大阪市、堺市、八尾市、富田林市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市
大和川	落堀川	—		R5.3.29	八尾市、松原市、藤井寺市
石津川	石津川	—	R2.11.30	R5.3.29	堺市、高石市
石津川	百済川	—	—	R6.3.26	堺市
石津川	百舌鳥川	—	—	R5.3.29	堺市
石津川	和田川	—	—	R5.3.29	堺市
石津川	陶器川	—	—	R5.3.29	堺市
石津川	妙見川	—	—	R5.3.29	堺市
芦田川	芦田川	—	R2.3.25	—	堺市、泉大津市、高石市
芦田川	芦田川 分水路	—	—	R5.3.29	高石市
王子川	王子川	—	—	R6.3.26	和泉市、泉大津市、高石市
大津川	大津川	H31.3.20	—	—	和泉市、泉大津市、忠岡町、高石市
大津川	槇尾川	H31.3.20	—	R5.3.29	和泉市、泉大津市、忠岡町
大津川	牛滝川	H31.3.20	—	R5.3.29	和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市
大津川	東槇尾川	—	—	R5.3.29	和泉市
大津川	父鬼川	—	—	R6.3.26	和泉市

水系名	河川名	浸水想定区域指定年月日			関係市町村
		洪水予報 河川	水位周知 河川	その他 河川	
大津川	松尾川	—	—	R5.3.29	和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市
佐野川	佐野川	—	H31.3.20	—	泉佐野市
佐野川	住吉川	—	—	R5.3.29	泉佐野市、熊取町
佐野川	雨山川	—	—	R5.3.29	泉佐野市、熊取町
津田川	津田川	—	R2.10.20	R5.3.29	岸和田市、貝塚市
春木川	春木川	—	R2.10.20	R5.3.29	岸和田市
見出川	見出川	—	R2.10.20	R5.3.29	貝塚市、泉佐野市、熊取町
近木川	近木川	—	R2.10.20	R5.3.29	貝塚市
近木川	鉦谷川	—	—	R5.3.29	貝塚市
檜井川	檜井川	—	R2.10.20	R5.3.29	泉南市、泉佐野市、田尻町
檜井川	新家川	—	—	R5.3.29	泉南市
男里川	男里川	—	R2.10.20	—	泉南市、阪南市
男里川	金熊寺川	—	—	R6.3.26	泉南市、阪南市
男里川	菟砥川	—	—	R5.3.29	阪南市
男里川	山中川	—	—	R6.3.26	阪南市
茶屋川	茶屋川	—	—	R5.3.29	阪南市
大川	大川	—	—	R5.3.29	岬町
東川	東川	—	—	R5.3.29	岬町
東川	西川	—	—	R5.3.29	岬町
番川	番川	—	—	R5.3.29	岬町

第2節 高潮浸水想定区域の指定状況

府は、水位周知海岸について、海岸が高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

水位周知海岸の高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

海岸名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
大阪湾沿岸	R2.8.5	○	https://www.pref.osaka.lg.jp/kowan/bousai-ikikanri/takashioshinsuisoute.html	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町

第3節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報、その他の人的被害が生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水または高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地上に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

(大規模工場等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

第4節 洪水・内水・高潮ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記第3節①～⑤に掲げる事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項のうち洪水時等において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。)を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布、インターネットを利用した提供、その他の適切な方法により提供しておくものとする。

第5節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第6節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第7節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長へ報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施し、その結果を市町村長に報告するものとする。計画の作成、訓練結果の報告を受けた市町村長は必要な助言又は勧告をすることができる。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。また、計画の作成、訓練結果の報告を受けた市町村長は避難確保計画及び避難訓練の内容について助言又は勧告をすることができる。

市町村は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第8節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第9節 洪水リスク表示図の公表

洪水リスク表示図は、平成22年6月に大阪府が策定した「今後の治水対策の進め方」に基づき、自宅などの近くを流れる府管理河川が様々な大雨による洪水であふれた時の危険度を表したものであり、地域住民の生命財産を水害から守ることを目的とし、平常時から住民に周知を図り、災害時の避難行動等に役立てていくものである。洪水リスク表示図は、現時点での最新の知見に基づき、浸水の事象を現実に近い形で再現したものであり、今後、洪水ハザードマップの作成や避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定などに活用していくものである。

洪水リスク表示図の公表対象河川は府が管理する154河川全てであり、平成25年3月31日をもって、すべての対象河川の公表を行った。

洪水リスク表示図公表HPアドレス【<http://www.river.pref.osaka.jp/>】

第 10 節 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定する地区である。現在、大阪府内には指定された地区は無い。今後、必要に応じて水防管理者が指定するとともに、河川管理者は水防管理者からの要望により、以下の事項の支援を行う。

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第 11 節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

水害や土砂災害、高潮から住民の生命を守るためには、大阪府などの防災関係機関は市町村が避難指示等を判断するのに必要な情報を市町村にわかりやすく伝達しなければならない。また、これを受けて市町村は、適切な時期に適当な対象地域に避難指示等を発令及び伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を実現することが重要である。

このため、市町村は、大規模な水害や土砂災害の発生に備えて避難指示等の判断並びに伝達に関し、どのような状況でどこの区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の具体的な判断基準や対象区域の設定、情報伝達体制等について取りまとめた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備しておくことが肝要である。また、避難指示、緊急安全確保を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、市町村は府に対し、当該指示等に関する情報について、助言を求めることができる。

第 12 節 ため池ハザードマップ

防災重点ため池 A 級、B 級、C 級をその区域に含む市町村の長は、防災重点ため池 A 級、B 級、C 級が、大雨や地震等により堤体が損傷を受け、破堤するなどを想定した際の浸水想定区域、浸水到達時間、水深等を示す浸水想定区域図に加え、避難場所や円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項等を掲載した、「ため池ハザードマップ」の作成および影響する住民への公表に努めるものとし、ため池ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

また、ため池ごとに第 11 節に準じた「避難情報の判断・伝達マニュアル」の整備に努めるものとする。

関 連 法 令 等

1. 水 防 法	113
2. 気象業務法（抄）	131
3. 気象業務法施行令（抄）	135
4. 大阪府水防協議会条例	138
5. 大阪府水防協議会運営要綱	140
6. 大阪府水防協議会構成	141
7. 大阪府防災行政無線電話一覧	142
8. 水防関係機関連絡先	143

1. 水 防 法

(昭和24年6月4日法律第193号)

最終改正:令和5年5月 31 日法律第 37 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の

水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権

を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項 に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計

画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道

府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号 に規定する公共下水道、同条第四号 に規定する流域下水道又は同条第五号 に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者

に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の

規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定める

のは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項 の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項 に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域 同法第五十五条 に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街

等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等

の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑

かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸

水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うた

めの協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八

第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通

の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、

竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防

事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防

により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を

携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百一十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(以 下 略)

2. 気象業務法 [抄]

(昭和27年6月2日法律第165号)

最終改正:令和5年5月 31 日法律第 37 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「気象」とは、大気(電離層を除く。)の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- 一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - 二 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。)に限る。)及び水象の予報及び警報
 - 三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
 - 四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表
 - 五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表
 - 六 前各号の業務を行うに必要な研究
 - 七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務
- 5** この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

第二章 観測

(気象庁以外の者の行う気象観測)

第六条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
- 二 教育のために行う気象の観測
- 三 国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 その成果を発表するための気象の観測
- 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3 前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

(観測に使用する気象測器)

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船

舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造(材料の性質を含む。)及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行つた観測又は前項の検定に合格した気象測器を用いた観測(以下この項において「本観測」という。)の成果に基づいて同条第一項の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測(以下この項において「補完観測」という。)に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであつても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる。

第三章 予報及び警報

(予報及び警報)

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。)、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る

外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報(第十五条の二第一項において「特別警報」という。)をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量(氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深)を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項

の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

5 第十三条第三項の規定は、第一項から第三項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

(予報業務の許可)

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務(以下「予報業務」という。)を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下この章において「許可」という。)は、予報業務の目的及び範囲(土砂崩れ(崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。)、高潮、波浪又は洪水の予報の業務(以下「気象関連現象予報業務」という。))をその範囲に含む予報業務の許可にあつて

は、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。)を定めて行う。

3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務(以下「特定予報業務」という。)をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(予報及び警報の標識)

第二十四条 形象、色彩、灯光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれをしなければならない。

第五章 検定

(合格基準等)

第二十八条 第九条第一項の登録を受けた者(以下「登録検定機関」という。)は、別表の上欄に掲げる気象測器について、検定の申請があつたときは、その気象測器が次の各号のいずれにも適合するかどうかについて検査し、適合すると認めるときは、合格の検定をしなければならない。

一 その種類に応じて国土交通省令で定める構造(材料の性質を含む。)を有すること。

二 その器差が国土交通省令で定める検定公差を超えないこと。

2 登録検定機関は、第三十二条第一項の型式証明を受けた型式の気象測器について、前項の検査を行う場合には、同項第一号に適合するかどうかの検査を行わないことができる。

3 前項の規定により第一項第一号に適合するかどうかの検査を行わない場合における同項第二号に適

合するかどうかの検査については、第三十二条の二第一項の認定を受けた者が国土交通省令で定めるところにより器差の測定を行つたときは、その測定の結果を記載した書類によりこれを行うことができる。

(検定の有効期間)

第三十一条 構造、使用条件、使用状況等からみて検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして国土交通省令で定める気象測器の検定の有効期間は、その国土交通省令で定める期間とする。

3. 気象業務法施行令 [抄]

(昭和27年11月29日政令第471号)

最終改正:令和5年10月4日政令第299号

(一般の利用に適合する予報及び警報)

第四条 法第十三条第一項の規定による気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
天気予報	当日から三日以内における風、天気、気温等の予報
週間 天気予報	当日から七日間の天気、気温等の予報
季節予報	当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地震動 予 報	地震動(発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。)の予報
火山現象 予 報	噴火、降灰等の予報
津波予報	津波の予報
波浪予報	当日から三日以内における風浪、うねり等の予報
気 象 注 意 報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地震動 注 意 報	地震動によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火山現象	噴火、降灰等によつて災害が起こる

注 意 報	おそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
土砂崩れ 注 意 報	大雨、大雪等による土砂崩れによつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津 波 注 意 報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪 水 注 意 報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気象警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪に関する警報
地震動 警 報	地震動に関する警報
火山現象 警 報	噴火、降灰等に関する警報
土砂崩れ 警 報	大雨、大雪等による土砂崩れの地面現象に関する警報
津波警報	津波に関する警報
高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波浪警報	風浪、うねり等に関する警報
洪水警報	洪水に関する警報

2 法第十三条第二項の規定による津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
海面水温 予 報	海洋の表面における水温の予報
海流予報	海流の状況の予報
海水予報	沿岸における海水の状況の予報
浸 水 注 意 報	浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸水警報	浸水に関する警報

(特別警報)

第五条 法第十三条の二第一項 の規定による特別警報は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
気 象 特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地 震 動 特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象 特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
土砂崩れ 特別警報	大雨、大雪等による土砂崩れの地面現象に関する特別警報
津 波 特別警報	津波に関する特別警報
高 潮 特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波 浪 特別警報	風浪、うねり等に関する特別警報

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第七条 法第十四条の二第一項 の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種 類	内 容
-----	-----

水防活動用 気象注意報	風雨、大雨等によつて水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 気 象 警 報	暴風雨、大雨等によつて重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用 津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 津 波 警 報	津波に関する警報
水防活動用 高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用 高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用 洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 洪 水 警 報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第八条 法第十五条第一項 の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知先に行うものとする。

一 法第十三条第一項 の規定による警報をした場合 次の表の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

種 類	通 知 先
気象警報 高潮警報 波浪警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 震 動 警 報	日本放送協会の機関
火山現象 警 報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西

津波警報	日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
土砂崩れ 警 報 洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

二 法第十四条第一項 の規定による警報をした場合 次の表の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

種 類	通 知 先
飛行場警報 空 域 警 報	国土交通省の機関
海 上 警 報	海上保安庁の機関

三 法第十四条の二第一項 の規定による警報をした場合 次の表の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

種 類	通 知 先
水防活動用 気 象 警 報 水防活動用 高 潮 警 報 水防活動用 洪 水 警 報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用 津 波 警 報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報をした場合 消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

（特別警報に係る警報事項の通知）

第九条 法第十五条の二第一項 の規定による通知は、次の表の上欄に掲げる特別警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先に行うものとする。

種 類	通 知 先
気 象 特別警報 高 潮 特別警報 波 浪 特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 震 動 特別警報	日本放送協会の機関
火山現象 特別警報 津 波 特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
土砂崩れ 特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

（気象庁以外の者の行うことができる警報）

第十条 法第二十三条 ただし書の政令で定める場合は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が津波警報をする場合とする。

4. 大阪府水防協議会条例

本府議会の議決を経て水防法第8条第1項の規定に基づく大阪府水防協議会条例を次のように定める。

平成12年3月31日

大阪府知事 齊藤房江

大阪府条例第37号

大阪府水防協議会条例

最終改正:平成 28 年 4 月 1 日条例第 9 号

(設置)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第八条第一項の規定に基づき、大阪府水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者である委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は日額八千三百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 会長並びに委員及び幹事のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第七条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)第七条の規定は、会長及び委員の費用弁償の額について準用する。

2 幹事の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

3 前二項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

4 前三項の規定にかかわらず、会長並びに委員及び幹事のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第八条 会長、委員及び幹事の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行す

る。

附 則(平成一八年条例第九号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五五号)

この条例は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第一一号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年条例第八六号)抄

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第九号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

5. 大阪府水防協議会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は大阪府水防協議会条例(平成12年大阪府条例第37号)第9条の規定に基づき、大阪府水防協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面等による開催)

第二条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議を書面その他の方法により開催することができる。

2 前項の方法による会議は、委員の二分の一以上の同意を得なければ開催することができない。

3 第一項により開催した会議の議事は、前項で同意を得た委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前項の規定により議決を行った場合、会長はその結果を速やかに委員に通知する。

附 則

この要綱は、令和二年四月十三日から施行する。

6. 大阪府水防協議会構成

(順不同)

会 長	大 阪 府 知 事
委 員	大 阪 府 市 長 会 会 長
〃	大 阪 府 町 村 長 会 会 長
〃	大 阪 市 建 設 局 理 事
〃	堺 市 建 設 局 土 木 部 長
〃	近畿地方整備局河川部水災害予報センター長
〃	大 阪 府 都 市 整 備 部 長
〃	大 阪 市 建 設 局 道 路 河 川 部 長
〃	堺 市 建 設 局 土 木 部 河 川 水 路 課 長
〃	大阪管区气象台気象防災部次長
〃	大阪府警察本部警備第二課管理官
〃	大 阪 市 消 防 局 警 防 部 長
〃	堺 市 消 防 局 警 防 部 長
〃	陸上自衛隊第3師団司令部第3部長
〃	大 阪 府 危 機 管 理 監
〃	西日本電信電話株式会社関西支店災害対策室長
〃	KDDI 株式会社関西総支社管理部長
〃	日本放送協会大阪放送局コンテンツセンター第2部専任部長
〃	株式会社毎日放送報道情報局長
〃	独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社施設管理課長
〃	大阪府議会都市住宅常任委員会委員長
〃	大阪府社会福祉協議会常務理事
〃	大阪地下街株式会社取締役

7. 大阪府防災行政無線電話一覧

事務所等	グループ等	無線電話番号
【都市整備部】		
大阪府水防本部		8-200-2943,2944
事業調整室	防災計画 グループ	8-200-3907
公園課	公園活性化グループ	8-200-2978
河川室	計画 グループ	8-200-2934
道路室、交通戦略室	環境整備 グループ	8-200-2926
下水道室	維持管理 グループ	8-200-3950 (下水道事務所から発信時8-80-200-3950)
用地課	総務 グループ	8-200-2990

事務所等	グループ等	無線電話番号
【土木事務所等】		
池田土木事務所	地域支援・防災グループ 防災専用電話	8-301-375 8-321-8900,8910
茨木土木事務所	地域支援・防災グループ 防災専用電話	8-300-535 8-300-8910
枚方土木事務所	地域支援・防災グループ 防災専用電話	8-306-435 8-306-8910
八尾土木事務所	地域支援・防災グループ 防災専用電話	8-305-283 8-305-8910
富田林土木事務所	地域支援・防災グループ 防災専用電話	8-304-203 8-304-8910
鳳土木事務所	地域支援・防災グループ 防災専用電話	8-302-321 8-302-8910
岸和田土木事務所	地域支援・防災グループ 防災専用電話	8-303-331,335 8-303-8910
西大阪治水事務所	防災専用電話 監視操作室	8-320-8900,8910 8-320-701～715
寝屋川水系 改修工営所	防災専用電話	8-321-8900,8910
北部流域下水道事務所	企画グループ 防災専用電話	8-280-30-234 8-280-30-8902 (他下水道事務所から発信時8-30-234,8-30-8902)
東部流域下水道事務所	防災専用電話	8-280-40-8903,8904 (他下水道事務所から発信時8-40-8903,8-40-8904)
南部流域下水道事務所	防災専用電話	8-280-70-8900 (他下水道事務所から発信時8-70-8900)

事務所等	グループ等	無線電話番号
【政策企画部】		
危機管理室	災害対策グループ 当直室 防災情報センター	8-200-8921 8-200-4887 8-200-8922

事務所等	グループ等	無線電話番号
【大阪港湾局】		
泉州港湾・海岸部（泉大津）	危機管理担当 防災専用電話	8-322-126 8-322-8910

事務所等	グループ等	無線電話番号
【環境農林水産部】		
農政室整備課	防災専用電話	8-200-8971
北部農と緑の総合事務所	防災専用電話	8-300-8920
中部農と緑の総合事務所	防災専用電話	8-305-8920
南河内農と緑の総合事務所	防災専用電話	8-304-8920
泉州農と緑の総合事務所	防災専用電話	8-303-8920
滝畑ダム		8-240-391-8900

事務所等	グループ等	無線電話番号
【水防事務組合】		
淀川左岸水防事務組合		8-240-851-8900 ,8901,8902,8800
淀川右岸水防事務組合		8-240-852-1
大和川右岸水防事務組合		8-240-853-8900
恩智川水防事務組合		8-855-8950

事務所等	グループ等	無線電話番号
【関係機関】		
国土交通省近畿地方整備局	(災害対策室)	8-820-8930
大阪管区气象台	予報課 現業室	8-816-8930
大阪府警察本部	通信指令室	8-830-8986
陸上自衛隊	第3師団 第36普通科連隊 第37普通科連隊	8-823-8900,1 8-240-824-8900～2 8-240-825-8900 ,8901,8902

8. 水防関係機関連絡先

名 称	NTT電話	無線電話番号等
【大阪府の機関】		
大 阪 府 水 防 本 部	06-6944-6167	8-200-2943,2944
危 機 管 理 室	06-6944-6021	8-200-8921
事 業 調 整 室	06-6944-9268	8-200-3907
公 園 課	06-6944-6795	8-200-2978
河 川 室	06-6944-7592	8-200-2934
道 路 室、交通戦略室	06-6944-9291	8-200-2926
下 水 道 室	06-6944-6792	8-200-3950(下水道事務所から発信時8-80-200-3950)
用 地 課	06-6944-9316	8-200-2989
池 田 土 木 事 務 所	072-752-4111	8-301-375
茨 木 土 木 事 務 所	072-627-0653	8-300-535
枚 方 土 木 事 務 所	072-844-1331	8-306-435
八 尾 土 木 事 務 所	072-922-7876	8-305-283
富田林 土 木 事 務 所	0721-25-6001	8-304-203
鳳 土 木 事 務 所	072-273-0123	8-302-250～257
岸和田 土 木 事 務 所	072-439-3601	8-303-331,335,408
西大阪 治 水 事 務 所	06-6541-7771	8-320-701～715
大 阪 港 湾 局	0725-21-7246	8-322-8910
寝屋川水系 改修工営所	06-6962-7661	8-321-8900
モノレール 建設事務所	06-4306-3162	—
北 部 流域下水道事務所	072-620-6672	8-280-30-8901～8903(他下水道事務所から発信時8-30-8901～8903)
東 部 流域下水道事務所	06-6784-3721	8-280-40-8903,8904(他下水道事務所から発信時8-40-8903,8904)
南 部 流域下水道事務所	072-438-7406	8-280-70-8900,8901(他下水道事務所から発信時8-70-8900,8901)
農政室	06-6210-9600	8-200-2775
北部農と緑の総合事務所	072-627-1121	8-300-415
中部農と緑の総合事務所	072-994-1515	8-305-384
南河内農と緑の総合事務所	0721-25-1131	8-304-210
泉州農と緑の総合事務所	072-439-3601	8-303-207
【関係機関】		
国 土 交 通 省 河川保全企画室	03-5253-8448	M 80-35462
国土交通省近畿地方整備局 水災害予報センター	06-6944-8853	M 86-3866 8-820-8930(災害対策室)
国土交通省近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	072-856-3131	M 7-51-281
国土交通省近畿地方整備局 淀 川 河川事務所	072-843-2861	M 7-52-351
国土交通省近畿地方整備局 大和川 河川事務所	072-971-1381	M 7-53-351
国土交通省近畿地方整備局 猪名川 河川事務所	072-751-1111	M 7-54-308
大阪管区气象台 気象防災部 予報課	06-6949-6303	8-816-8930
大阪府警察本部	(代) 06-6943-	8-830-8985
陸 上 自 衛 隊 第 3 師団司令部	072-781-0021 昼間(内3227) 夜間(内3301)	8-823-8900,8901
陸 上 自 衛 隊 第 36 普通科連隊	072-782-0001 昼間(内4193) 夜間(内4004)	8-240-828-8900～2
陸 上 自 衛 隊 第 37 普通科連隊	0725-41-0090 昼間(内226) 夜間(内302)	8-240-825-8900,8901,8902
大阪港湾局(市) ATC	06-6615-7717	8-500-35-1001
大阪港湾局(市)中之島分室	06-6208-8837	8-500-5211
港湾防災センター	06-6572-2688	8-500-6332

名 称	NTT電話	無線電話番号
【市町村水防管理者】		
大 阪 市 工 務 課	06-6615-6843	8-500-31-8203
池 田 市 土木管理課	072-754-6378	8-504-348
箕 面 市 市民安全政策室	072-724-6750	8-520-8900
豊 中 市 危機管理課	06-6858-2683	8-503-8900
能 勢 町 住 民 課	072-734-0107	8-535-8900
豊 能 町 総 務 課	072-739-3415	8-534-8900
高 槻 市 危機管理室	072-674-7314	8-507-8900
茨 木 市 危機管理課	072-620-1617	8-511-8900
吹 田 市 危機管理室	06-6384-1753	8-505-8900
摂 津 市 防災危機管理課	06-6383-1325	8-524-8900
島 本 町 危機管理室	075-962-0380	8-533-8900
枚 方 市 土木政策課	072-841-1221(内3800)	8-510-3800
寝屋川市 危機管理部防災課	072-825-2194	8-515-8900
守 口 市 危機管理室	06-6992-1497	8-509-8900
門 真 市 危機管理課	06-6902-5812	8-523-8900
大 東 市 危機管理室	072-889-1511	8-449-8901
交 野 市 道路河川課	072-892-0121	8-530-8900
四條畷市 都市政策課	072-877-2121	8-529-8900
東大阪市 土木環境課	06-4309-3218	8-527-3162
八 尾 市 危機管理課	072-924-9870	8-512-8900
柏 原 市 都市管理課	072-972-1598	8-521-4112
松 原 市 危機管理課	072-334-1550	8-517-8900
藤井寺市 危機管理室	072-939-1111	8-526-8900
羽曳野市 危機管理室	072-958-1111	8-522-8900
富田林市 危機管理室	0721-25-1000	8-514-8900
河内長野市 危機管理課	0721-53-1111	8-516-3900
大阪狭山市 危機管理室	072-366-0011	8-531-7900
太 子 町 危機管理課	0721-98-0300	8-540-8900
河 南 町 危機管理室	0721-93-2500	8-541-8900
千早赤阪村 危機管理課	0721-72-0081	8-542-8900
堺 市 土木監理課	072-228-7416	8-854-8940
和 泉 市 都市整備室	0725-99-8138	8-519-1464
高 石 市 危機管理課	(代)072-265-1001	8-525-2562,8900
泉大津市 危機管理課	(代)0725-33-1131	8-506-8900
忠 岡 町 建 設 課	(代)0725-22-1122	8-536-303
岸和田市 危機管理課	072-423-9437	8-502-8900
貝 塚 市 危機管理室	072-433-7392	8-508-8900
泉佐野市 危機管理課	072-464-3720	8-513-5900
泉 南 市 危機管理課	072-479-3601	8-528-8900
阪 南 市 危機管理課	072-471-5678	8-532-8900
熊 取 町 水とみどり課	072-452-6403	8-537-356・357
田 尻 町 土木下水道課	072-466-5007	8-538-8900
岬 町 まちづくり戦略室	072-492-2759	8-539-8900
【水防事務組合】		
淀 川 左 岸 水防事務組合	072-841-2310	8-240-851-8900,8901,8902,8800
淀 川 右 岸 水防事務組合	06-6302-8721	8-240-852-1
大和川右岸 水防事務組合	06-6694-0271	8-240-853-8900
恩 智 川 水防事務組合	072-994-1515	8-855-8950

- 無線電話番号で先頭に「M」が付記されたものは、国交省のマイクロ無線電話の番号
- 無線電話番号で「8」から始まるものは、大阪府防災行政無線電話の番号
(8～280は府庁における防災行政無線の発信特番であり、府庁外の出先機関は8と設定されている)

